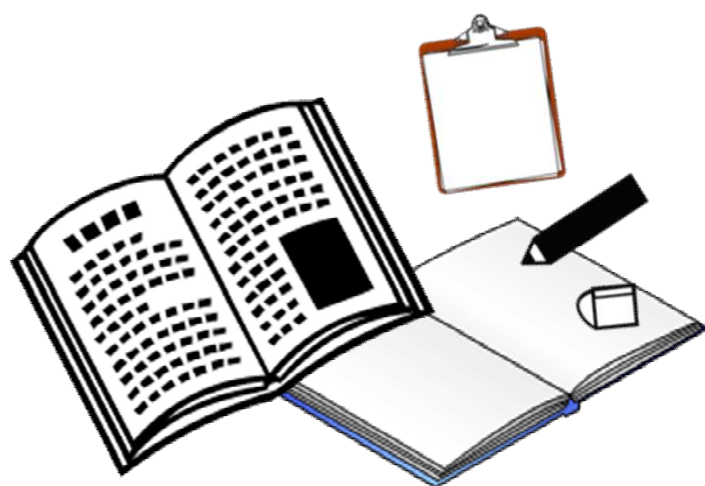


社会福祉法人  
認可申請ハンドブック  
—資料編—



令和5年4月

伊勢市健康福祉部 福祉監査室



伊勢市

## 目 次

1	社会福祉法人審査基準	1
2	社会福祉法人審査要領	14
3	入札契約等の取扱い	19
4	社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進	22
5	税額控除に係る証明事務	25
6	社会福祉法人制度改革FAQ	34
7	社会福祉法人制度改革Q&A	49 50
8	社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するQ&A	49 79
9	「会計監査及び専門家による支援等について」のQ&A	49 82
10	社会福祉法（施行令、施行規則）三段表	49 84
11	社会福祉施設等の施設整備の補助	49 147
12	社会福祉施設の災害復旧費の補助	49 173
13	社会福祉連携推進法人認定・運営基準	176
14	社会福祉連携推進法人関連条文読替表	209

# 1 社会福祉法人審査基準

「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」より。 ※令和元年9月13日改正

## 第1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

なお、法人は、法第4条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有していること、また、法第24条第2項の趣旨を踏まえ、地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものであること。

### 1 社会福祉事業

- (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- (2) 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。
- (3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- (5) 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。

なお、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を経営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。

- (6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。
- (7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみを

もって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

## 2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること。(社会福祉事業であるものを除く。)
  - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
  - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等(以下「入浴等」という。)を支援する事業
  - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
  - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
  - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
  - カ 子育て支援に関する事業
  - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
  - ク ボランティアの育成に関する事業
  - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)
  - コ 社会福祉に関する調査研究等
- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- (6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

## 3 収益事業

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下(3)において同じ。)の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。

- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- (6) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、(3)は適用されないものであること。

## 第2 法人の資産

### 1 資産の所有等

#### (1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

#### (2) 特例

**三重県ではア、カの及びク場合については、一定の制限を行う場合があります。**

##### ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

##### イ 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

##### ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては、「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。

ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

## (1) 基本財産

- ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。
- イ 社会福祉施設を経営する法人にあつては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。
- ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。
- エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合には、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合には、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合には、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援発第0508002号）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- キ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあつては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（以下「市区町村社会福祉協議会」

と総称する。)にあつては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

(2) その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。

イ その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

(3) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

3 資産の管理

(1) 基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

① 価格の変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)

② 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)

③ 減価する財産(建築物、建造物等減価償却資産)

④ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)

(2) 基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること。

① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること。

② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること。

③ 未公開株への抛出(額)が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること。

(3) 法人の財産(基本財産、基本財産以外の財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。



#### 4 残余財産の帰属

定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

### 第3 法人の組織運営

#### 1 役員等

- (1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。
- (2) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合には、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- (3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- (4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。
- (5) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと。(法第40条第1項及び第44条第1項)
  - ① 法人(同項第1号)
  - ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(同項第2号及び社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。)第2条6の2)
  - ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第3号)
  - ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第4号)
  - ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員(同項第5号)
- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

#### 2 評議員

- (1) 評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられること。
- (2) 評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」と

して適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではないこと。

- (3) 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと。(法第40条第2項)
- (4) 評議員には、各評議員又は各役員配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと。(法第40条第4項及び第5項並びに施行規則第2条の7及び第2条の8)
- (5) 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること。(法第40条第3項)ただし、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間、4人以上であること。(社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)附則第10条及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成28年政令第349号)第4条)

### 3 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
- (2) 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。(法第44条第4項)
  - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(同項第1号)
  - ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者(同項第2号)
  - ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者(同項第3号)
- (3) 理事は、6人以上でなければならないこと。(法第44条第3項)
- (4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者(以下(4)において「理事の親族等特殊関係者」という。)が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと。(法第44条第6項及び施行規則第2条の10)ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。
- (5) 理事長は、理事会の決定に基づき(法第45条の13第2項第1号)、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること。(法第45条の16第2項第1号及び第45条の17第1項)
- (6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)を理事会で選定することができること。(法第45条の16第2項第2号)
- (7) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

### 4 監事

- (1) 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができないこと。(法第44条第2項)

- (2) 監事には、次に掲げる者が含まなければならない。(法第44条第5項)
    - ① 社会福祉事業について識見を有する者(同項第1号)
    - ② 財務管理について識見を有する者(同項第2号)
  - (3) 監事は、2人以上でなければならないこと。(法第44条第3項)
  - (4) 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている。(法第44条第7項及び施行規則第2条の11)
  - (5) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。
- 5 会計監査人
- (1) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないこと。(法第45条の2第1項)

また、公認会計士法(昭和23年法律第103号)の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができないこと(同条第3項)。具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができないこと。
  - (2) 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書(第2号第1様式)中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表(第3号第1様式)中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人であること。(法第37条及び社会福祉法施行令第13条の3)
- 6 法人の組織運営に関する情報開示等
- (1) 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下(1)において「専門家」という。)を活用することが望ましいこと。

なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による所轄庁への届出と合わせて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁に提出したときは、**実地監査**(法第56条第1項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。)について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2(4)に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。
  - (2) 定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないこと。(法第34条の2第1項)また、当該法人が定款を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる

措置をとっている場合には備置きは不要であること。(同条第4項及び施行規則第2条の5)

- (3) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(会計監査報告を含む。)(以下「計算書類等」という。)を定時評議員会の日の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置かなければならないこと。(法第45条の3第1項)また、従たる事務所においても3年間備え置かなければならないが(同条2項)、当該法人が計算書類等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること。(同項ただし書及び施行規則第2条の5)
- (4) 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等(以下「財産目録等」という。)を毎会計年度終了後3月以内に、5年間主たる事務所に備え置くとともに、その写しを3年間従たる事務所に備え置かなければならないこと。(法第45条の3第1項)また、当該法人が財産目録等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること。(同条第5項及び施行規則第2条の5)

## 7 その他

- (1) 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること。  
(法第41条第1項)また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができること。(同項ただし書)ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能であること。  
(法第41条第2項)
- (2) 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有すること。(法第42条第1項)  
また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができること。(法第42条第2項)
- (3) 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである。(法第45条)ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能であること。また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はないこと。
- (4) 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する。(法第45条の6第1項)また、役員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができること。(法第45条の6第2項)
- (5) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること。(法第4

5条の3第1項) また、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされること。(第45条の3第2項)

- (6) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないこと。(法第45条の6第3項) この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は会計監査人と同様であること。(法第45条の6第4項)

なお、法人の責めによらない理由(監査法人の倒産等)により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要であること。

- (7) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係る施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

#### 第4 法人の認可申請等の手続

##### 1 所轄庁

- (1) 法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。

ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が二以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。

イ 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。(例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。)

ウ 法人が行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、厚生労働大臣が所轄庁となるものであること。

① 全国を単位として行われる事業

各都道府県において活動している団体を統括する組織が、全国を単位として行う事業が法人の主たる事業であること。

② 地域を限定しないで行われる事業

地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の福祉についての助成、相談等の事業が法人の主たる事業であること。

③ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

社会福祉法等の法令に基づき、全国を通じて1個に限り、指定を受けて行う事業が法人の主たる事業であること。

④ ①から③までに類する事業

エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取り扱うものとする。

- (2) 法人の行う事業が市の区域にとどまるものか否かについても、(1)に準じて判断すること。
- (3) 都道府県知事又は市長が所轄庁となっている法人が、(1)ウに該当する事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、厚生労働大臣に申請させること。
- (4) 市長が所轄庁となっている法人が、他の市町村においても事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、当該都道府県知事に申請させること。ただし、指定都市の市長が所轄庁となっている法人が、当該都道府県内の他の市町村においても事業を開始しようとする場合及び(3)の場合を除く。

なお、当該都道府県知事は、当該定款変更を認可したときは、その旨当該市長に連絡すること。
- (5) 法人の事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該事項に係る定款変更の届出は、変更後の所轄庁に対し行わせること。
- (6) 指定都市の市長が所轄庁となっている都道府県社会福祉協議会・都道府県共同募金会・都道府県が設置する社会福祉事業団の定款変更の認可等に当たっては、指定都市の市長は、都道府県知事との連携を図り、必要に応じて情報の交換に努めること。

## 2 法人の認可審査の手続

都道府県及び市（以下「都道府縣市」という。）における法人の設立認可の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の関係各課、各部局を加えた庁内審査会を設置する等内部牽制を確保した合議制により厳格に行うこと。この際、施設整備の必要性とは別に、独立した判断が確保されるよう留意すること。

## 3 その他

- (1) 補助金又は独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が確実にした後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。
- (2) 設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の法人の理事長である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

## 第5 その他

- (1) 基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。
- (2) 定款変更認可及び基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれら

の承認を行うようにすること。

- (3) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。

- (4) 法人は、毎会計年度終了後3月以内に、施行規則第9条に規定する方法により、計算書類等及び財産目録等を届け出なければならないこと。(法第59条)

また、計算書類、財産目録及び附属明細書(施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。)並びに事業の概要等(法第45条の34第1項第4号)のうち施行規則第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項(以下「現況報告書」という。)並びに同条第14号に掲げる事項については、別に定める様式を用いて届け出ること。これらの届出については、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により行うことが望ましいこと。

- (5) 法人は、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿及び現況報告書について、インターネットの利用により、遅滞なく、公表すること。(法第59条の2第1項及び施行規則第10条)

なお、計算書類及び役員等名簿及び現況報告書については、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除くこと。(施行規則第10条第3項)

また、計算書類及び現況報告書について、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により所轄庁に届出を行ったときは、法人が公表を行ったものとみなされること。(施行規則第10条第2項)

なお、ホームページが存在しないこと等によりインターネットでの公表が困難な法人が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて公表又は所轄庁が施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録すること。この場合には、当該法人が自ら公表を行うことが困難な理由を確認すること。

- (6) 法人に関する申請書の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

## 2 社会福祉法人審査要領

「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）」より。 ※令和2年3月31日改正

### 第1 社会福祉法人の行う事業

#### 1 社会福祉事業

- (1) 社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び同条第2項に規定する地区社会福祉協議会（一の区の区域を単位とするものに限る。）が社会福祉法人（以下「法人」という。）となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。
  - ア 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。
  - イ 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。
  - ウ 事業規模に応じた資産を有すること。
  - エ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の全部が参加することを原則とすること。
  - オ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。
  - カ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。
- (2) 市町村社会福祉協議会（二以上の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び地区社会福祉協議会（二以上の区の区域を単位とするものに限る。）が法人となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。
  - ア 二以上の市町村又は区を単位として法人を設立することが、当該地域の社会福祉の推進に資すると認められること。
  - イ 当該法人の設立単位の区域に含まれる各市町村又は各区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加していること。
  - ウ ア及びイに定めるもののほか、(1)に掲げる各要件を満たすこと。この場合において、(1)エ及びオを適用するに当たっては、「当該市町村又は当該区」を「当該法人の設立単位の区域に含まれる市町村又は区」と読み替えるものとする。
- (3) 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこと。



- (4) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

## 2 公益事業

次のような場合は公益事業であること。(社会福祉事業に該当するものを除く。)

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第4項第4号に掲げる事業(いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業)
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を営む事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業  
なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
- (3) 有料老人ホームを営む事業
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業((3)を除く。)
- (5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- (6) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の営む事業
- (7) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を営む事業  
なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

## 3 収益事業

- (1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。
  - ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
  - イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
  - ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営む場合
- (2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」がある

ので、法人は行うことができないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業

イ 高利な融資事業

ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

(3) 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。

ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合

イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

(4) (2) 及び (3) の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

## 第2 法人の資産

(1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。

ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。

イ 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。

(2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も (1) と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないこと。

(3) 法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうち当該法人の年間事業費の1/2分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、1/2分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

(4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。

- (5) 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。
- (6) 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。
- (7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。  
また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。
- (8) 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。  
ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。  
イ 基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。
- (9) 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。
- (10) (8)の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。
- (11) (8)の場合により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、法第59条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。  
ア 名称  
イ 事務所の所在地  
ウ 資本金等  
エ 事業内容  
オ 役員の数及び代表者の氏名  
カ 従業員の数  
キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合  
ク 保有する理由  
ケ 当該株式等の入手日  
コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

### 第3 法人の組織運営

- (1) 「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者」は、例えば、

法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力等が欠けている者が該当すること。

(2) 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。

ア 社会福祉に関する教育を行う者

イ 社会福祉に関する研究を行う者

ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

(3) 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。

ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員

イ 民生委員・児童委員

ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

#### 第4 担保提供の承認

(1) 「担保提供の目的の妥当性」とは、法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。

(2) 「担保提供の必要性」とは、国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。

(3) 「担保提供方法の妥当性」とは、当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。

(4) 「担保提供に係る意思決定の適法性」とは、定款所定の手続を経ていること。

### 3 入札契約等の取扱い

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成29年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知）」より。  
※平成29年3月29日改正

#### 1 入札契約関係について

各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。

- (1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。
- (2) 契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えないこと。
- (3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。
  - ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合（各法人において、別表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えないこと）
  - イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
    - ① 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
    - ② 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
    - ③ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合
    - ④ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
    - ⑤ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
    - ⑥ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合
  - ウ 緊急の必要により競争に付することができない場合
    - ① 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
    - ② 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
    - ③ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合
  - エ 競争入札に付することが不利と認められる場合
    - ① 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
    - ② 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合
    - ③ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならない恐れがある場合

- ④ ただし、予定価格が1,000万円を超える施設整備及び設備整備を行う場合は、前記②及び③の適用は受けない。
- オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
- ① 物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合
- ② 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合
- ③ ただし、予定価格が1,000万円を超える設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用は受けない。
- カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合（契約保証金及び履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた予定価格その他条件を変更することはできないこと）
- キ 落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内での随意契約であるとともに、履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた条件を変更することはできないこと）
- (4) 価格による随意契約（(3)アの契約をいう。）は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。
- ・ 工事又は製造の請負：250万円
  - ・ 食料品・物品等の買入れ：160万円
  - ・ 上記に掲げるもの以外：100万円
- また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。
- なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。
- (5) 予定価格の定め方は次のとおりとする。
- ア 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要がないものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができる。
- イ 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
- なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定価格を定めるものとする。
- (6) 施設整備に係る契約については、平成13年7月23日付雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」に変更を加えるものではない。

また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（厚生労働事務次官通知）等に係る施設整備に係る契約については、交付の条件によること。

- (7) 会計監査に係る契約については、(3) から (5) までにかかわらず、随意契約が可能であること。具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定すること。

なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。また、複数の会計監査人候補者から提案書等入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

- (8) 重要な契約については、法第45条の13第4項に基づき、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の16第3項に基づき、契約結果等を理事会に報告しなければならないこと。

## 2 計算書類等の扱いについて

会計帳簿については、法第45条の24に基づき、適時に正確な会計帳簿を作成するとともに、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。また、契約に係る証憑書類についても、同様に保存すること。

計算書類については、法第45条の27に基づき、毎会計年度終了後3月以内に計算書類及び附属明細書を作成するとともに、計算書類を作成した時から10年間、計算書類及び附属明細書を保存しなければならないこと。

財産目録については、法45条の34に基づき、毎会計年度終了後3月以内に作成するとともに、5年間保存しなければならないこと。

### 別表

区 分	金 額
会計監査を受けない法人	1, 0 0 0 万円
会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額) ・ 建築工事：2 0 億円 ・ 建築技術・サービス：2 億円 ・ 物 品 等：3, 0 0 0 万円

## 4 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進（抜粋）

「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について（平成30年1月23日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」より。

### 1 「地域における公益的な取組」の実施に係る責務の趣旨

法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズ（以下「地域ニーズ」という。）に対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであるが、法人の経営組織や財務規律に関して必要な規制が行われる一方で、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われている。

こうした法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者（以下「利用者」という。）の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められている。

「地域における公益的な取組」の実施に係る責務は、このような認識の下、全ての法人に課されるものであるが、法人に対して画一的かつ特定の取組の実施を促すものではなく、法人が、保有する資産や職員（以下「資産等」という。）の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきものであり、当該取組の実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。

一方、法人は、社会福祉事業の運営を主たる目的とすることから、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉各法に基づく各種基準等を満たしつつ、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにすることが必要である。

なお、「地域における公益的な取組」により、行政が主体となって実施する又は実施しようとする事業を単に代替させるようなことがあってはならず、法人が、当該事業とは異なる新たな取組を創出することにより、地域における支援体制が重層化され、地域における課題解決力の向上が図られることを期待するものである。

### 2 「地域における公益的な取組」の内容

#### (1) 法第24条第2項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第24条第2項に規定するとおり、次の①から③までの3つの要件の全てを満たすことが必要である。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

#### (2) 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるが、これは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指すものである。



したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。）（以下「社会福祉事業等」という。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

(3) 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を対象としているが、これは、原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指すものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につながるような環境や状態を構築するという視点も重要である。したがって、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれるものである。

また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものである。

(4) 「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「無料又は低額な料金」で実施することとしているが、これは、原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものである。

したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。

(5) その他

「地域における公益的な取組」は、法人が単独で行わなければならないものではなく、複数の法人で連携して行うことも差し支えない。

また、単に資金の拠出、建物等、法人が保有する資産の貸し出しのみでは、当該取組に該当するとは言えず、地域ニーズの把握から取組の企画、実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要である。

さらに、当該取組については、社会情勢の変化等に伴う地域ニーズの変化に応じて、求められる内容も変化していくことから、地域協議会や地域福祉計画策定委員会等の場を活用すること等を通じて、定期的に地域住民等の意見を聴取し、当該取組の実施状況について検証を行った上で、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の充実や見直しを行っていくことが重要である。

### 3 定款上の位置付けについて

「地域における公益的な取組」のうち、恒常的に行われるものではない取組については、定款の変更は不要である。

また、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業についても「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に規定のとおり、定款の変更は不要である。

## 5 税額控除に係る証明事務

〔「税額控除に係る証明事務 ～申請の手引き～」(平成28年4月1日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)より。〕

申請に関する事務については、次頁を参考にしてください。

# 税額控除に係る証明事務

## ～申請の手引き～

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課

2016年4月1日

### I 総論

#### 1. 税額控除制度について

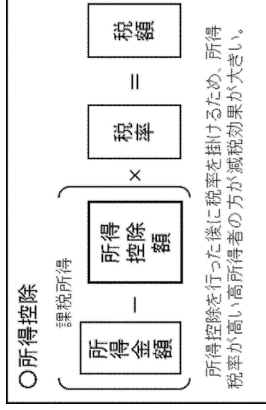
##### (1) 税額控除とは

個人が、社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度又は税額控除制度（当該法人が税額控除証明を取得している場合）の適用を受けることができます。

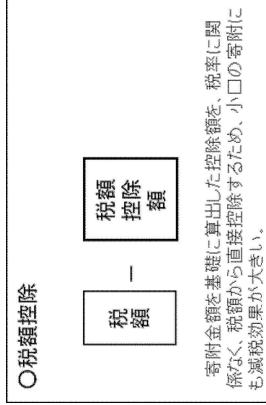
このうち、税額控除制度は、一定の要件を満たし、所轄庁の証明を受けた社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について税額控除制度の適用を受けることができます。

税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附金を支出される寄附者や、新たに寄附金を支出される方が増えることにより、社会福祉法人の寄附金収入が拡大することが見込まれます。

##### (これまでの寄附金控除制度)



##### (新たな寄附金控除制度)



##### (2) 全体の税額控除額の算出式

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\left[ \text{税額控除対象寄附金}(\ast 1) - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \text{控除対象額}(\ast 2)$$

この額が、所得税額から控除されます。

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

注：寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

## 2. 平成 28 年度の税制改正について

### (1) 概要

平成 28 年度の税制改正大綱において、社会福祉法人等（※）に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリック・サポート・テストの要件のうち、年平均の判定基準寄附者数が 100 人以上であることとする要件が以下のとおり緩和されました。

※ 「社会福祉法人等」には、社会福祉法人の他に公益社団法人、公益財団法人、学校法人、準学校法人、更生保護法人が該当しています。

### (2) 改正の内容

税額控除の対象法人となるためには、次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があります。(1)の要件が緩和されました。

#### 【改正前の要件】

(1) 「市民との関わり合い」の基準として次の①②のいずれかの要件を満たす必要がある。
① 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。
② 寄附金が収入の5分の1以上であること
(2) 「運営の透明性」の基準としての情報公開要件 ・役員名簿等の書類を揃え置き、閲覧の請求に対応すること ・寄附者名簿を作成・保存すること

#### 【改正後の要件】 (1)②及び(2)の要件は現行と同じ。

・社会福祉事業に係る費用の額の合計額が1億円に満たない場合には、その社会福祉事業に係る費用の額の合計額を1億で除いた数に10を乗じた数(最低10人)以上(※)  
・寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

(※)例えば、社会福祉事業に係る費用の額の合計額が1,000万円(1,000万円×10)以上の寄附が必要。  
10人(1,000万円×100)以上の寄附が必要。

## 3. パブリック・サポート・テスト要件について

### (1) パブリック・サポート・テスト要件

実績判定期間（※P3（注1）参照）において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。

<絶対値要件（要件1）>

3,000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が、平均して年に100人以上いること。

ただし、以下の①、②のいずれかの場合には当該事業年度の判定基準寄附者数は、それぞれ(ア)のとおり計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。※ ①、②のいずれの場合にも該当する事業年度は、いずれか多い判定基準寄附者数を満たすこと。

① 実績判定期間内に、設置する保育所等の定員等の総数（※P4（注2）参照）が5,000人未満の事業年度がある場合（保育所等の定員等の総数が0の場合を除く。）

当該事業年度の判定基準寄附者数を(ア)のとおり計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 判定基準寄附者数 =  $\frac{\text{事業の寄附者数} \times \text{B000}}{\text{経費等の総数(経費等の総数が500未満の場合は500)}}$

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上  
(租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号イ(2)の要件)

② 実績判定期間内に、社会福祉事業に係る費用（※P4（注3）参照）の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合  
当該事業年度の判定基準寄附者数を(ア)のとおり計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 判定基準寄附者数 =  $\frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{億}}{\text{社会福祉事業に係る費用の額の合計額 (1,000万円未満の場合は1,000万円)}}$

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上  
(租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号イ(2)の要件)

<相対値要件（要件2）>

經常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上であること。

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号イ(1)の要件)

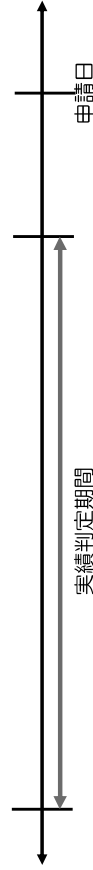
○ <要件1>・<要件2>は、両方満たす必要はなく、どちらかを満たしていれば証明を受けます。

### (注1) 実績判定期間

実績判定期間とは、申請日の直前に終了した事業年度終了日以前の5年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。

<例：平成27年5月1日に申請した場合>

H22.4.1 H27.3.31 H27.5.1



## 4. パブリック・サポート・テスト要件の計算方法

(1) <絶対値要件 (要件1) >の計算方法

<「年平均100人以上」「年平均30万円以上」の要件について>

① 5事業年度の間、全事業年度においてこの要件を満たしていないとしても、5事業年度の平均値が100人以上であれば、要件を満たします。

ex1.1年目：100人、2年目：80人、3年目：90人、4年目：100人、5年目：130人の場合でも、平均して年100人ですので、要件を満たします。

ex2.活動実績が5年に満たない場合など、1年に満たない事業年度がある場合は、「実績判定期間内の寄附者数×12÷実績判定期間月数の値」が100以上である場合、要件を満たします。(例えば、実績判定期間が1年6か月で、その間に180人から寄附金を受け入れていた場合、180人×12÷18か月=120人、ですから、要件を満たしています。)

② 個人から支出された寄附だけでなく、他の法人から支出された寄附についても、法人一者につき、1人とカウントします。

③ 設立後間もなく、活動実績が5年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります。当該実績判定期間内の寄附者数が年平均100人以上、寄附金額が年平均30万円以上であれば、要件を満たします。

### 要件1①について

<実績判定期間内、定員等の総数が5000人未満の事業年度がある法人>

実績判定期間のうち、定員等の総数が5000未満の事業年度(保育所等の定員等の総数が0である場合は除く。)については、当該事業年度の判定基準寄附者数は、次の通り計算します。

判定基準寄附者数 × 5000

定員等の総数 (当該定員等の総数が500未満の場合は500)

例)

	1事業年度	2事業年度	3事業年度	4事業年度	5事業年度
定員等の総数	5000人	5000人	2500人	2500人	2500人
実際の寄附者数 (※1)	100人	100人	50人	60人	40人
判定基準寄附者数	100人	100人	100人	120人	80人
寄附金額(※2)	40万円	40万円	20万円	30万円	20万円

上記の例の場合、判定基準寄附者数については(100+100+100+120+80)÷5

=100と、年平均100人の寄附者数が確保され、

寄附金額については(40+40+20+30+20)÷5=30と、年平均30万円の寄附があるため、要件を満たします。

<実績判定期間について>

○ 設立後間もなく、活動実績が5年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります。

(注2) <絶対値要件 (要件1) >①における、設置する保育所等の定員数等の総数

① 「設置する保育所等の定員等の総数」の「設置する保育所等」とは、次に掲げる施設を指します。

ア 学校(学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園)、専修学校及び各種学校

イ 障害児通所支援事業(児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る)、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、小規模住居型児童養育事業又は小規模保育事業が行われる施設

ウ 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設

② 「設置する保育所等の定員等の総数」の「定員等」とは、収容定員、利用定員、入所定員その他これらに類するものとして財務省令で定めるもの(児童福祉法施行規則第1条の17第3号に掲げる委託児童の定員及び同令第36条の12第3号に掲げる入居定員)をいいます。

③ 定員等の総数の算定にあたり、複数の保育所等(①に掲げるもの)を設置している場合においては、各学校等の定員等の数を合計して算定します。

④ 保育所等の事業開始の前年度に法人の設立認可と保育所等の事業認可を受け、法人の設立の登記がなされている場合においては、当該年度は実績判定期間に含まれるものであり、当該年度における定員等の総数は、事業認可を受けている保育所等の定員等の総数とすることができず。

(注3) <絶対値要件 (要件1) >②における、社会福祉事業に係る費用

社会福祉事業に係る費用とは、社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)第23条第2項に規定する事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいいます。

**要件1②について**

＜実績判定期間内に社会福祉事業に係る費用の総額が1億円未満の事業年度等がある法人＞

実績判定期間内のうち、社会福祉事業費用の総額が1億円未満の事業年度や実際の寄附者数が100人未満の事業年度がある場合には、当該事業年度の判定基準寄附者数は、次のとおり計算します。

**判定基準寄附者数**

実際の寄附者数 × 1億

社会福祉事業に係る費用の総額の合計額  
(1,000万円未満の場合は1,000万円)

例)

	1事業年度	2事業年度	3事業年度	4事業年度	5事業年度
社会福祉事業費用の総額	1億円	5,000万円	8,000万円	1.2億円	5,000万円
実際の寄附者数	100人	60人	60人	130人	40人
判定基準寄附者数	100人	120人	75人	130人	80人

上記の例の場合、平均寄附者数については(100+120+75+130+80)÷5=101人となり、「平均して年に100人以上」は達成されています。

＜実績判定期間内に、保育所等の定員等の総数が5000人未満の事業年度が無い法人(※)であって、社会福祉事業に係る費用が1億円未満の事業年度が無い法人＞

※ 保育所等の定員等の総数が5000人以上の法人や保育所等を1つも設置していない法人  
当該法人における、実績判定期間内の判定基準寄附者数は、実際の寄附者数(※1)となります。

例)

	1事業年度	2事業年度	3事業年度	4事業年度	5事業年度
定員等の総数	6000人	6000人	6000人	6000人	8000人
判定基準寄附者数(実際の寄附者数)(※1)	100人	80人	90人	100人	130人

上記の例の場合、判定基準寄附者数については(100+80+90+100+130)÷5=100人と、年平均100人の寄附者数が確保されている為、要件を満たします。

※1 実際の寄附者数とは、P10の「寄附件数等のカウントについて」において、カウントできるとされている寄附金を支出した者の事です。主に、法人に対する寄附者のうち、氏名または名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかであり、かつ同一事業年度に3,000円以上の寄附金を支出した者をいいますが、詳細はP10をご参照下さい。

※2 寄附金額とは、※1の「実際の寄附者数」に含まれる寄附者が支出した寄附金の合計をいいます。

(2) <相対値要件(要件2)>の計算方法

経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上であれば、この要件を満たしています。

実績判定期間における合計値について、以下の数式にあてはめます。

$$\frac{\begin{array}{|l} \text{受入寄附金総額} \\ \hline \text{総収入金額} \end{array}}{\begin{array}{|l} \text{一人当たりの基準限度額超過額(※1)} \\ \text{一人から計1,000円未満の寄附金} \\ \text{氏名等不詳の寄附金} \\ \hline \text{国等からの補助金等(※2)} \\ \text{委託の対価としての収入で国等から支払われるもの等(※3)} \end{array}} \geq \frac{1}{5}$$

※1 一人当たりの基準限度額超過額について

同一の者からの寄附金の額の合計額のうち、受入寄附金総額の1/10(特定公益増進法人・認定NPO法人からの寄附については、5/10)を超える部分の金額。

※2 国等からの補助金等について

①国等からの補助金等の額は、(i)寄付金等収入に加算する又は(ii)総収入金額から控除することのいずれかが可能です。(P13の<チェック表>⑦欄の注書を参照して下さい。)

②分子に算入する場合、

$$\left[ \begin{array}{|l} \text{受入寄附金総額} \\ \hline \text{一人当たりの基準限度額超過額(※1)} \\ \text{一人から計1,000円未満の寄附金} \\ \text{氏名等不詳の寄附金} \end{array} \right] \text{が上限となります。}$$

※3 「等」とは、以下の項目を言います。

- ・法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担分
- ・資産の売却収入で臨時的なもの
- ・遺贈により受け入れた寄附金等のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ・同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ・寄附者の氏名又は名称が明らかでないもの

## 5. 情報公開の要件について

絶対要件（要件1）、相対要件（要件2）のどちらの要件で証明を受けるかに関わらず、税額控除対象法人となった後は、以下の書類について、閲覧の請求があった場合には、閲覧に供する必要があります（租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号ロ及びハ）。これらの書類は、社会福祉法人が既に作成している書類を用いることも可能です。

- ① 社会福祉法第31条第1項に規定する定款
- ② 同法第36条第1項に規定する役員の名簿・役員を記載した名簿
- ③ 同法第44条第5項に規定する書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書）
- ④ 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程
- ⑤ 寄附者に関する事項
  - (1) 役員又は(2)役員と親族関係を有する者又は(3)役員と特殊の関係にある者で、法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上である者がいる場合、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額、受領年月日
  - ⑥ 支出した寄附金の額、相手先、支出年月日
  - ⑦ 寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類

また、閲覧に供する義務はありませんが、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を作成し、各事業年度終了の日の翌日以後3ヶ月までの間に主たる事務所の所在地に備え置き、5年間保存しなければなりません。（租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号ハ及び租税特別措置法施行規則第19条の10の5第4項）

なお、証明書申請の際に作成した寄附者名簿を、本寄附者名簿とすることも可能ですが、証明を受けた翌事業年度からは、新しい寄附者名簿を作成する必要があります。

## II 申請から証明まで

税額控除対象法人となるには、まず、社会福祉法人の設立認可を受けた所轄庁から、租税特別措置法等に定められている要件を満たしている旨の証明を受けるための申請を行う必要があります。

申請に基づき、所轄庁において要件を満たしていると判断した場合に、証明書を発行します。

### 【証明書の有効期間】

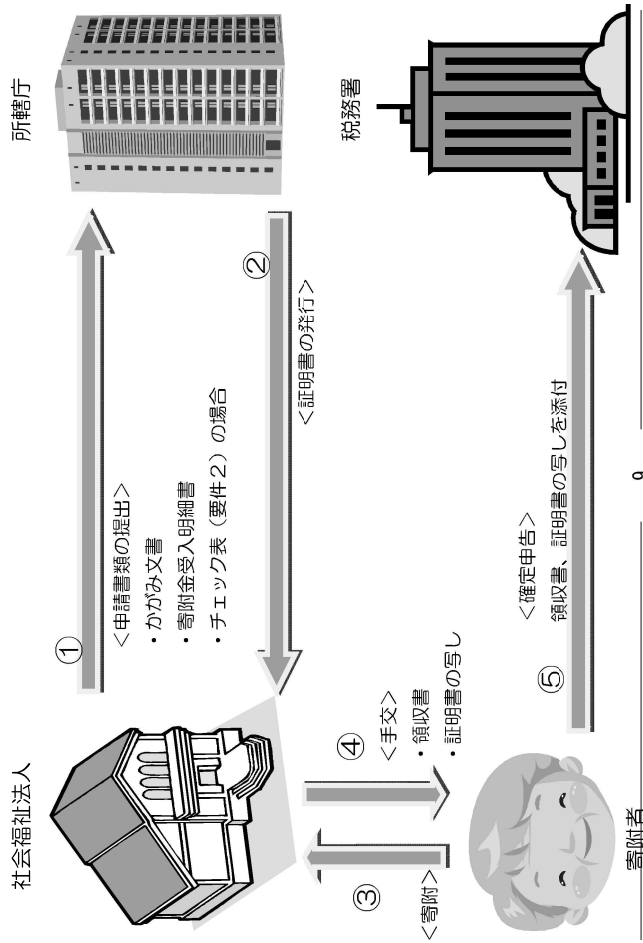
証明書の有効期間は、証明を受けた日から5年間です。

※ 例外的に、平成28年以内に証明書の発行を受けた社会福祉法人のうち、絶対要件（要件1）により申請し、実績判定期間内に社会福祉事業に係る費用の額が1億円未満の事業年度が含まれている法人については、当該法人へ平成28年1月1日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。この場合、所轄庁から証明を受けた日より前に支出された寄附金について、寄附者が税額控除を受けるためには、寄附者に対し、証明書の写しを追送する必要があります。なお、所得控除については、証明を受けた日以後の寄附金が対象となります。

### 【証明書発行後の手続】

5年間の有効期間内は、原則として、税額控除に係る新たな書類の提出は、必要ありません。新しい理事長が選任された際も、新たな手続は不要です。

ただし、法人本部の所在地が変更する等により所轄庁が変更する場合には、証明書も新しい所轄庁から再度発行してもらった必要があります。





＜各項目についての解説・注意事項＞

受入寄附金総額	事業活動計算書における「経常経費寄附金収益」、「施設整備等寄附金収益」及び「長期運営資金借入金元金償還寄附金収益」の合計額。
一者当たりの基準限度超過額	「受入寄附金明細書」を基に、以下の計算を行って下さい。 同一の者からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の1を超える部分の金額。(ただし、特定公益増進法人・認定NPO法人からの寄附金は、同一の法人からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の5を超える部分の金額。)
寄附者の氏名又は名称が明らかでないものうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額	「受入寄附金明細書」を基に、以下の計算を行って下さい。 実績判定期間内において、ある者から受け入れた寄附金の合計額が1,000円に満たないものがある場合の合計額。
総収入金額	事業活動計算書における「サービス活動収益計」＋「サービス活動外収益計」＋「特別収益計」の額。
国等からの補助金等の額	以下に該当するもの。 国等(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関等)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの。
委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	「国等」の範囲については、「国等からの補助金等の額」と同様です。
資産の売却収入で臨時的なもの	固定資産・有価証券等(棚卸資産を除きます。)の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額。
遺贈により受け入れられた寄附金等のうち、一者あたり基準限度超過額に相当する金額	遺贈(贈与者の死亡により効力を生じる贈与を含みます。)により受け入れられた寄附金、租税特別措置法第70条第1項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金のうち、一者あたり基準限度超過額に相当する部分。

＜寄附件数等のカウントについて＞

- ① 同じ事業年度内に、同一の法人や個人から複数回に分けて寄附金を受け取った場合、まとめて1件としてカウントします。  
従って、ある方からの1度の寄附金額が3,000円に満たない場合であっても、寄附金額の合計が同一事業年度において計3,000円以上であれば、寄附者1人としてカウントすることとなります。
- 同一の法人や個人からの複数回の寄附が、複数の事業年度がまたがる場合には、それぞれの事業年度ごとに1件ずつカウントすることができません。
- ② 現物による寄附を受けた場合には、時価による価額でカウントすることができます。
- ③ 法人からの寄附も1件としてカウントすることができます。
- ④ 寄附者本人と生計を一にする者を含めて、1人として判定します。  
ex1.ある事業年度において、2,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から1,000円の寄附があった場合には、これらを合算し「1人から3,000円」の寄附としてカウントします。  
ex2.ある事業年度において、5,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から3,000円の寄附があった場合には、いずれか一方の者のみを寄附者としてカウントできます。(もう一方の者は、100人にカウントすることはできません。)
- ⑤ 申請する法人の役員である者(※)及びその役員と生計を一にする者は、寄附者としてカウントすることはできません。
- ⑥ 絶対値要件(要件1)の判定に用いる寄附者は、寄附者の氏名・名称、住所・所在地が明らかでないものに限ります。従って、匿名の寄附者についてはカウントすることができません。
- ⑦ 自然人及び法人のみが寄附者としてカウントすることができ、法人格のない任意団体からの寄附については、カウントする事が出来ません。同窓会や後援会等は、法人格を持たない場合があり、また、ご留意ください。法人格を持つ同窓会や後援会等が複数の寄附者からの寄附をまとめて学校法人に寄附した場合、寄附者は当該法人1人(1法人)としてカウントしてください。  
任意団体からの寄附のうち、代表者の名義の寄附については、代表者を1人とカウントすることとなります。また、任意団体に寄附をした個々の寄附者の氏名、住所、寄附年月日及び寄附金額が確認できる場合には、個々の寄附者ごとに1人としてカウントすることが可能です。この場合、「寄附者名簿」には任意団体ではなく、個々の寄附者の氏名を記載してください。

### Ⅲ 証明を受けた後に必要なこと

#### 1. 証明の有効期間について

税額控除に係る証明は、所轄庁から証明を受けた日から5年間です。

例：平成27年5月1日に税額控除に係る証明を受けた場合の有効期限は、平成27年5月1日から平成32年4月30日までとなります。

#### 2. 税額控除の適用開始時期について

証明を受けた日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。

※ 例外的に、平成28年内に証明書の発行を受けた社会福祉法人のうち、絶対値要件（要件1）によって申請し、実績判定期間内に、社会福祉事業に係る費用の額の合計額が1億円未満の事業年度を含む法人については、当該法人へ平成28年1月1日以降に支出された個人からの寄附金が、税額控除の対象となります。この場合、所轄庁から証明を受けた日より前に支出された寄附金について、寄附者が平成28年分から税額控除を受けることができきる旨を証明書に記載し、寄附者に対し、当該証明書の写しを追送する必要があります。

#### 3. 証明を受けた後にいただくこと

P7にある様に、絶対値要件（要件1）・相対値要件（要件2）のどちらで申請するかに関わらず、税額控除対象法人となった後は、以下の書類を主たる事務所に備え付け、閲覧の請求があった場合には、正当な理由（※1）がある場合を除き、閲覧に供する必要があります（租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号ロ及びハ）。これらの書類は、社会福祉法人が既に作成している書類を用いることも可能です。

※1 どの様なケースが「正当な理由がある場合」に該当するかについては、個別具体的な判断が必要になりますが、例えば、閲覧請求者がその情報を不法・不正に利用することが明らかでない場合や、公開すべきでない個人情報が含まれる場合等が考えられます。

- ①社会福祉法第31条第1項に規定する定款
- ②同法第36条第1項に規定する役員の名簿
- ③同法第44条第5項に規定する書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書）
- ④役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程
- ⑤寄附者に関する事項
- (1)役員又は(2)役員と親族関係を有する者又は(3)役員と特殊の関係にある者で、法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上である者がいる場合、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額、受領年月日
- ⑥支出した寄附金の額、相手先、支出年月日
- ⑦寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類

①から⑦の書類に該当する項目がない場合であっても、該当がない旨の書類を作成する必要があります。

また、閲覧に供する義務はありませんが、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を作成し、各事業年度終了の日の翌日以後3ヶ月までの間に主たる事務所の所在地に備え置き、5年間保存しなければなりません。（租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号ハ及び租税特別措置法施行規則第19条の10の5第4項）

なお、証明書申請の際に作成した寄附者名簿を、本寄附者名簿とすることも可能ですが、証明を受けた翌事業年度からは、新しい寄附者名簿を作成する必要があります。

## 6 社会福祉法人制度改革FAQ

- (1) 社会福祉法人制度改革FAQ  
 (「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて(令和5年3月22日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)より。  
 ※令和5年3月22日改正)

社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ(34頁参照)について、令和5年3月22日改定日時点の考え方を示したもので、今後、変更があり得ます。

この質疑応答集においては、次の略語を用いています。

改正法	社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)
法	社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法(昭和26年法律第45号)

(参考)「特定学校等」の一覧

◎平成27年4月1日から、税額控除制度における絶対値要件が緩和され、実績判定期間内に次に掲げる事業(特定学校等)を1つでも営む法人については、その事業に係る定員等の総数が5000人未満の事業年度がある場合、当該事業年度の判定基準寄附者数は(A)のとおり計算し、かつ(イ)の要件を満たせば絶対値要件を満たすことができる。

$$(A) \text{ 判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数}} \text{ (当該定員等の総数が500未満の場合は500)}$$

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上

- ① 学校
- ② 学校教育法第1条に規定する学校、幼保連携型認定こども園
- ③ 専修学校、各種学校
- ④ 障害児通所支援事業  
(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスに限る。)
- ⑤ 児童自立生活援助事業
- ⑥ 放課後児童健全育成事業
- ⑦ 小規模住居型児童養育事業
- ⑧ 小規模保育事業
- ⑨ 乳児院
- ⑩ 母子生活支援施設
- ⑪ 保育所
- ⑫ 児童養護施設
- ⑬ 障害児入所施設(福祉型、医療型)
- ⑭ 情緒障害児短期治療施設
- ⑮ 児童自立支援施設

評議員選任・解任委員会	1
問1 評議員選任・解任委員会を置く場合は、常時設置としなければならないのか。それとも、必要に応じその都度設置することができるものなのか。	1
問2 評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要はあるか。	1
問3 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか。	1
問4 評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。	1
問5 評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。	1
問6 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。	1
問7 評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。	2
問8 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員がなることは可能か。	2
問9 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。	2
問10 理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。	2
問11 評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。	2
問12 評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は誰が行うのか。	2
問12-2 評議員が評議員選任・解任委員会の委員になることは、「自分を選任・解任することになるため、適当ではない」(問10)とあるが、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかなる場合は、委員となる事が可能と考えて良いか。【8/22付けブロック別担当者会議 FAQ 問1 同旨】	3
問12-3 評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能か。【8/22付けブロック別担当者会議 FAQ 問2 同旨】	3
問12-4 新評議員選任のために必要な理事会は、①定款変更手続きのための理事会、②定款変更認可後の評議員選任・解任委員会設置等のための理事会であり、少なくとも2回開催することが必要なのか。【8/22付けブロック別担当者会議 FAQ 問3 同旨】	3
評議員の兼職禁止	3
問13 現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、理事を辞職しなければならないのか。	3
評議員の特殊関係者	5
問14 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。	5
問15 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。	6
問16 A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB 法人の役員又は職員が就任することは可能か。	7
社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	8

## 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項

### 「について」等に関するQ&A

#### 社会・援護局 福祉基盤課

平成 28 年 6 月 20 日

(令和 5 年 3 月 22 日最終改訂)

※本質疑応答集においては下記の略語を用いる。

「改正法」：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）

「法」：社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

(注) 現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得る。

問 17 当該法人の職員であった者は評議員となることができるか。……………8

問 18 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。……………8

問 19 評議員は当該法人のある地域に居住する者に限定されるのか。……………8

問 20 共同評議員会の開催は可能か。……………8

問 21 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士は評議員となることはできるか。……………8

問 22 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるのか。……………8

問 23 当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることができるか。……………9

問 23-2 嘱託医は評議員になることは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 4 同旨】……………9

**評議員会**……………9

問 24 評議員会で役員を選任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「Aを役員として選任する件」という議題について、評議員が「Bを選任する」という議案を提案することは可能か。……………9

問 25 評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要があるか。……………9

問 26 評議員会において、役員の再任案が否決され、欠員が生じた場合、どのように対応するのか。……………10

問 27 「評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる」とあるが、「利害関係人」はどのような者が該当するのか。……………10

問 28 軽微な定款の変更を行う場合においても、評議員会を開催して決議を経る必要があるのか。……………10

問 29 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」P10において、「所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。」とあるが、どのような場合が権限濫用と認められるのか。……………11

問 29-2 定款例（案）第一四条の備考において「議長」とあるが、その選任方法如何。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 5 同旨】……………11

問 29-3 評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する評議員会の開催日は、何日の間隔を置くことになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 6 同旨】……………11

問 29-4 定時評議員会の招集通知は、計算書類等を添付して、「2週間前」に発しなればならないのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 7 同旨】……………12

**役員**……………12

問 30 関係行政の職員から役員を選任することは可能か。……………12

問 31 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。……………12

問 32 理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。……………13

問 33 新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。……………13

問 34 理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。……………13

問 35 理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にするということがあるか。……………14

問 36 株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者（執行役員）とすることは可能か。……………14

問 37 監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者か。……………14

問 38 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。……………14

問 39 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。……………15

問 39-2 業務執行理事は必ず置く必要があるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 8 同旨】……………15

問 39-3 改正法第 40 条第 3 項において「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とされているが、現在、理事が 10 名、評議員が 21 名で、平成 29 年 4 月 1 日から、評議員を 7 名とする場合（定款上 7 名）、それに合わせて、理事の定款上の人数を 6 名としたときには、同日で任期のある理事は定時評議員会の終結時まで任期が有効であるため、理事が 10 名となり、定款に違反することになるか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 9 同旨】……………15

問 39-4 現行の社会福祉法人審査基準では、評議員会を設置していない法人については、施設長等施設の職員である理事が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならないこととされているが、改正法において全法人に評議員会の設置が義務付けられたことに伴い、理事総数に占める職員の割合に制限はなくなるものと考えて良いか。また、法第 44 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者が法人内において、評議員で承認されれば、理事は全員法人の職員でもよいか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 10 同旨】……………16

問 39-5 「理事長の職務代理者」についての規定が定款例ではないが、従来と同様の取り扱いをすることは可能か（理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する等）。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 11 同旨（修正）】……………16

問 39-6 理事の構成について、「施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理

者」とされているが、施設とは何か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 12 同旨（修正）】

#### 会計監査人

問 40 会計監査人の設置義務は、施行日（平成 29 年 4 月 1 日）以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用とされているため、会計監査人による監査は平成 29 年度決算から必要となるものであり、平成 28 年度決算については監査不要と理解してよいか。

問 41 社会福祉法第 45 条の 2 において、「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない」とされているが、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができない者とは具体的にどのような者か。例えば、役員、職員、評議員は会計監査人になることができないのか。

問 42 当該社会福祉法人から委託を受けて記帳代行を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

問 43 当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

問 44 会計監査人設置義務対象法人について、「法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。」とあるが、「法人の責めによらない理由」とは何か。

#### 理事会関係

問 44-2 平成 29 年度の新理事による理事会の開催（理事長の選定等）について、新評議員による定時評議員会（決算、新役員等）と同日に開催しなくてもよいのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 13 同旨】

問 44-3 監事の理事会への出席が義務となったが、監事が欠席した場合に理事会は成立するのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 14 同旨】

問 44-3-2 理事は、利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示して、その承認を受けなければならないとされているが、「重要な事実」とは何か。

#### 任期関係

問 44-4 現評議員の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合、現行制度に基づき、評議員を選任（再任）しても、数日後の 3 月 31 日で任期満了となるが、任期満了までに次年度の予算等の評議員会における審議が終了していれば、現行制度に基づく評議員の選任までは行う必要はないと考えるか。一方、現理事の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合はどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 15 同旨】

問 44-5 「平成 29 年 4 月 1 日時点で在任する役員の任期は、最初に招集される定時評議員会の終結の時まで」となっている。最初に招集される定時評議員会後まで任期がある役員の任期は、その定時評議員会の終結の時まで短縮されると理解しているが、定時評議員会前に任期が満了する役員についても任期は定時評議員会の終結の時まで再任手続等

を行わなくても自動的に延長されるという理解で良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 16 同旨】

問 44-6 評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 17 同旨】

#### 報酬

問 45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。

問 46 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならぬということを意味するのか。

問 47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が 1 名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

#### その他

問 47-2 定時評議員会の 2 週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているが、定時評議員会で修正等があることも考えられるため、備え置く計算書類に「定時評議員会の承認前であり、今後修正等があり得る」と記載したほうが良いのか。また、定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 18 同旨】

問 47-3 組合等登記令第 3 条第 3 項（資産総額の変更登記は毎事業年度末日から 2 カ月以内）は改正されるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 19 同旨（修正）】

問 47-4 定款例（案）における残余財産の帰属について、社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人が追加されているが、法人において、社会福祉法人に限定することは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 20 同旨】

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A

評議員選任・解任委員会

問 1 評議員選任・解任委員会を置く場合は、常時設置としなければならないのか。それとも、必要に応じてその都度設置することができるものなのか。

(答)

1. 評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、常時設置することが適当である。

問 2 評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要があるか。

(答)

1. 常時設置する場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である。

問 3 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。

問 4 評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。

(答)

1. 適正な手続により評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成することが適当である。

2. その際、出席委員又は委員長を置く場合には委員長の署名又は押印がされることが適当である。

3. また、評議員選任・解任委員会の議事録は、評議員会や理事会の議事録と同様に、10年間保存しておくことが適当である。

問 5 評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員会は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において選任する方法が考えられる。

2. この場合、特定の理事が委員を選任するとした場合、偏った委員構成となるおそれがあるため、理事会において決定することが適当である。

問 6 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。

(答)

1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから（法第31条第5項）、理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。

問 7 評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。

(答)

1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効（法第31条第5項）とする法の趣旨から、理事が評議員選任・解任委員会の議決に加わることとは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当でない。

2. 他方、評議員選任候補者等の提案は理事会の決定に従い、理事が行うことが通常と考えられることから、その提案の説明・質疑対応のために理事が出席することは可能である。

問 8 評議員選任・解任委員である事務局長に法人の職員になることは可能か。

(答)

1. 事務局長に法人の職員（介護職員等を含む。）になることは可能である。

問 9 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局長・外部委員を委員にしないことは可能か。

(答)

1. 監事・事務局長を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。

問 10 理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。

(答)

1. 理事については、理事又は理事会による評議員の選任・解任を禁止した法第31条第5項の趣旨を踏まえ、認められない。

2. 評議員については、自分を選任・解任することになるため、適当ではない。

問 11 評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員の人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。

2. ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3名以上とすることが適当である。

問 12 評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は誰が行うのか。

(答)

1. 評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。

2. その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当である。

問 12-2 評議員が評議員選任・解任委員会の委員になることは、「自分を選任・解任することになるため、適当ではない」（問 10）とあるが、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかなる場合は、委員となる事が可能と考えて良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 1 同旨】

(答)

1. 法人の判断で、次の評議員にならない者を選任・解任委員にすることは差し支えない。

問 12-3 評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 2 同旨】

(答)

1. 可能。ただし、社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにすることが適当である。

問 12-4 新評議員選任のために必要な理事会は、①定款変更手続きのための理事会、②定款変更認可後の評議員選任・解任委員会設置等のための理事会であり、少なくとも2回開催することが必要なのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 3 同旨】

(答)

1. 定款変更認可後に②の理事会を開くことが適当であるが、定款変更の認可を前提として、評議員選任・解任委員会設置に係る議案を①と同じ理事会で審議することも可能である。  
2. ただし、評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選任については、所轄庁の定款変更の認可後でなければならぬ。

#### 評議員の兼職禁止

問 13 現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、理事を辞職しなければならぬのか。

(答)

1. 新制度の評議員については、牽制関係を適正に働かせる観点から、理事との兼務は認められていない（法第 40 条第 2 項）。このため、現職の理事が施行日に評議員に就任する場合には、施行日の前日までに理事を辞職する必要がある。

2. 当該理事が辞職することにより、施行日以後法律又は定款で定めた理事の員数が欠けこととなる場合には、施行日までに代わりの理事が就任しなければならぬ。

この場合、当該代わりの理事の任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされる（改正法附則第 14 条）ため、4 月 1 日から 3 月末までを会計年度としている法人で、定時評議員会を毎年 6 月末に行っている法人を例にすると、その任期は、平成 29 年 6 月末までとなる。

3. 代わりの理事については、施行日以後最初に招集される定時評議員会において新制度の理事として再任されうる者を、あらかじめ選任しておくことが望ましいと思われる。

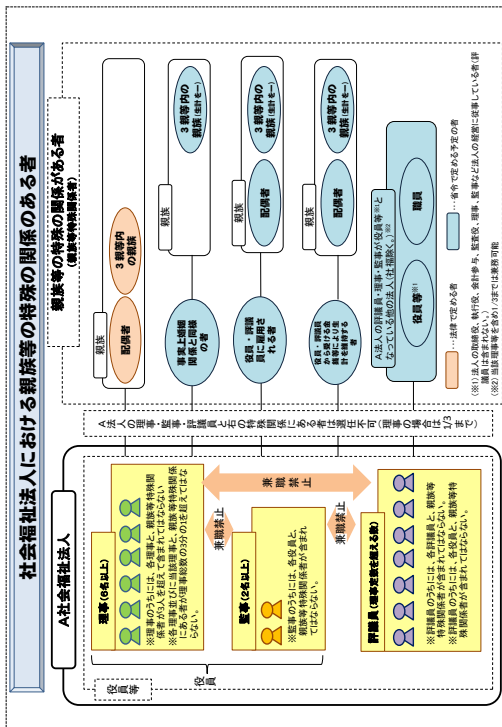


**評議員の特殊関係者**

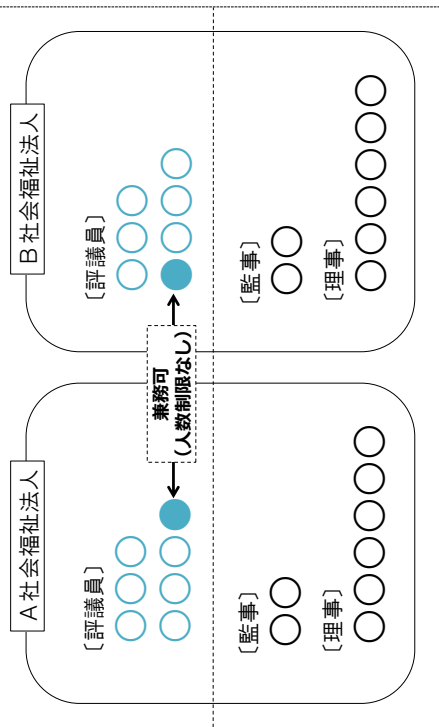
問14 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。  
可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)

1. 人数に制限なく兼務可能である。



**<問14> 評議員における特殊関係者**



問15 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

(答)

1. 人数に制限なく兼務可能である。(図1)
2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合においては、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(図2)

図1 <問15-1> 評議員における特殊関係者

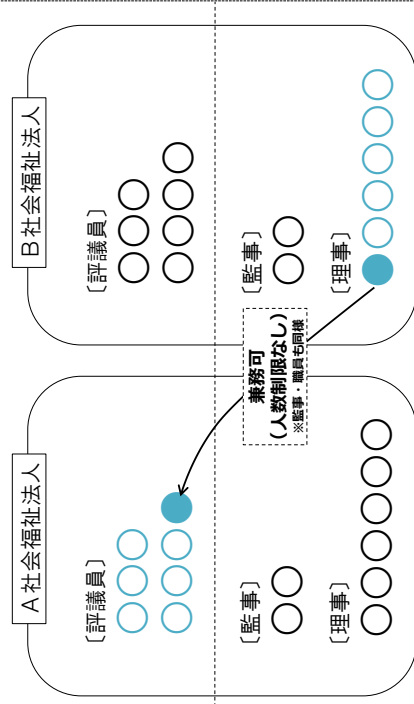
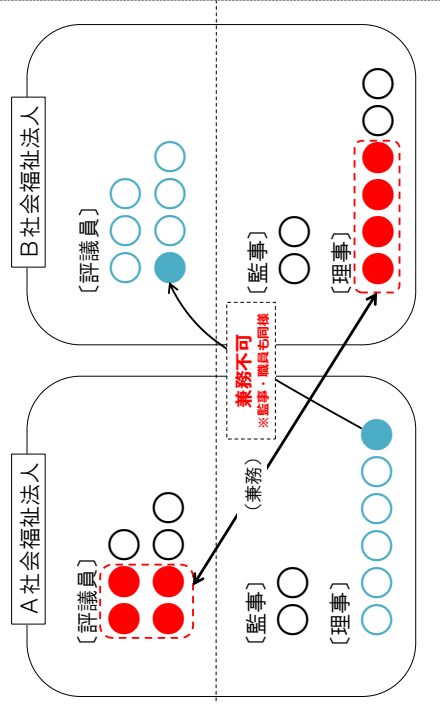
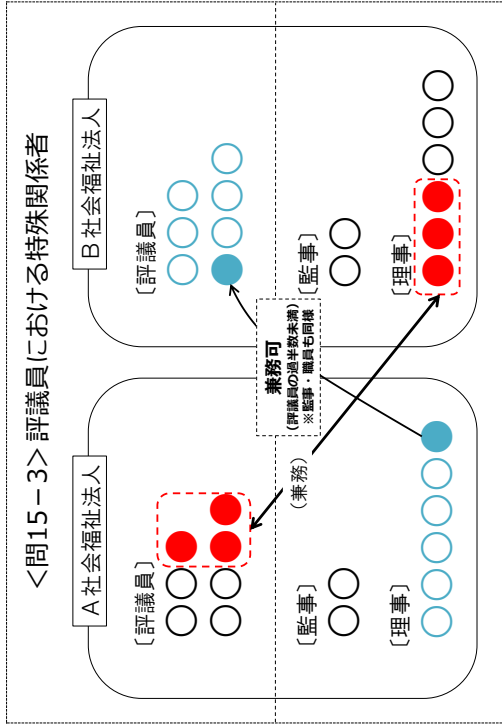


図2

<問15-2> 評議員における特殊関係者

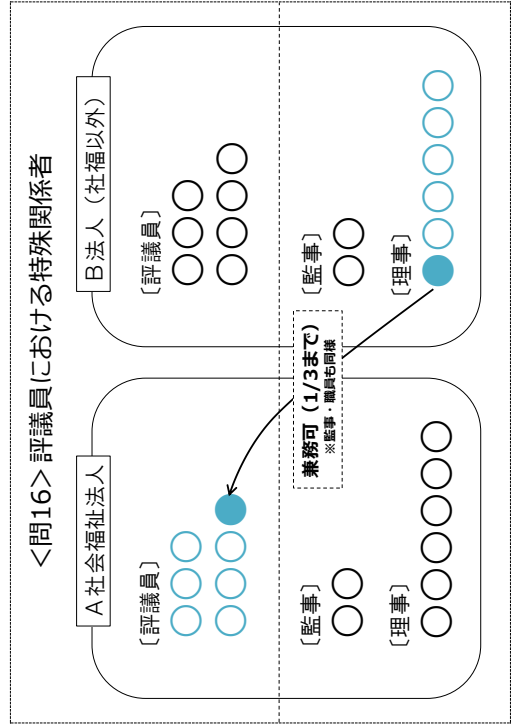




問 16 A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB 法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)

1. 可能である。
2. ただし、A 社会福祉法人の評議員と B 法人の役員又は職員を兼務している者が、A 法人の評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。



社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

問 17 当該法人の職員であった者は評議員となることができるか。

(答)

1. 可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも 1 年程度経過した者とすることが適当である。

問 18 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。

(答)

1. 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

問 19 評議員は当該法人のある地域に居住する者に限定されるのか。

(答)

1. 居住地等の地域による制限はない。

問 20 共同評議員会の開催は可能か。

(答)

1. 評議員会は法人の機関であることから、法人ごとに設けることとなる。
2. 他方、他の社会福祉法人の評議員会と同一の構成とすることは可能である。
3. その場合には、それぞれの評議員会を同じ日に同じ場所で開催することも可能であるが、時間帯については区分することは必要である。

問 21 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士は評議員となることはできるか。

(答)

1. 法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。
2. このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当でない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。

問 22 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるのか。

(答)

1. 評議員については、法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する

観点から、業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。  
 2. このため、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に当たった場合には、評議員に選任することは適当でない。

問23 当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることができるか。  
 (答)

1. 会計監査人については、公認会計士法第24条において、役員やこれに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者については会計監査人になることができないとされている。評議員については、当該規定の「役員やこれに準ずるもの」に該当することから、評議員に選任することはできない。

問23-2 嘱託医は評議員になることは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議FAQ 問4 同旨】  
 (答)

1. 改正法第40条第2項において、評議員は役員又は職員の兼務を禁止している。そのため、非常勤の医師についても雇用関係がある限りは、職員であることから、評議員を兼務することはできない。
2. また、記帳代行や税理士業務等を行う者や顧問弁護士・会計士・税理士法人で助言にとどまらず法人経営にも関与している者を評議員に選定することは適当ではない。
3. 一方、嘱託医については、法人から委嘱を受けて施設等において診察等を行う範囲にとどまるものであり、雇用関係がなく、法人経営に関与しているものではないことから、評議員になることは可能である。

評議員会

問24 評議員会で役員の選任・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「Aを役員として選任する件」という議題について、評議員が「Bを選任する」という議案を提案することは可能か。  
 (答)

1. 評議員は、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案することができる（法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条）とされている。
2. 議題が「役員を選任（解任）する件」であれば、理事提案の「Aを選任（解任）する」という議案に対し、「Bを選任（解任）する」という提案を行うことは可能。
3. これに対し、議題が「Aを選任（解任）する件」であれば、「Bを選任（解任）する」という議案は、当該議題の範囲外であるため、このような提案を行うことはできない。

問25 評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要があるか。  
 (答)

1. 評議員会の議事録は、評議員会の記録・証拠・証拠であるが、理事会の議事録のように出席理

事等の署名又は記名押印から生ずる特別の法的効果（法第45条の14第8項参照）はないことから、法では、理事等の議事録への記名押印は、特に必要としない（注1）。

2. しかし、議事録の原本を明らかにし、改ざんを防止する観点等から、評議員会の議事録についても、議事録作成者が記名押印を行うことが望ましいと思われる。

(注1)

理事会の議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならないこととされている。定款で、記名押印すべき出席理事を、出席した理事と定めることもできる（法第45条の14第6項）が、このような定款の定めを設けた場合であっても、理事長が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならない。

(参照条文)

(理事会の運営)

第四十五条の十四 (略)

2～5 (略)

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7 (略)

8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 (略)

問26 評議員会において、役員の再任案が否決され、欠員が生じた場合、どのように対応するかの。

(答)

1. 法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、選任した役員（再任されなかった役員）が、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する（第45条の6第1項）。

問27 「評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる」とあるが、「利害関係人」はどのような者が該当するのか。  
 (答)

1. 当該法人の他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等が該当する。

問28 軽微な定款の変更を行う場合においても、評議員会を開催して決議を経る必要があるのか。  
 (答)

1. 理事が評議員会の目的である事項（議題）について提案した場合において、当該提案に

つき評議員（当該事項について決議に加わることができる者）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第1項）。

2. したがついて、評議員会の議案につき、評議員の全員から書面や電子メールで同意を得れば、評議員会を現実開催しないことは可能である。
3. なお、適正な手続を行ったことの説明責任を果たすことができるよう、意思表示に係る文書又は電磁的記録については、議事録と同様に、その主たる事務所に10年間保存しておくなければならない（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第2項）。

問 29 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」P10において、「所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。」とあるが、どのような場合が権限濫用と認められるのか。

(答)

1. 権限濫用と認められる場合は、例えば、
  - ・ 平成28年6月20日付け事務連絡「社会福祉法人制度改革における理事等の解任について」において示したとおり、理事等の解任事由は法人運営に重大な損害を及ぼすような重大な義務違反等がある場合に限定されるが、このような場合に該当しないにもかかわらず、不当な動機により、又は議題が法人の利益に適合せず決議が成立する見込みのないことが客観的に明らかにもかかわらず、評議員会を招集しようとする場合である。

問 29-2 定款例（案）第一四条の備考において「議長」とあるが、その選任方法如何。  
【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問5同旨】

(答)

1. 社会福祉法において議長に係る規定はないが、議長を置くことは可能である。
2. 議長の選任方法は任意であるが、選任方法について定款に定めておくか、あるいは定款で規則等に委任しておくことが望ましい。

問 29-3 評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する評議員会の開催日は、何日の間隔を置くことになるのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問6同旨】  
(答)

1. 定時評議員会においては、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（改正法第45条の32第1項）との関連から、2週間の間隔を空ける必要があるが、それ以外の評議員会については1週間の間隔を置くことになる。

問 29-4 定時評議員会の招集通知は、計算書類等を添付して、「2週間前」に発しなければならぬのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問7同旨】

(答)

1. 計算書類等の備置きは、定時評議員会の日日の2週間前の日からであるが、招集通知については1週間前までに通知を発すれば足りる。

役員

問 30 関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。

(答)

1. 関係行政庁の職員が社会福祉法人の役員となることは、法第61条第1項の公私分離の原則に照らし適当でない。
2. 社会福祉協議会にあっては、その目的である地域福祉の推進を図るための行政との連携が必要であることから、関係行政庁の職員が、その役員となることが可能である（法第109条第5項及び第110条第2項）。ただし、当該社会福祉協議会の役員総数の五分の一を超えてはならない。（法109条第5項及び第110条第2項）

問 31 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。

(答)

1. 理事の任期  
理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の集結の時までとされる（法第45条）。ただし、定款によって短縮することは可能（法第45条ただし書）。

任期の終期が、「定時評議員会の終結の時まで」とされているのは、評議員会で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためである。

例えば、定時評議員会を毎年6月末に行っている法人の理事の任期を例にすると、平成30年6月末の定時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成32年6月末の定時評議員会までの2年間となるが、平成30年4月中旬に行った臨時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成32年6月末の定時評議員会までの2年2ヶ月間余となる。

2. 監事の任期

監事の任期についても、同様である。

3. 評議員の任期

評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の集結の時までとされる（法第41条第1項）。定款で「4年」を「6年」まで延長することは可能（同項ただし書）。

問 32 理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。

(答)

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている（法第45条ただし書）が伸ばすことはできない。

このため、理事の任期を「2年」とする規定を設けると、定時評議員会で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時評議員会で理事を選任した場合（3月末決算の法人が3月中旬の臨時評議員会で理事を選任した場合）には、理事の法定の最長の任期を伸長することとなる。

2. したがって、そのような規定を設けることは適当ではない。

(参照条文)

(役員の任期)

第四十五条 役員は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終の時までとする。ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない。

問 33 新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。

(答)

1. 新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」（選任決議をした時）となる（法第45条）。

ある者が、社会福祉法人の理事又は監事となるには、評議員会の選任行為（選任決議）と被選任者の就任承諾とが必要となる（同法第38条参照）が、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、評議員会における「選任時」となる。

例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となる。

2. なお、例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を6月1日とする場合のように、評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点については、選任決議の日と解すべきである。

問 34 理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。

(答)

1. 理事及び監事については、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができ

る（法第43条第2項）。補欠の役員の任期については、「2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終の時まで」を原則としつつ（法第45条）、定款によって、短縮することが可能であり、また、前任者の残任期間とすることが可能（法第45条）。

2. 評議員についても、定款で定めるところにより、補欠を選任しておくことが可能である（第41条第2項）。補欠の評議員の任期も、「4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終の時まで」を原則とするが（法第41条第1項）、定款によって、任期を前任者の残任期間の満了する時までとすることができる（法第41条第2項）。

問 35 理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にするということか。

(答)

1. 施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているものであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。

(答)

問 36 株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者（執行役員）とすることは可能か。

1. 理事会において、特定の業務執行を理事（理事長、業務執行理事）ではない執行役員に委嘱することを決定すれば、そのような取扱いは可能である。

2. ただし、この業務執行権はあくまでも理事会により内部的に委嘱されているにすぎず、対外的には、執行役員は代表権を持たない。

問 37 監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。

(答)

1. 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について識見を有する者がいることが必須である。

2. 公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられる。

問 38 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。

(答)

1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。

2. 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する

立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たると、これらの者を監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバースのみを行う契約となっている場合には、監事に選任することは可能である。

問 39 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。

(答)

1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。
2. 財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が、助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に該当する場合には、自身で行った業務を自身で監査するという自己点検に当たると、監事に選任することは適当でない。

問 39-2 業務執行理事は必ず置く必要があるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 8 同旨】

(答)

1. 法人の任意である。

44

問 39-3 改正法第 40 条第 3 項において「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とされているが、現在、理事が 10 名、評議員が 21 名で、平成 29 年 4 月 1 日から、評議員を 7 名とする場合（定款上 7 名）、それに合わせて、理事の定款上の人数を 6 名としたときには、同日で任期のある理事は定時評議員会の終結時まで任期が有効であるため、理事が 10 名となり、定款に違反することになるがどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 9 同旨】

(答)

1. 平成 29 年 4 月 1 日から有効な定款において、理事の員数が 6 名となっている場合には、平成 29 年 3 月 31 日までに、定時評議員会で再任される予定のない理事にあらからじめ辞任をしてもらうことが適当である。
2. やむを得ない理由によりあらからじめ辞任することが困難な場合であっても、定時評議員会の終結時までに辞任することが必要である。

問 39-4 現行の社会福祉法人審査基準では、評議員会を設置していない法人については、施設長等施設の職員である理事が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならないこととされているが、改正法において全法人に評議員会の設置が義務付けられたことに伴い、理事総数に占める職員の割合に制限はなくなるものと考えて良いか。また、法第 44 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者が法人内において、評議員で承認されれば、理事は全員の職員でもよいか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 10 同旨】

(答)

1. 理事総数に占める職員の割合の制限は廃止することとしている。
2. 法第 44 条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる者がそれぞれ 1 名含まれることが必要であるため、法人の職員の中にそれぞれ該当する 3 名がいるのであれば、全員が法人の職員であることも可能である。

問 39-5 「理事長の職務代理人」についての規定が定款例ではないが、従来と同様の取り扱いをすることは可能か（理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する等）。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 11 同旨（修正）】

(答)

1. 改正社会福祉法においては理事長以外の理事に対する代表権の行使は認められておらず、また、理事長は理事会において選定されることとなっているので、理事長以外の理事が職務を代理し、及び理事長が代理人を選定する旨の定款の定めは無効である。
2. なお、理事長が任期の満了又は辞任により退任した場合、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有することとなる。また、事故等により理事長が欠けた場合については、理事会を開催して新たな理事長を選定することとなる。
- 3 また、現行制度においては、法第 39 条の 4 により、利益相反行為については理事が代理権を有しないこととされ、定款準則第 10 条第 2 項により、利益相反行為及び双方代理となる事項についての理事長の職務代理が示されているが、改正後においては、現行法第 39 条の 4 の規定は廃止されるとともに、改正法第 45 条の 16 第 4 項により一般法人法第 84 条が準用されることとなる。
- 4 そのため、改正後においては、利益相反取引（自己契約及び双方代理を含む）については、理事会における承認及び報告により可能とされている。

(参照条文)

改正法第 45 条の 16 第 4 項 一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条（第二項を除く。）、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○一般法人法

(競業及び利益相反取引の制限)

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

(競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限)

第九十二条 理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、運滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

○民法(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)

(自己契約及び双方代理)

第八十条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

問 39-6 理事の構成について、「施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者」とされているが、施設とは何か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 12 同旨(修正)】

(答)

1. 原則として、法第 62 条第 1 項の第 1 種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいう。ただし、第 2 種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取り扱うこととする。

2. また、上記以外の施設等の管理者についても、必要に応じて、理事に登用することが適当であること。

会計監査人

問 40 会計監査人の設置義務は、施行日(平成 29 年 4 月 1 日)以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用とされているため、会計監査人による監査は平成 29 年度決算から必要となるものであり、平成 28 年度決算については監査不要と理解してよいか。

(答)

1 お見込みのとおり。

問 41 社会福祉法第 45 条の 2 において、「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない」とされているが、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができない者とは具体的にどのような者か。例えば、役員、職員、評議員は会計監査人になることができるのか。

(答)

1. 会計監査人については、公認会計士法第 24 条第 1 項において、以下の計算書類については、会計監査ができないものとされている。

- ① 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類
- ② 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類
- ③ ①及び②に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

2. したがって、

- ・ 当該社会福祉法人の役員(過去 1 年以内に当該法人の役員であつた者含む。)職員(過去 1 年以内に当該法人の職員であつた者を含む。)については、上記①又は②に該当し、会計監査人になることはできない。
- ・ 評議員については、上記①の「これに準ずるもの」に該当するため、会計監査人となることはできない。

問 42 当該社会福祉法人から委託を受けて記帳代行を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

(答)

1. 記帳代行業務を行う公認会計士が、同時に、当該法人の会計監査人に就任した場合、自身が作成した計算書類を自身で監査することとなり、自己点検に該当するため、適当でない。

問 43 当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

(答)

1. 公認会計士法第 24 条第 1 項第 3 号及び第 2 項、同施行令第 7 条第 1 項第 6 号において、税理士業務を行う公認会計士又はその配偶者が、当該法人から当該業務により継続的な報酬を受けているときには、監査業務を行うことができないとされており、会計監査人になることはできない。

(参照条文)

○公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)  
(特定の事項についての業務の制限)

第二十四条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

- 一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類
- 二 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類
- 三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類
- 2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者の間にその者の営業、経理その他に關して有する関係で、公認会計士の行なう第二項の業務の公正を確保するた業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。
- 3 国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二項第一項の業務を行つてはならない。

○公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）

（公認会計士に係る著しい利害関係）

第七条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

六 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条に規定する税理士業務をいう。以下同じ。）その他法第二条第一項及び第二項の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合

問 44 会計監査人設置義務対象法人について、「法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）」により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。」とあるが、「法人の責めによらない理由」とは何か。

（答）

1. 法人の責めによらない理由とは、①災害の発生、②公認会計士事務所又は監査法人の倒産、③会計監査人が法第 45 条の 5 第 1 項各号（以下 i から iii）のいずれかに該当すること、により会計監査人と契約解除せざるを得ない場合である。
  - i 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - ii 会計監査人としてふさわしくなく非行があつたとき
  - iii 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

理事会関係

問 44-2 平成 29 年度の新理事による理事会の開催（理事長の選定等）について、新評議員による定時評議員会（決算、新役員等）と同日に開催しなくてもよいのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 13 同旨】

（答）

1. 評議員会で新理事が選任された後、新理事による理事会を開催し、速やかに新たな理事長を選定することが必要である。
2. なお、理事会の招集手続きの省略等により同日開催することも可能であり、同日開催と

しない場合にも、速やかに理事会において理事長選定を行うことが必要である。

問 44-3 監事の理事会への出席が義務となったが、監事が欠席した場合に理事会は成立するかの。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 14 同旨】

（答）

1. 監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務付けられているが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効なものとなる。
2. なお、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともある。

問 44-3-2 理事は、利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示して、その承認を受けなければならないとされているが、「重要な事実」とは何か。

（答）

1. 重要な事実の開示は、理事会が承認をすべきか否かを判断するための資料を提供するために行われる。したがって、重要性の判断も、この見地からなされる。
2. 「重要な事実」の具体例としては、取引の相手方、取引の種類、目的物、数量、価格、履行期、取引の期間などが考えられる。間接取引の場合には、相手方、主債務者の返済能力なども考えられる。

任期関係

問 44-4 現評議員の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合、現行制度に基づき、評議員を選任（再任）しても、数日後の 3 月 31 日で任期満了となるが、任期満了までに次年度の予算等の評議員会における審議が終了していれば、現行制度に基づく評議員の選任までには行う必要はないと考えよいか。一方、現理事の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合はどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 15 同旨】

（答）

1. 旧法に基づく評議員については、既に平成 29 年度の予算等の評議員が開催されているなど法人運営に支障がないのであれば、数日間、評議員が欠けることもやむを得ないと考えている。  
一方、理事については、平成 29 年 4 月 1 日時点で任期が有効な理事がいない場合には、同日以降、理事が欠けることになってしまつたため、平成 28 年度中に選任（再任）していただくことが必要である。



問 44-5 「平成 29 年 4 月 1 日時点で在任する役員任期は、最初に招集される定時評議員会の終結の時まで」となっている。最初に招集される定時評議員会後まで任期がある役員任期は、その定時評議員会の終結の時まで短縮されると理解しているが、定時評議員会前に任期が満了する役員についても任期は定時評議員会の終結の時まで再任手続等を行わなくても自動的に延長されるという理解で良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 16 同旨】

(答)

1. 再任手続等を行うことなく、法の規定に基づき、任期が延長されることとなる。

○改正法附則

第十四条 この法律の施行の際現在に在任する社会福祉法人の役員任期は、新社会福祉法第四十五条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。

問 44-6 評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 17 同旨】

(答)

1. 任期の始期は選任された日であるが、就任日については、選任及び本人による就任の承諾があった日である。
2. なお、就任承諾書は事前あるいは選任された日当日に受け取ることが望ましい。

報酬

問 45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。

(答)

1. 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。

問 46 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならぬということを意味するのか。

(答)

1. 社会福祉法人の報酬等が、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与や社会福祉法人の経理状況等に照らし、不当に高額な場合には、法人の公益性・非営利性の観点から適当ではない。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとしている（法第 45 条の 35 第 1 項）。

2. 報酬等の支給基準の策定は、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題ない。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることになる。

3. なお、定款で無報酬と定めた場合、又は、常勤役員等に対して「支給することができる」と規定しつつ、当面の間は役員報酬を支給する予定がない場合においても、支給基準は策定し、無報酬である旨を定める必要がある。

問 47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が 1 名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉法人の財務規律の確立、事業運営の透明性の確保の観点から、役員報酬等の総額を公表することは重要である。
2. 他方、個人情報保護の観点から、職員給与を受けている理事が 1 名の場合であっても、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

その他

問 47-2 定時評議員会の 2 週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているが、定時評議員会で修正等があることも考えられるため、備え置く計算書類に「定時評議員会の承認前であり、今後修正等があり得る」と記載したほうが良いのか。また、定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 18 同旨】

(答)

1. 定時評議員会の 2 週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているため、理事会における計算書類の承認は定時評議員会の 2 週間前に行うことが必要である。
2. 法律上、定時評議員会の承認前から計算書類を備え置くことになっていることから、「定時評議員会で承認を受ける前であるため、修正等があり得る」等の付記は不要であるが、法人の判断で付記することも差し支えない。また、仮に定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うこととなる。

問 47-3 組合等登記令第 3 条第 3 項（資産総額の変更登記は毎事業年度末日から 2 カ月以内）は改正されるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 19 同旨（修正）】

(答)

1. 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 349 号）第 2 条により、組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）における資産の総額の変更の登記の期限が「2 月以内」から「3 月以内」に改正されている。

問 47-4 定款例(案)における残余財産の帰属について、社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人が追加されているが、法人において、社会福祉法人に限定することは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 20 同旨】

(答)

1. 解散に関する事項は必要的記載事項にあたり、社会福祉法において、残余財産の帰属すべき者を規定する場合には、「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない」とされているが、法人において、定款で社会福祉法人に限定することは問題ない。

## 7 社会福祉法人制度改革Q&A

このQ&Aは、既に発出済みのQ&A（50頁参照）を令和元年9月13日現在で、整理したものです。

## 8 社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するQ&A

このQ&Aは、既に発出済みのQ&A（79頁参照）を令和元年6月4日現在で、整理したものです。

## 9 「会計監査及び専門家による支援等について」のQ&A

このQ&Aは、既に発出済みのQ&A（82頁参照）を令和2年9月11日現在で、整理したものです。

## 10 社会福祉法（施行令、施行規則）三段表

社会福祉法、社会福祉法施行令社会福祉法施行規則について、三段表（Ver. 2）にまとめたものです。（84頁参照）

## 11 社会福祉施設等の施設整備の補助

社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としたものです。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（147頁参照）

## 12 社会福祉施設の災害復旧費の補助

災害により社会福祉施設が被災したとき、被災施設の災害復旧が円滑に行われるよう災害復旧費に補助金を受け取ることができる場合がありますので、その要綱及び要領を整理したものです。

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領（173頁参照）

「社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助の協議について（平成21年2月13日付厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）」より。

※令和2年8月27日改正

○社会福祉法人制度改革Q&A（令和元年9月13日現在）

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したものに なります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問1	社会福祉充実残額は毎会計年度算定しなければならぬのか。	1. 社会福祉充実残額については、法第55条の2第1項の規定に基づき、社会福祉充実計画の実施期間中を含め、毎会計年度、算定しなければならぬものである。	充実計画 Q&A 問1
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問2	社会福祉充実残額はどのような使途に活用できるのか。	1. 社会福祉充実残額の使途については、法人において、 ①社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業 ②地域公益事業 ③公益事業のうち①及び②に該当する事業以外のもの の順にその実施を検討し、社会福祉充実計画にその事業の範囲で、職員処遇の改善やその他の具体的な使途については、上記①から③までの事業の範囲で、新たな取組に要する事業費など、法人が地域の福祉ニーズ等を踏まえた上で、一定の支出を伴う事業に充てる必要があり、最終的にはその経営判断の下、決定することとなる。	充実計画 Q&A 問2
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問3	措置費施設において社会福祉充実残額が生じた場合、措置費を社会福祉充実事業に充てることはできるのか。	1. 措置費や保育所委託費については、措置費等弾力運用通知において、措置費又は委託費収入の30%の範囲内で、当期末支払資金残高を翌年度に繰り越していることが運営する社会福祉事業等の費用に充当することが可能とされている 2. よって、前期末支払資金残高については、当該通知に定める使途の範囲内で、その全部又は一部を社会福祉充実残額に充当し、これを社会福祉充実事業として、既存の社会福祉事業や公益事業の充実又は新たな事業の実施に係る費用に充てることが可能である。	充実計画 Q&A 問3
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問4	社会福祉充実残額の算定結果は、所轄庁にどのような形で提出すればよいか。また、社会福祉充実残額が生じた法人についても、当該算定結果を所轄庁に提出する必要があるのか。	1. 社会福祉充実残額の算定結果については、社会福祉充実残額が生じた法人を含め、毎会計年度、6月30日までに、「計算書類」及び「現況報告書」とともに、「社会福祉充実残額算定シート」に必要事項を記入の上、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用して入力を行う、又は当該シートを郵送又は電子メール等により送付することにより行うこととなる。 2. なお、「現況報告書」においても、社会福祉充実残額の有無や規模等の項目が設けられている。	充実計画 Q&A 問4
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問5	社会福祉充実残額の算定は、法人全体として算定するのか、それとも施設種別単位で算定することになるのか。	1. 個々の施設種別単位ではなく、法人単位の貸借対照表等を用いて、法人全体として算出することとなる。	充実計画 Q&A 問5
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問6	「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」とは、どのような場合か。【事務処理基準3の(2)関係】	1. 公認会計士・税理士等への意見聴取費用や社会福祉充実事業の実施に向けたマーケティング費用等に係る見積もりの結果、当該費用が社会福祉充実残額を上回っているような場合などが想定される。 2. なお、当該見積もりに係る書類は、「社会福祉充実残額の計算過程に関する書類」として、社会福祉充実残額算定シート及びその別添「財産目録様式」とともに、10年間保存しておくことが必要である。	充実計画 Q&A 問6
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問7	社会福祉充実残額が正の数字となったものの、「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」に該当するような場合であっても、評議員会の承認、公認会計士・税理士等への意見聴取に係る義務は生じるか。【事務処理基準3の(2)関係】	1. 義務は生じない。	充実計画 Q&A 問7
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問8	人件費積立資産や施設整備積立資産については、何故控除対象財産とならないのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	1. 社会福祉充実残額の算定ルールは、全法人にとっても公平なものであることが必要であることから、法人の任意でその多寡を決定できる積立資産については、会計上これらが計上されていることのみをもって控除対象財産とはならない。	充実計画 Q&A 問8
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問9	措置費を原資とする人件費積立資産や施設整備積立資産については、控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	1. 措置費を原資とする人件費積立資産や施設整備積立資産については、問8の回答と同様、控除対象財産とはならないが、措置費を原資とする積立資産には使途に制限があるため、それぞれの積立資産に係る使途制限の範囲内で、社会福祉充実計画の内容を検討の上、当該計画を作成することとなる。	充実計画 Q&A 問9

社会福祉 充実計画 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問10	大規模災害に備えて計上している積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	問10	社会福祉 充実残額 の算定	問10	充実計画 Q&A	1. 大規模災害に備えて計上している積立資産については、控除対象財産の算定に当たつて、最低限度建物の建替等に必要なる費用を考慮しているとともに、全法人に公平なルールを設定することが困難であることから、控除対象財産とはならない。 2. なお、大規模災害発生時には、法人の経営判断の下、社会福祉充実残額の有無にかかわらず、その保有する財産を活用することを妨げるものではない。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問11	共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	問11	社会福祉 充実残額 の算定	問11	充実計画 Q&A	1. 共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産については、共同募金事業の性質上、寄付者から募金を集め、これを分配していることが事業そのものの目的であることから、「社会福祉法」に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象財産に該当するものである。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問12	助成事業となる積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	問12	社会福祉 充実残額 の算定	問12	充実計画 Q&A	1. 助成事業の原資となる積立資産については、助成事業の性質上、一定の積立資産を取り崩すなどにより、民間団体等に助成を行うことが事業そのもの目的であることから、「社会福祉法」に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象財産に該当するものである。 2. なお、社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額を助成事業の原資に充てる場合については、当該計画に基づき、当該助成事業の実施経費として法人外に支出される必要があることから、当該計画の実施期間において、社会福祉充実残額のうち、当該原資に充てるための積立資産等については、「社会福祉法」に基づく事業に活用している不動産等」として、控除対象財産には該当しないものとして取扱うこと。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問13	助成事業の原資として控除対象財産に該当する積立資産とは、どのような要件を満たせば良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	問13	社会福祉 充実残額 の算定	問13	充実計画 Q&A	1. 助成事業の原資となる積立資産として、控除対象財産に該当するためには、 ①法人の定款において、助成事業を行うことが規定され、かつ、 ②個別の助成事業の実施に係る要綱等が作成され、 理に当該積立資産が助成事業の原資として活用されていることが明確になっていることが必要である。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問14	社会福祉充実計画において、平成29年度に土地を購入し、平成32年度に当該土地に建築物を建設して事業を開始する場合、平成30年度において当該土地を控除対象財産として良いか。	問14	社会福祉 充実残額 の算定	問14	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実計画に基づき、新たに取得した土地を控除対象財産として取り扱った場合、当該計画の実施期間中にもかかわらず、社会福祉充実残額がマイナスとなり、計画の終了に至ってしまうようなケースが出てくることなどが想定される。 2. よって、このような事態を回避するため、社会福祉充実計画に基づき新たに取得した土地及び建物（建設のため建設仮勘定に計上している場合を含む。）に限っては、これを控除対象財産とはせず、財産目録上、「社会福祉充実計画用財産」として別個に管理した上で、当該土地等を取戻した年度の次年度から計画を終了するまでの間、社会福祉充実財産の算定の際に、社会福祉充実残額から、当該貸借対照表価額を差し引くことができるものとする。（関連：問73）
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問15	法人に基金を設置し、当該基金の運用益を特定事業の費用に充てているが、このような場合、当該基金は控除対象財産に該当するものとして考えて良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	問15	社会福祉 充実残額 の算定	問15	充実計画 Q&A	1. 当該基金が国や自治体からの補助や第三者からの寄付等によって使途・目的等が明確に定められているものではない限り、控除対象財産には該当しない。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問16	社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合に、当該建設費用を控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	問16	社会福祉 充実残額 の算定	問16	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合については、国庫補助等の内示を受け、又は建設会社等との契約が締結され、建設費用が相当程度確定している場合であつて、翌年度における当該建物に係る着工時期が既に決定されているとき（これら事実関係が書面により明らかである場合に限る。）には、当該建設費用のうち、自己資金（寄付金を含む。）相当額を「社会福祉法」に基づく事業に活用している不動産等」として、控除して差し支えない。 2. なお、当該自己資金相当額が現預金に計上されている場合は、記載方法については、問17の方法によること。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問17	都道府県等が実施する退職共済制度に加入している法人において、会計処理上、資産の部の退職給付引当資産に掛金を計上する一方、負債の部の退職給付引当金に約定された給付額を計上するなどにより、退職給付引当資産が退職給付引当金よりも多く計上されている場合に、当該差額部分は控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	問17	社会福祉 充実残額 の算定	問17	充実計画 Q&A	1. ご指摘のような場合、資産の部に計上されている当該差額部分は、社会福祉充実残額として活用することが困難な資産であることから、控除対象財産に該当するものとして取り扱って差し支えない。 2. なお、この場合の財産目録の記載方法については、問24の方法によること。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問18	法人設立時に、所轄庁から基本財産を3億円確保するよう指導された経緯があるが、現行の関係通知のルールに基づけば、必要な基本財産は原則1億円となる。このような場合であっても、控除対象財産の対象となる基本財産は1億円となつてしまふのか。【事務処理基準3の(4)の①の注1関係】	問18	社会福祉 充実残額 の算定	問18	充実計画 Q&A	1. 法人設立時に、現行の関係通知に基づく金額以上の基本財産を確保するよう、所轄庁から指導を受けたような経緯がある場合であつて、社会福祉充実残額の算定時においても引き続き当該基本財産を保有している場合には、当該経緯にも配慮し、法人設立時における定款に記載される額等客観的に明らかかな額の範囲において、控除対象とすることができるとする。 2. よって、ご指摘のような場合であつて、当該事実が客観的に確認できる書類がある場合には、3億円全額を控除対象として差し支えない。

社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問19	「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等から使途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産等」とは、どのようなものを想定しているのか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】	1. 「国や自治体からの補助を受けて設置された積立資産等」については、生活福祉資金貸付事業や介護福祉士等修学資金貸付事業による貸付原資などが該当する。 また、「寄付者等から使途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産等」については、寄付金や会費等の募集に当たってあらかじめ定められた募集要綱や会則等又は設置された積立資産や理書、有価証券が該当する。 なお、上記「特定された使途」とは、「法人運営全般」といったような、その使途に法人の広範な裁量性のあるものを該当せず、「〇〇施設の運営」、「〇〇事業の実施」など、要綱等において、事業の種類が特定されていることが必要である。 ※ 寄付金の使途について、法人が寄付者等から、広範な裁量を委ねられているのであれば、当該寄付金が社会福祉充実残額に充当されたとしても、結果として法人が実施する事業に還元されるものであり、寄付者等の意向とは矛盾が生じないものと考えられる。	充実計画 Q&A	問19
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問20	「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等の第三者から使途・目的が明確に特定されている寄付金等を受け、設置された積立資産等」に、法人の自主財源が一部混在している場合、当該積立資産は全額控除対象財産として良いか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】	1. ご指摘のような場合、原則として法人の自主財源相当額を除き、国や自治体からの補助や第三者からの寄付等及びその運用益相当額が控除対象財産となるものであるが、当該積立資産の設置から相当程度の年数が経過するなどによりこれらを区分することが困難な場合には、平成29年3月31日時点における当該積立資産の全額を控除対象財産として差し支えない。 ただし、平成29年4月1日以降に、当該積立資産への法人の自主財源を繰り入れた場合、当該自主財源相当額については控除対象財産とはならない。 よって、平成29年3月31日段階における積立資産の額と、平成29年4月1日以降に当該積立資産に繰り入れた自主財源相当額とをそれぞれ区分して把握しておくこと。	充実計画 Q&A	問20
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問21	原子力発電所事故による東京電力からの賠償金について、現預金で保有している場合、控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①の注4関係】	1. 原子力発電所事故による東京電力からの賠償金については、現状復旧のために必要な資金であることから、これを現預金として保有している場合、当該賠償金の範囲で控除対象財産に該当するものである。	充実計画 Q&A	問21
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問22	対応基本金の調整において、3号基本金相当額を除く趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の②関係】	1. 対応基本金については、「活用可能な財産」の算定時に既に基本金全額を控除していることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たっては当該不動産等の価値に含まれる基本金相当額の二重の控除を排除するため、これを差し引く調整を行うものである。 2. しかしながら、3号基本金相当額については、「施設の創設及び増築等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額」であり、不動産等の価額と直接関係するものではないことから、対応基本金の調整において3号基本金相当額を除くことができることとしたものである。 3. なお、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たっては、3号基本金相当額が不明な場合には、当該3号基本金相当額を含め、基本金全額を差し引くものとする。	充実計画 Q&A	問22
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問23	対応負債の調整において、1年以内返済予定設備資金借入金等特定の科目の合計額とする趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の③関係】	1. 対応負債については、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たっては、当該不動産等の価値に含まれる借入金相当額の二重の控除を排除するため、これを差し引く調整を行うものである。 2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」については、建物・設備に係る資産額が大部分を占めることとなるが、対応負債の算定に当たっては、概ね貸借対照表における ①1年以内返済予定設備資金借入金、 ②1年以内返済予定リース債務、 ③設備資金借入金、 ④リース債務 の合計額に相当するものと考えられることから、当該合計額を対応負債として概制し、事務の簡素化を図ることとしたものである。	充実計画 Q&A	問23
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問24	財産目録の記載に当たって、ある科目に記載すべき資産の数量が大量にある場合、控除対象となる資産と、控除対象とはならない資産の2つに区分した上で、当該区分ごとに、代表例を記載し、それぞれ数量を記載(〇〇)か(〇〇)する方法によることは可能か。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】	1. 財産目録の記載に当たって、資産の数量が大量にある場合、拠点単位で記載しなけばならないこととしている土地・建物を除き、貴見のとおり取り扱って差し支えない。(具体的な記載例) 車輛運搬具の場合 【控除対象】(会社名) (車輛商品名) ほか20台 【控除非対象】(会社名) (車輛商品名) ほか5台	充実計画 Q&A	問24

社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問25	財産目録の記載に当たって、現預金については、原則として控除対象財産とならないこととされているが、貸付事業の原資などを現預金として計上している場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】	1. 財産目録の記載に当たって、現預金の中に貸付事業の原資など、「社会福祉法に基づき事業に活用している不動産等」に該当する資産が計上された場合には、例外的に、現預金の欄を、控除対象とすべき資産と、控除非対象の財産の2段に分けて記載するものとする。 【控除対象】 ○円 ○事業貸付原資として 【控除非対象】 ○円 ○円	充実計画 Q&A	問25
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問26	「再取得に必要な財産」の算定は、建物単位で行うこととされているが、増築又は改築・大規模修繕を行っているような場合は、どのような単位で算定すべきか。【事務処理基準3の(5)関係】	1. 「再取得に必要な財産」の算定に当たって、増築を行っている場合には、原則として、本体建物部分と増築部分を区分してそれぞれ計算を行うものとする。これにより、この際、財産目録についてもこれらを区分することが必要である。ただし、これにより難しい場合には、これらを区分せず本体建物と一体のものとして、合算して算定を行うことができるものとする。(なお、この場合の建物取得年度については、本体建物部分と増築部分の取得年度とする。) 2. 改築・大規模修繕を行っている場合には、原則として、本体建物部分と増築部分の取得年度を合算して計算を行うものとする。ただし、改築・大規模修繕部分が面積の拡充を伴う場合など、これらを区分することが可能な場合については、区分して算定を行うことができるものとする。(この場合の建物取得年度については、それぞれの取得年度とする。また、財産目録についても区分することが必要である。)	充実計画 Q&A	問26
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問27	「再取得に必要な財産」の算定に当たって、本体建物部分と、増築部分とに区分して計算を行う場合に、照明設備等の建物付属設備の更新費用など、両者が一体不可分であって、これらを明確に区分できない固定資産については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)関係】	1. 本体建物部分と増築部分が一体不可分な固定資産については、建物延床面積割合などの合理的な方法により区分することとする。	充実計画 Q&A	問27
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問28	中古物件を取得した場合の「再取得に必要な財産」の算定方法如何。【事務処理基準3の(5)関係】	1. 中古物件を取得した場合に、当該取得価額の範囲内で、減価償却を行うこととなり、当該減価償却累計額を基に「再取得に必要な財産」を算定することとなる。	充実計画 Q&A	問28
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問29	減価償却累計額の算定に当たって、建物のうち、建物付属設備については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】	1. 社会福祉法人会計基準において、貸借対照表上、「建物」に計上すべき金額は、「建物及び建物付属設備」としてあり、減価償却累計額の算定に当たっては、「建物」として、当該建物付属設備を含む金額を計上することとなる。 2. なお、建物取得年度の記載に当たっては、建物と建物付属設備の取得年度が異なる場合であっても、建物付属設備の取得・更新時期にかかわらず、建物の取得年度とする。 ⇒ 別添参考①	充実計画 Q&A	問29
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問30	減価償却累計額の算定に当たって、基本財産に位置付けている建物Aの建物付属設備について、建物A建設当初のものについては基本財産に計上し、その後増設した付属設備については、その他の固定資産における構築物に計上しているような場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】	1. ご指摘のような場合、建物付属設備については、「構築物」ではなく、「建物」の勘定科目を用いるとともに、建物Aの取得年度に応じた建設工事費デフレターを用いること。	充実計画 Q&A	問30
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問31	建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の③関係】	1. 建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、床面積は考慮せず、取得年度に応じた建設工事費デフレターを使用するものとする。	充実計画 Q&A	問31
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問32	一般的な自己資金比率はどのように設定されているのか。また、この値はいつ見直されるのか。【事務処理基準3の(5)の④関係】	1. 一般的な自己資金比率については、「社会福祉法人における事業継続に必要な建設費と大規模修繕費に関する調査研究」(一般社団法人日本医療福祉建築協会)において、社会福祉法人の施設建設時の自己資金(寄付金を含み、借入金及び補助金を除く。)の実態を調査し、当該結果を踏まえ、全ての施設種別に共通する平均的な比率として設定している。 2. また、これは、近年の補助金比率の変動を的確に反映させる観点から、直近5年間に建設された施設のデータを用いている。 3. なお、平成30年度以降の具体的な比率については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の稼働状況を踏まえつつ、当該システムから得られたデータを元に、必要な見直しを定期的に行っていくとしている。	充実計画 Q&A	問32
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実残額 の算定	問33	自治体から建物の無償譲渡を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の④関係】	1. 自治体から建物の無償譲渡を受けた場合の建設時の自己資金比率については、当該建物の入手に当たって、法人としての自己資金は投入していないことから、建設時の自己資金比率としては0%となるものであり、一般的な自己資金比率である22%を適用することとなる。	充実計画 Q&A	問33

社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問34	個人から建物の寄付を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのような取 り扱いが適切か。【事務処理基準3の(5)の④関係】	個人から建物の寄付を受けた場合、建設時の自己資金比率については、当該自己資金 比率の算定時に自己資金には着付金を含むこととして行っていることから、建設時の自己資 金比率としては100%となる。	充実計画 Q&A	問34
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問35	建設時の自己資金比率については、「当該建物の建設に係る自己資金額÷当該建物の 建設時の取得価額」の計算式により算出することとされているが、この場合の自己 資金額には、どのような費用を含めれば良いか。【事務処理基準3の(5)の④関 係】	1. 建物建設時の自己資金額については、建物本体の建設費用のほか、土地造成費、既存 建物解体費、仮移転等費用及び設計監理等費用、建物と一体的に整備した設備（厨房 設備、機械浴槽等）や外構工事費等の合計額に係る自己資金相当額とすることができ るものとする。 2. ただし、土地の取得費用は含まない。	充実計画 Q&A	問35
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問36	大規模修繕費の実績額の記載に当たって、どのような費用を大規模修繕費として扱 えば良いか。【事務処理基準3の(5)の⑤関係】	1. 大規模修繕費は、施設・設備の経年劣化に伴う施設の広範囲に渡る補修や、設備の更 新・新設等の工事に係る費用を指すものであり、施設の一部を補修するものや応急 的・一時的な対応、点検等のメンテナンスに係る費用は含まないものとする。 2. 具体的には、例えば以下のような工事が大規模修繕に該当する。 ⇒別添参考② 3. なお、ここでいう大規模修繕費とは、会計処理上、固定資産に計上される資本的支出 に限られるものではなく、上記のような工事に係る支出の合計額をいうものである。 4. また、大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に事務処理基準3の(5) の⑤のただし書に規定する計算式によることができるとしているが、上記の工事 に係る支出について、一部でも不明な場合には、当該計算式によることとして差し支 えない。	充実計画 Q&A	問36
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問37	「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」については、「再 取得に必要な財産」と「必要な運転資金」の合計額が法人全体の年間事業活動支出を 下回る場合は、施設・事業所の経営の有無に関わらず、これに該当する全ての法人が その適用を受けられるものと考えて良いか。【事務処理基準3の(7)関係】	1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。	充実計画 Q&A	問37
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問38	「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」の要件に該当する 場合であっても、法人の判断として特例の適用を受けられないことは可能か。【事務処理 基準3の(7)関係】	1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。	充実計画 Q&A	問38
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問39	社会福祉充実残額は、会計処理上、その他の積立金及び積立資産として計上する必要 があるのか。	1. 社会福祉充実残額については、会計基準による会計処理とは別の概念であることか ら、必ずしもその他の積立金（積立資産）として計上する必要はなく、社会福祉充実 残額をどのような形で保有するかは法人の裁量である。	充実計画 Q&A	問39
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問40	「活用可能な財産」の額が、「社会福祉法に基づき事業に活用している不動産等」、 「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のいずれかを 下回る場合、その他の計算を省略して良いか。	1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。 2. なお、この場合、社会福祉充実残額算定シートの記入に当たっては、「活用可能な財 産」の欄に記載された上で、「社会福祉法に基づき事業に活用している不動産等」、 「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のうちの一部 の計算結果が記載され、これらと比較した結果、明らかに「活用可能な財産」の額が 下回っていることが判別できるようになっている必要がある。	充実計画 Q&A	問40
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問41	社会福祉充実残額を算定した結果、その額が10万円などの少額である場合であって も、社会福祉充実計画を作成する必要があるのか。	1. 社会福祉充実残額の算定の結果、社会福祉充実残額が極めて少額であり、社会福祉充 実計画を算定するコストと比較して、これを下回るような場合には、事実上、社会福 祉充実事業の実施が不可能なものと見て、社会福祉充実計画を作成することは要しな い。ただし、法人の判断により、これと他の財源を組み合わせ、社会福祉充実事業を 実施することにより、社会福祉充実計画を策定し、これに基づき社会福祉充実事業を 実施することとなる。	充実計画 Q&A	問41
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問42	社会福祉充実計画において、災害等のリスクに備えた積立を行ったり、又は単に外部の 社会福祉法人に資金を拠出するといった内容を記載することは可能か。	1. 社会福祉充実計画については、法第55条の2第1項において、「既存事業の充実又 は既存事業以外の新規事業の実施に関する計画」と定義されている。 2. このため、社会福祉充実計画の内容は、法人が社会福祉充実残額を活用し、 ①一定の対象者に対して、 ②受益的なサービスや給付等 ③新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う、 事業の実施に関する計画であることが求められるものである。 したがって、事業実施時期の見通しを明らかにせず単に資金の積み立てを行う、又 は単に資金を拠出するといった内容の計画は認められない。（資金の拠出に伴って、 外部の法人の取組や事業に、当該法人の役員が一定の関わりを持つような場合に は、事業の実施に関する計画として認められることはあり得る。）	充実計画 Q&A	問42



社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問43	社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問43	充実計画 Q&A	地域 住民のいすれかを指すものであり、計画上、これが明確に特定されていることが必要である。 1. ここでいう「一定の対象者」とは、法人が実施する事業の利用者又は法人職員、地域住民のいすれかを指すものであり、計画上、これが明確に特定されていることが必要である。 また、「受益的なサービスや給付等」とは、上記の対象者が具体的に反社会的に利益を享受するサービスや給付等であることが必要である。 2. さらに、「新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う」とは、計画実施期間中に、新たに上記のサービスや給付等を創設する、又は既存のサービスや給付等について、対象者の拡大や実施回数増加、プログラム内容の充実、設備の充実による利用者の生活環境の改善など、これらまでのサービス水準等を向上させるための取組に係る支出を行うことを行うものである。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問44	社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問44	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産の使途等について、国民に対する説明責任の強化を図るために行うものであることから、国民が計画に位置付けられた事業の目的や内容を十分に理解できるよう、可能な限り具体的に記載される必要がある。 2. 具体的には、問42の回答のとおり、社会福祉充実計画は、「一定の対象者に対して、受益的なサービスや給付等を、新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う」ことを内容とする計画であることから、少なくとも、 ①誰を対象にして ②どのような「サービスや給付等」を実施し ③それにより、対象者がどのような利益を享受し、 ④それによどの程度のコストをかけることを予定しているのか といった内容が明確に記載されている必要がある。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問45	社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問45	充実計画 Q&A	1. 可能である。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問46	社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問46	充実計画 Q&A	1. ご指摘のような内容は、既存事業の充実にはあたららず、計画の内容としては認められないものである。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問47	社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問47	充実計画 Q&A	1. 問42の回答のとおり、社会福祉充実計画は、一定の対象者に対して、受益的なサービスや給付等の実施又は充実を図るための支出を行う事業の実施に関する計画であることが求められるものであることから、単に既存の借入金返済済とといった内容の計画は認められない。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問48	社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問48	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実計画に記載する事業費については、人件費や事務費を含め、社会福祉充実額に係る「支出」全体を記載するものである。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問49	社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問49	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実計画に基づき社会福祉充実事業については、「既存事業の充実」に資するものであることが必要であることから、地域の福祉ニーズを踏まえた上で、対象者や事業内容の充実を図るなど、既存事業の見直しを行った上で、これを社会福祉充実事業として実施することは可能である。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問50	社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問50	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実計画に基づき社会福祉充実事業については、「既存事業の充実」に資するものであることが必要であることから、単に退職職員の補充を行うことのみならず、次の全部又はいずれかかの観点から、「既存事業の充実」につながる新たな取組を伴うものであることが必要である。 ①日中のケアや支援プログラムの充実など、利用者に対するサービスの充実 ②職員の増員や資格者の採用、職員研修プログラムの拡充など、職員に対する処遇の充実
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問51	社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問51	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実残額は、計画を策定した会計年度以降に新たに発生するコストに充てられるものであることから、社会福祉充実計画において職員の給与改善を行う場合は、改善に係る相当額のみを対象とすべきである。 2. 具体的には、計画を策定した前会計年度における法人単位資金収支計算書の「人件費支出（役員報酬支出を除く）」を超える必要があることとなる。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問52	社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問52	充実計画 Q&A	1. 給与規定の改正時期にかかわらず、前年度の給与支給額と比較して、計画策定年度に改善する部分があれば、当該部分について社会福祉充実計画に盛り込むことは可能である。 2. ただし、社会福祉充実残額の活用は、社会福祉充実計画の承認日以降となるので留意すること。

社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問53	社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合、「既存事業の充実」に資するものとするため、必ず定員の増加を伴わないと解すべきか。	社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合、「既存事業の充実」に資するものとするため、必ず定員の増加を伴わないと解すべきか。	問53	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合であっても、「既存事業の充実」に資する事業を実施することが必要となるが、定員の増加を伴わない場合であっても ①居室の個室・ユニット化や居室面積の拡充、利用者が使用できる共有スペースの充実などによる利用者の生活環境の向上 ②先進福祉機器等の導入による利用者ケアの充実 ③ICT設備等の導入による職員の業務効率化などを通じて、既存事業の充実を図ることは可能であると考えられ、必ずしも定員の増加を伴う必要はない。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問54	社会福祉充実計画において建物の建設を行う場合、当該計画には建設の着工及び竣工までを盛り込むことで足りるか。	社会福祉充実計画において建物の建設を行う場合、当該計画には建設の着工及び竣工までを盛り込むことで足りるか。	問54	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実計画は、「既存事業の充実又は新規事業の実施」に関する計画とされていることから、少なくとも計画実施期間中に事業開始時期を見込むことが必要であり、建物の新設、建替等を行う場合には、建設の着工及び建物が竣工するのみならず、当該建物を活用した事業を開始するまでを計画に盛り込む必要がある。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問55	社会福祉充実計画の承認に当たって、判断が難しい事例がある。当該事例ごとにその適否を示されたい。	社会福祉充実計画の承認に当たって、判断が難しい事例がある。当該事例ごとにその適否を示されたい。	問55	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実計画の承認に当たって、次表のような判断が難しい事例については、その適否をそれぞれ掲げるとおり判断すべきと考える。 ⇒別添参考③
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問56	社会福祉充実計画の承認に当たって、当該計画に複数の事業が盛り込まれている場合であって、要件を満たすA事業と、要件を満たしていないB事業とが混在している場合、どのような取り取り扱うべきか。	社会福祉充実計画の承認に当たって、当該計画に複数の事業が盛り込まれている場合であって、要件を満たすA事業と、要件を満たしていないB事業とが混在している場合、どのような取り取り扱うべきか。	問56	充実計画 Q&A	1. B事業については、社会福祉充実計画には盛り込むことはできず、原則として計画から削除することが必要である。 2. ただし、B事業がA事業と一体的に行われるものである場合には、A事業の中にB事業を包含させる修正を行った上で、計画全体を適当なものとして取り扱って差し支えない。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問57	社会福祉充実計画の実施期間については、原則5か年度以内のところ、合理的な理由があると認められる場合には10か年度以内とすることができるとされているが、具体的な判断基準如何。【事務処理基準4の(4)関係】	社会福祉充実計画の実施期間については、原則5か年度以内のところ、合理的な理由があると認められる場合には10か年度以内とすることができるとされているが、具体的な判断基準如何。【事務処理基準4の(4)関係】	問57	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実計画の実施期間を10か年度以内とするに当たって「合理的な理由」がある場合は、法人において、計画上、社会福祉充実事業の事業目的を達成するために必要な期間が10か年度を要するという理由を相当程度明らかにしていれば足りるものであり、例えば次のような理由が考えられる。 ①計画において、10か年度にわたり社会福祉充実事業を継続する内容となっていること ②計画において、6か年度目以降に建物の建替や新規事業所の開設などを行う内容となっていること
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問58	実施期間を5か年度とする社会福祉充実計画の申請がなされ、内容を確認したところ、2か年度で社会福祉充実残額全額を費消するような場合であっても、5か年度の計画として承認して良いか。	実施期間を5か年度とする社会福祉充実計画の申請がなされ、内容を確認したところ、2か年度で社会福祉充実残額全額を費消するような場合であっても、5か年度の計画として承認して良いか。	問58	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実計画は、申請を行う年度の前会計年度に発生した社会福祉充実残額の用途を明らかにする性質のものであることから、社会福祉充実残額がゼロとなった時点で、計画の実施期間を終了させることが必要であり、ご指摘のような場合については、2か年度の計画として承認する必要がある。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問59	社会福祉充実計画原案について、評議員会で承認を受けた後に、公認会計士・税理士等に確認書の作成を依頼することは可能か。	社会福祉充実計画原案について、評議員会で承認を受けた後に、公認会計士・税理士等に確認書の作成を依頼することは可能か。	問59	充実計画 Q&A	1. 可能であるが、公認会計士・税理士等による確認の結果、社会福祉充実計画原案を修正する場合には、再度、評議員会に諮る必要がある。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問60	社会福祉充実計画について、複数地域で事業を実施する場合、どの地域で申請を行うべきか。また、事業の実施地域についての制限はあるのか。	社会福祉充実計画について、複数地域で事業を実施する場合、どの地域で申請を行うべきか。また、事業の実施地域についての制限はあるのか。	問60	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実計画については、社会福祉充実事業を行う地域に関わらず、法人の所轄庁に対して、申請を行うこととなる。 2. また、社会福祉充実事業の実施地域についての制限はなく、社会福祉充実残額の規模などを踏まえ、法人が判断することとなる。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問61	社会福祉充実計画の確認は、業務委託を行っている公認会計士・税理士やこれらの資格を有する役員でも可能か。【事務処理基準5関係】	社会福祉充実計画の確認は、業務委託を行っている公認会計士・税理士やこれらの資格を有する役員でも可能か。【事務処理基準5関係】	問61	充実計画 Q&A	1. 理事長を除き、可能である。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問62	社会福祉充実計画の策定に当たって、公認会計士等の専門家の意見を聴くとされているが、所轄庁が承認する際にも、同様の手続きを行う必要があるのか。	社会福祉充実計画の策定に当たって、公認会計士等の専門家の意見を聴くとされているが、所轄庁が承認する際にも、同様の手続きを行う必要があるのか。	問62	充実計画 Q&A	1. 社会福祉充実計画の承認に当たって、所轄庁が改めて公認会計士等の専門家の意見を聴く必要はない。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問63	複数の社会福祉法人の事業区域等が重なり、社会福祉充実事業の実施に当たって効率性や実効性が乏しい状況となる可能性がある場合には、所轄庁又は市町村社会福祉協議会若しくは都道府県社会福祉協議会がこれを調整することは可能か。	複数の社会福祉法人の事業区域等が重なり、社会福祉充実事業の実施に当たって効率性や実効性が乏しい状況となる可能性がある場合には、所轄庁又は市町村社会福祉協議会若しくは都道府県社会福祉協議会がこれを調整することは可能か。	問63	充実計画 Q&A	1. ご指摘のような場合、所轄庁又は社会福祉協議会が広域的な調整を行うことは可能であるとともに、地域協議会の場を活用することも考えられる。 2. ただし、最終的な事業実施に係る判断は法人が行うべきものであることから、法人の意向や自主性に十分配慮を行うことが必要である。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問64	公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用は、社会福祉充実残額を充てることができるのか。	公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用は、社会福祉充実残額を充てることができるのか。	問64	充実計画 Q&A	1. 公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用については、社会福祉充実計画の策定に必要な費用として、これに社会福祉充実残額を充てて差し支えない。
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問65	社会福祉充実計画の事業費が社会福祉充実残額を上回る場合、計画書における事業費等の記載方法如何。	社会福祉充実計画の事業費が社会福祉充実残額を上回る場合、計画書における事業費等の記載方法如何。	問65	充実計画 Q&A	1. ご指摘のような場合、以下の記載例を参考にすること。 (例) 社会福祉充実残額2億円が生じた法人において、社会福祉充実残額以外に自己資金3億円を活用して施設を整備し、新規事業を実施する場合 ⇒別添参考④

社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問66	当初策定した社会福祉充実計画（実施期間：平成29年度～平成33年度末までの5年間）について、平成32年度に実施を行った場合、当該計画の実施期間は、変更年 度である平成32年度から平成36年度末までの計画に延長されるという理解でよい か。	1. 社会福祉充実計画の実施期間については、変更の有無やその時期にかかわらず、原則 として、当初策定した計画の実施期間の満了の日までが有効となるものであり、変更 を要しない。ただし、社会福祉充実計画の実施期間は最大10年間としていることから、合理的な理 由がある場合には、当初策定年度（平成29年度）から10年間（平成38年度まで）の範 囲内で、計画の終了時期の変更を行うことは可能である。	充実計画 Q&A	問66
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問67	当初策定した社会福祉充実計画において、単身高齢者の見守りを行う事業の実施が予 定されていたところ、計画実施期間の途中で、建物の建替を行う事業へと、計画の内 容が本格的に変更されるような場合、変更申請により対応してよいのか。	1. 当初策定した計画の内容を本格的に見直すような場合、計画の変更ではなく、一旦計 画を終了し、改めて新規計画を策定することが適当である。	充実計画 Q&A	問67
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問68	社会福祉充実計画の変更にあたって、承認申請事項と届出事項とが混在する場合、そ れぞれ別々の書類を提出させるべきか。【事務処理基準10関係】	1. 変更後の社会福祉充実計画において、文末に（ ）書を付すなど、承認申請事項と届 出事項が明確に判別できるようになっているれば、これらを一体的に取り扱うことも差 し支えない。 2. この場合、事務処理基準別紙5及び別紙6の様式例にかかわらず、次の様式例を参考 とすること。 ⇒別添参考⑤	充実計画 Q&A	問68
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問69	社会福祉充実計画の変更は、どのような時期に行うべきか。【事務処理基準10関 係】	1. 社会福祉充実計画の変更は、毎会計年度に算定される社会福祉充実残額の状況を反映 させる必要があること、災害の発生など、計画策定時からの大幅な事情変更 がある場合を除き、原則として、毎会計年度、所轄庁へ計算書類等を提出する時期 （6月30日）に併せて行うものとする。 2. なお、計画の変更承認手続きについては、法第55条の3第1項において「あらかじめ め、所轄庁の承認を受けなければならない」とされていることから、上記の時期では 事前に所轄庁の承認を得ることが困難な場合には、この限りではない。 ※他方、計画の変更届出については、法第55条の3第2項において「遅滞なく、その 旨を所轄庁に届け出なければならない」とされていることから、事後の届出で可。	充実計画 Q&A	問69
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問70	承認社会福祉充実計画において、事業開始時期が8月1日とされていたところ、実際 の事業開始時期は9月1日となり、また、事業費についても変動が見込まれる。この ような場合についても計画の変更は必要なのか。【事務処理基準10関係】	1. 承認社会福祉充実計画の変更手続きについては、事務処理基準10に規定するとおり、 社会福祉充実計画が「承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の使途を明らか にする」といった性質のものであることから、実績との乖離が生じたことをもって計 画の変更手続きを行う必要はない。 2. 当該変更手続きについては、 ①社会福祉充実事業の対象者に大きな影響を及ぼす内容か、 ②将来に渡って影響を及ぼす内容か、 ③地域住民に公表すべき内容か、 といった観点から、法人において計画変更の必要性を検討し、法人において必要と判 断した場合に行うことが必要となるものである。 3. 上記「事務処理基準10」に規定する表は、法人が社会福祉充実計画の変更が必要 と判断した場合において、変更承認手続き又は変更届出のいずれを行うべきかを区 分するための判断基準となること。	充実計画 Q&A	問70
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問71	承認社会福祉充実計画について、社会福祉充実残額が変動した場合、そのみをもつ て変更手続きを行う必要があるのか。【事務処理基準10関係】	1. 承認社会福祉充実計画に記載される社会福祉充実事業に充てる社会福祉充実残額につ いては、申請時点における計画上の見込額であることから、実際上の社会福祉充実残 額が変動したことのみをもつて計画の変更手続きを行う必要はない。 2. ただし、実際上の社会福祉充実残額の変動に伴い、法人が計画上の社会福祉充実残額 に併せて事業費の変更を希望する場合又は実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の 見込みの倍以上に増加した場合など、計画上の社会福祉充実残額と大幅な乖離が生 じ、再投下すべき事業費を大幅に増額できる状態にある場合には、計画の変更手続 きを行うことが必要である。	充実計画 Q&A	問71
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問72	問71において、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加し た場合は、計画の変更を行うことが必要とされているが、「計画策定時の見込み」と は具体的にどの値を指すか。【事務処理基準10関係】	1. 平成29年度決算において、実際上の社会福祉充実残額が大幅に増加したような場合に は、平成29年度末現在の計画額（計画額）との比較における1. 基本的事項の「会計年度別 社会福祉充実残額の推移」（の値）との比較を行うものである。	充実計画 Q&A	問72
社会福祉 充実計画	社会福祉 充実計画	問73	問71において、社会福祉充実計画により購入した土地が当該計画の実施期間満了の 時点で控除対象財産とならないことにより、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見 込みの倍以上に増加した場合、計画の変更を行う必要があるのか。	1. 指簿のよう場合、実際上の社会福祉充実残額から、当該土地等の固定資産に係る 貸借対照表価額を差し引いた額と、計画額とを比較すること。 2. この場合、財産目録において社会福祉充実計画用財産として、これを特定できるよう にすることが必要であり、具体的記載方法については、以下のとおりとすること。 （具体的な記載例） 【控除対象】 土地 ○○円 社会福祉充実計画用財産	充実計画 Q&A	問73



社会福祉 充実計画	地域協議 会	問84	地域協議会は必ず設置しなければならぬか。また、法人が自ら地域の関係者から 意見聴取を行うことは可能か。	問84 充実計画 Q&A	1. 地域協議会については、法人が円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、地域公益事業の実施を契機として、地域における関係者のネットワークの強化を図る。地域福祉の推進体制の強化を図るために設置するものである。既存の会 このように、法人が実施する地域公益事業の実効性を高めていく観点から、平 議会の活用を含め、地域協議会を設置することが必要であると考えられている。 しかしながら、地域協議会の体制整備に時間を要している所轄庁も多いことから、平 成30年度においては、以下のような方法等により代替することができるとする。 ①法人に設置される運営協議会において意見聴取を行うこと ②法人において住民座談会やサロン等を主催し、そこで意見聴取を行うこと なお、このような場合であっても、可能な限り速やかに地域協議会を設置するものと し、設置次第、地域公益事業の取組内容について改めて協議を行い、その結果を踏ま え、必要に応じて社会福祉充実計画の見直し等を行うことが重要である。 また、所轄庁における地域協議会の開催に係る経費については、地方交付税による措 置がなされているので、これも有効に活用されたい。
社会福祉 充実計画	地域協議 会	問85	地域協議会において意見聴取を行うに当たって、社会福祉充実計画原案を作成した法 人の出席は必ず必要か。また、地域協議会の構成員から書面により意見聴取を行うと いった方法は可能か。	問85 充実計画 Q&A	1. 地域協議会については、地域の関係者間のネットワークの強化を図りつつ、それぞれ の取組間の連携強化、既存の取組の狭間にある地域課題の共有、これに対応した新た な社会資源の創出などを協議し、それぞれの取組内容の組み合わせを行うこと等を目 的として開催するものであることから、原則として、法人及び地域協議会の構成員の 出席の下、開催することが必要である。 しかしながら、地域協議会の開催に係る構成員間の日程調整が困難な場合や、法人に おける社会福祉充実計画の理事会・評議員会での承認スケジュール等との関係から、 地域協議会の開催が困難な場合など、やむを得ない事情がある場合には、ご指摘のよ うな方法により代替することも可能である。後日、承認社会福祉充実計画に基づく事業の実 施状況をフォローアップするための地域協議会を開催し、そこでの協議内容を必要に 応じて計画に反映していくといったプロセスを確保することが重要である。
社会福祉 充実計画	地域協議 会	問86	地域公益事業の実施とともに、既存事業の充実を図ることを内容とする社会福祉充実 計画の場合、既存事業の充実部分についても、地域協議会の意見を聴く必要があるの か。	問86 充実計画 Q&A	1. 地域協議会においては、最低限、地域公益事業についての意見聴取を行えば足りるも のであるが、法人がその他の事業についても併せて意見聴取を希望する場合には、任 意でそのような取扱いとすることも可能である。
社会福祉 充実計画	地域協議 会	問87	法人から地域公益事業の実施希望がない場合、地域協議会は開催しなくても良いか。	問87 充実計画 Q&A	1. 法人から地域公益事業の実施希望がない場合であっても、法人が「地域における公益 的な取組」を進めていく上で、地域課題を理解し、関係者とのネットワークづくりを 推進することは有用であることから、他に同様の議論の場がある場合を除き、 ①地域課題の共有 ②地域の関係者によるそれぞれの取組内容の共有 ③地域の関係者の連携の在り方 ④「地域における公益的な取組」の取組内容、推進方策 などに関する討議を行うため、毎年度1回以上は行うことが望ましい。
社会福祉 充実計画	地域協議 会	問88	法人が当該法人の所轄庁以外の区域で地域公益事業を実施する場合、当該法人の所轄 庁はどのような対応を行うべきか。	問88 充実計画 Q&A	1. 所轄庁において、法人からこのような相談を受けた場合には、法人が地域公益事業 の実施を希望する地域を所管する所轄庁又は自治体に対しては、法人の概略、相談内 容などについて情報提供を行うなど必要な調整を行われたい。
社会福祉 充実計画	地域協議 会	問89	自らの所管地域内において、他の所轄庁が所管する法人が事業の実施を希望する場 合には、どのような対応すべきか。	問89 充実計画 Q&A	1. 所管地域内における福祉サービスの充実が図られることとなるため、他の所轄庁が所 管する法人であっても、当該他の所轄庁と連携を図り、自らの所管地域内にある地域 協議会の開催等、必要な支援を行われたい。
租税特別 措置法第 40条の適 用	社会福祉 法人から 所轄庁の 問合せ への対応	問90	過去に租税特別措置法第40条の適用を受けていた法人が、失念等により、租税特別措 置法第40条の適用を前提としない定款例に沿った内容の定款に改正した場合には、直 ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることになるのか。	問1 租特 Q&A	1. 直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることはなく、税務署等からの指摘の際 に、租税特別措置法第40条の適用要件を満たす定款へ改正すれば取り消されない。
租税特別 措置法第 40条の適 用	所轄庁監 査の際の 対応	問91	租税特別措置法第40条の適用要件を満たす定款に改正したにもかかわらず、監査にお いて、理事等について、親族等特殊関係者（4～6親等以内の親族等）が3分の1を 超えて含まれていることが判明した場合には、どのように対応するべきか。	租特Q& A	1. 法人においては、社会福祉法等に基づく親族等特殊関係者（3親等以内）の制限につ いては遵守しているが、租税特別措置法第40条の適用要件を満たす定款に改正したた め、親族等特殊関係者（6親等以内）の制限に抵触することになった場合には、直ち に文書指摘等を行うことはせず、次回の評議員会で理事を選任し直すよう助言するこ とが適当である。 なお、評議員・監事においても、直ちに文書指摘等を行うことはせず、法人における 準備期間を考慮して、一定期間の猶予を設けることが適当である。

定款変更	評議員選任・解任委員会	問92	定款変更の審査において、評議員選任・解任委員の候補者の名簿を確認する必要があるか。(定款例第6条関係)	1. 名簿により審査する必要はない。	定款変更 Q&A	問1
定款変更	評議員選任・解任委員会	問93	平成28年度中に評議員選任・解任委員会を設置することになるが、そのためには定款における評議員選任・解任委員会に係る条文が今年度中に効力を発する旨附則等で定める必要があるのか。(定款例第六条関係)	1. 今回の法改正に係る定款変更の効力は、改正法附則第7条第2項に基づき、平成29年4月1日から発するものであり、評議員選任・解任委員会に係る条文も同様である上に、平成28年度における評議員選任・解任委員会の設置は、改正法附則の第9条に基づき、新社会福祉法第39条の規定の例により実施するものであることから、附則等により効力を早める必要はない。 (参考) ○改正法附則 第7条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。 2. 前項の認可があったときは、同項に規定する定款の変更は、施行日において、その効力を生ずる。 第9条 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第39条の規定の例により、評議員を選任しておくなければならない。 ○社会福祉法 (評議員の選任) 第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な職見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。	定款変更 Q&A	問2
定款変更	評議員選任・解任委員会	問94	定款例で示されている評議員選任・解任委員のうち「事務局員」を「職員」と定めてもよいのか。(定款例第6条関係)	1. 可能である。	定款変更 Q&A	問3
定款変更	評議員選任・解任委員会	問95	評議員選任・解任委員会において外部委員が1名の場合であっても、定款例で示しているところとおり、決議においてその者の出席及び賛成を条件とすべきなのか。(定款例第6条関係)	1. 監事や職員等の法人内部の委員だけでなく、外部委員によってもなお適当と判断されることが重要であり、外部委員の出席及び賛成を条件とすることが適当である。	定款変更 Q&A	問4
定款変更	評議員	問96	経過措置により評議員の数を4名以上とし、経過措置後は7名とする場合、定款においてどのような定めればよいのか。(定款例第5条関係)	1. 定款の本則において、評議員の定数を7名と定め、附則において「第○条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。」とすることなどが考えられる。	定款変更 Q&A	問5
定款変更	評議員	問97	理事の定数を定款において6名以上8名以内と定めた場合、定款における評議員の定数を7名以上9名以内とすることは可能か。	1. 可能である。ただし、評議員の現在数は理事の現在数を常に超えていなくてはならない。	定款変更 Q&A	問6
定款変更	役員	問98	職員が理事となる場合、日頃業務にあたっているため、業務執行理事とすることが必要か。(定款例第15条関係)	1. 日頃の業務執行は職員という立場で行っているものであり、業務執行理事としなくてもよい。	定款変更 Q&A	問7
定款変更	役員	問99	第45条の20第4項で準用する一般法人法第114条第1項で規定する理事、監事又は会計監査人の責任の免除規定について、どのように定めればよいのか。	1. 以下の例を参考に定めること。 (責任の免除) 第○条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによつて生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認められる場合は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第4項において準用することができる。以下免除することができる。	定款変更 Q&A	問8
定款変更	役員	問100	第45条の20第4項で準用する一般法人法第115条で規定する責任限定契約は定款においてどのように定めればよいのか。	1. 以下の例を参考に定めること。 (責任限定契約) 第○条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによつて生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金○○万円以上であらからかじめ定められた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。 2. なお、「あらかじめ定められた額」は、責任限定契約書において定めることなどが考えられる。	定款変更 Q&A	問9

定款変更	評議員	問101	評議員会及び理事会の招集は当初から理事長以外の理事が招集する旨定めても問題ないか。(定款例第12条及び第25条関係)	問10	定款変更 Q & A	1. 評議員会及び理事会の招集は本来すべての理事に備わっている権限であり、理事長以外の理事が招集する旨定めてもよい。
定款変更	評議員	問102	評議員会及び理事会において議長を置くことや、議長となった者の議決権の行使について、定款に規定しても差し支えないか。(定款例第13条及び第26条関係)	問11	定款変更 Q & A	1. 可能である。ただし、議長の議決権は可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意することが必要である。
定款変更	評議員	問103	定款例において、「臨機の措置」については第35条において「理事総数の3分の2以上上の同意が必要」とされているが、予算に係る理事会の決議についても同様のものとしなくともよいのか。(定款例第31条関係)	問12	定款変更 Q & A	1. 法令上特に規定はないが、法人運営上、評議員会の承認を得るものとすることや、理事総数の3分の2以上の同意とすることが望ましい。
定款変更	評議員	問104	定款例において「理事総数の3分の2以上の同意が必要」とされている事項について、「特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と定めてもよいのか。(定款例第35条関係)	問13	定款変更 Q & A	1. 法人の運営における重要な事項について、理事総数の3分の2以上の同意を要する旨定款例において示しているが、法令上には制限はなく、通常の理事会決議事項(特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって議決)としても問題はない。
定款変更	会計監査人	問105	会計監査人に関する条文的定款変更手続き如何。(定款例第10条、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条関係)	問14	定款変更 Q & A	1. 会計監査人の条文的定款変更については、次の2つの方法によることなどが考えられる。 ・ 会計監査人の設置義務基準に該当することが見込まれる法人については、今回の法改正に係る平成28年度中の定款変更の際に会計監査人に関する条項についても定め、定款変更申請を行うこと。 ・ 会計監査人の設置義務基準に該当するか否かが平成28会計年度の決算が確定するまで判断ができない法人については、平成29年度の定時評議員会において、会計監査人選任とあわせて、会計監査人に係る定款変更を議決後、定款変更申請を行うこと。
定款変更	その他	問106	今回の改正における定款の効力を発する日について、附則にどのような定めれば良いか。	問15	定款変更 Q & A	1. 適用日については、改正法附則に基づき一部異なるものもあるが、附則においては、「この定款は、平成29年4月1日から施行する。」と定めることが適当である。
定款変更	その他	問107	評議員、理事、監事又は会計監査人の選任に係る条文中において、従来のように「理事長から委嘱する」旨定めなくともよいのか。	問16	定款変更 Q & A	1. 評議員、理事、監事又は会計監査人の委任契約は適正な選任手続と法人からの申込み及び本人の就任承諾によって成立するものと考えられるため、そのような定めは不要である。 2. なお、被選任者との委任契約(就任日等)を明確にするものとして、従来のとおり、就任承諾書を提出してもらうことが適当である。
定款変更	その他	問108	定款例第3条第2項は社会福祉法人の「地域における公益的な取組」に関する条文中で記載しなければならぬのか。また、定款例のように具体的な取組の内容を記載しなければならぬのか。(定款例第3条関係)	問17	定款変更 Q & A	1. 「地域における公益的な取組」は、社会福祉法第24条第2項においてすべての社会福祉法人の責務として規定されているので、定款での定めが無くとも当然にその効力は及ぶものである。 2. 当該条文中を定款において定める場合において、具体的な取組が決定している場合のみ、定款例で示すように記載すればよい。 3. なお、社会福祉充実計画に伴う地域公益事業の実施に当たり、定款上、事業を追加する必要がある場合には、社会福祉充実計画の承認申請とあわせて、定款変更を行うこととなる。
定款変更	その他	問109	定款において定めが必要である評議員の報酬等の額については、1人あたりの報酬等の額を定めてもよいのか。(定款例第8条関係)	問18	定款変更 Q & A	1. 可能である。その場合、「1人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で」と規定すること。
定款変更	その他	問110	理事又は監事の報酬等について、定款例のように別途評議員会で定めることとせず、定款において定める場合、どのように記載すべきか。(定款例第21条関係)	問19	定款変更 Q & A	1. 評議員の報酬等と同様に総額に総額について定めることが適当である。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問111	評議員選任・解任委員会を置く場合は、常時設置としなければならないのか。それとも、必要に応じその都度設置することができるものなのか。	問1	経営組織 Q & A	1. 評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、常時設置することが適当である。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問112	評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要はあるか。	問2	経営組織 Q & A	1. 常時設置する場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問113	評議員選任・解任委員会は誰が招集するののか。	問3	経営組織 Q & A	1. 評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。

経営組織	評議員選任・解任委員会	問114	評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。	評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。	問4	経営組織 Q&A	問4	適正な手続により評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成することが適当である。 その際、出席委員又は委員長は署名又は押印がされていること が適当である。 また、評議員選任・解任委員会の議事録は、評議員会や理事会と同様に、10年間保存しておくことが適当である。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問115	評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。	評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。	問5	経営組織 Q&A	問5	1. 評議員選任・解任委員は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において選任する方法が考えられる。 2. この場合、特定の理事が委員を選任するとして場合、偏った委員構成となるおそれがあるため、理事会において決定することが適当である。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問116	理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。	理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。	問6	経営組織 Q&A	問6	1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから（法第31条第5項）、理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問117	評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。	評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。	問7	経営組織 Q&A	問7	1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効（法第31条第5項）とする法の趣旨から、理事が評議員選任・解任委員会の議決に加わることには認められず、議事に影響を及ぼすことは適当でない。 2. 他方、評議員選任候補者等の提案は理事会の決定に従い、理事が行うことが通常と考えられることから、その提案の説明・質疑対応のために理事が出席することは可能である。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問118	評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員がなることは可能か。	評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員がなることは可能か。	問8	経営組織 Q&A	問8	1. 事務局員に法人の職員（介護職員等を含む。）がなることは可能である。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問119	評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。	評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。	問9	経営組織 Q&A	問9	1. 監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問120	理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。	理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。	問10	経営組織 Q&A	問10	1. 理事については、理事又は理事会による評議員の選任・解任を禁止した法第31条第5項の趣旨を踏まえ、認められない。 2. 評議員については、自分を選任・解任することになるため、適当ではない。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問121	評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。	評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。	問11	経営組織 Q&A	問11	1. 評議員選任・解任委員の人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。 2. ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3名以上とすることが適当である。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問122	評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議案の提案は誰が行うのか。	評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議案の提案は誰が行うのか。	問12	経営組織 Q&A	問12	1. 評議員の選任又は解任に係る議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。 2. その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当である。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問123	評議員が評議員選任・解任委員になることは、「自分を選任・解任することになるため、適当ではない」（問10）とあるが、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかかな場合は、委員となる事が可能と考えて良いか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問1 同旨】	評議員が評議員選任・解任委員になることは、「自分を選任・解任することになるため、適当ではない」（問10）とあるが、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかかな場合は、委員となる事が可能と考えて良いか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問2 同旨】	問12-2	経営組織 Q&A	問12-2	1. 法人の判断で、次の評議員にならない者を選任・解任委員にすることは差し支えない。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問124	評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能か。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問2 同旨】	評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能か。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問2 同旨】	問12-3	経営組織 Q&A	問12-3	1. 可能。ただし、社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにすることが適当である。
経営組織	評議員選任・解任委員会	問125	新評議員選任のために必要な理事会は、 ①定款変更手続きのための理事会、 ②定款変更認可後の評議員選任・解任委員設置等のための理事会であり、少なくとも2回開催することが必要なのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問3 同旨（修正）】	新評議員選任のために必要な理事会は、 ①定款変更手続きのための理事会、 ②定款変更認可後の評議員選任・解任委員設置等のための理事会であり、少なくとも2回開催することが必要なのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問3 同旨（修正）】	問12-4	経営組織 Q&A	問12-4	1. 定款変更認可後に②の理事会を開くことが適当であるが、定款変更の認可を前提として、評議員選任・解任委員会設置に係る議案を①と同じ理事会で審議することも可能である。 2. ただし、評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員の選任については、所轄庁の定款変更の認可後が適当であるが、制度改正に伴う今年度の手続に限り、例えば、定款変更の申請後一定期間を経過しても所轄庁の認可がない等、平成29年3月31日までに新たな評議員の選任を行うことが困難な場合には、定款変更の認可を前提として、認可前に評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員による評議員の選定を行うことも差し支えない。（評議員に関する定款上の規定が法令及び通知等に違反している場合を除く）



経営組織	評議員の 兼職禁止	問126	現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、理事を辞職しなければならないのか。	問13	経営組織 Q&A	1. 新制度の評議員については、牽制関係を適正に働かせる観点から、理事との兼務は認められていない。(法第40条第2項) このため、現職の理事が施行日に評議員に就任する場合には、施行日の前日までに理事を辞職する必要がある。 2. 当該理事が辞職することにより、施行日以後法律又は定款で定められた理事の員数が欠けることとなる場合には、施行日までに代わりの理事が就任しなければならぬ。 この場合、当該代わりの理事の任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされる(改正法附則第14条)ため、4月1日から3月末までを会計年度の任期とする法人で、定時評議員会を毎年6月末に行っている法人を例にすると、その任期は、平成29年6月末までとなる。 3. 代わりの理事については、施行日以後最初に招集される定時評議員会において新制度の理事として再任される者を、あらかじめ選任しておくことが望ましいと思われる。
経営組織	評議員の 特殊関係 者	問127	A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。	問14	経営組織 Q&A	1. 人数に制限なく兼務可能である。 ⇒ 別添参考⑥
経営組織	評議員の 特殊関係 者	問128	A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。	問15	経営組織 Q&A	1. 人数に制限なく兼務可能である。(図1) 2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合においては、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(図2) ⇒ 別添参考⑦
経営組織	評議員の 特殊関係 者	問129	A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能か。	問16	経営組織 Q&A	1. 可能である。 2. ただし、A社会福祉法人の評議員とB法人の役員又は職員を兼務している者が、A法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。 ⇒ 別添参考⑧
経営組織	社会福祉 法人の適 正な運営 に必要な 識見を有 する者	問130	当該法人の職員であった者は評議員となることができるか。	問17	経営組織 Q&A	1. 可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とすることが適当である。
経営組織	社会福祉 法人の適 正な運営 に必要な 識見を有 する者	問131	当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。	問18	経営組織 Q&A	1. 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。
経営組織	社会福祉 法人の適 正な運営 に必要な 識見を有 する者	問132	評議員は当該法人のある地域に居住する者に限定されるのか。	問19	経営組織 Q&A	1. 居住地等の地域による制限はない。
経営組織	社会福祉 法人の適 正な運営 に必要な 識見を有 する者	問133	共同評議員会の開催は可能か。	問20	経営組織 Q&A	1. 評議員会は法人の機関であることから、法人ごとに設けることとなる。 2. 他方、他の社会福祉法人の評議員会と同一の構成とすることは可能である。 3. その場合には、それぞれの評議員会を同じ日に同じ場所で開催することも可能であるが、時間帯については区分することが必要である。
経営組織	社会福祉 法人の適 正な運営 に必要な 識見を有 する者	問134	当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士は評議員となることはできるか。	問21	経営組織 Q&A	1. 法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者とを分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。 2. このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当でない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。

経営組織 Q & A	問22	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるか。	1. 評議員については、法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。 2. このため、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容か助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に当たっては、評議員に選任することは適当でない。	経営組織 Q & A	問22
経営組織 Q & A	問23	当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることができるか。	1. 会計監査人については、公認会計士法第24条において、役員やこれに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者については会計監査人になることができなるとされている。評議員については、当該規定の「役員やこれに準ずるもの」に該当することから、評議員に選任することはできない。	経営組織 Q & A	問23
社会福祉法人の適正な運営に必要な意見を有する者	問135	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるか。	1. 改正法第40条第2項において、評議員は役員又は職員の兼務を禁止している。そのため、非常勤の医師についても雇用関係がある限りは、職員であることから、評議員を兼務することはできない。 2. また、記載代行や税理士業務等を行う者や顧問弁護士・会計士・税理士法人で助言にとどまらず法人経営にも関与している者を評議員に選定することは適当ではない。 3. 一方、嘱託医については、法人から委嘱を受けて施設等において診察等を行う範囲にとどまるものであり、雇用関係がなく、法人経営に関与しているものではないことから、評議員になることは可能である。	経営組織 Q & A	問23-2
社会福祉法人の適正な運営に必要な意見を有する者	問136	当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることは可能か。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問4 同旨】	1. 評議員は、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案することができる（法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条）とされている。 2. 議題が「役員を選任（解任）する件」であれば、理事提案の「Aを選任（解任）する」という議題に対し、「Bを選任（解任）する」という提案を行うことは可能。 3. これに対し、議題が「Aを選任（解任）する件」であれば、「Bを選任（解任）する」という議題は、当該議題の範囲外であるため、このような提案を行うことはできない。	経営組織 Q & A	問24
社会福祉法人の適正な運営に必要な意見を有する者	問137	嘱託医は評議員になることは可能か。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問4 同旨】	1. 評議員は、評議員会の記録・証拠であるが、理事会の議事録のように出席理事等の署名又は記名押印から生ずる法的効果（法第45条の14第8項参照）はないことから、法では、理事等の議事録への記名押印は、特に必要としていない。（注1） 2. しかし、議事録の原本を明らかにし、改ざんを防止する観点等から、評議員会の議事録についても、議事録作成者が記名押印を行うことが望ましいと思われる。（注1） 理事会の議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならぬこととされている。定款で、記名押印すべき出席理事を、出席した理事と定めることもできる（法第45条の14第6項）が、このような定款の定めを設けた場合であっても、理事長が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならぬ。（参照条文） （理事会の運営） 第45条の14（略） 6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されていないときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 8 理事会の決議に参加した理事であつて第6項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。	経営組織 Q & A	問25
社会福祉法人の適正な運営に必要な意見を有する者	問138	評議員会で役員・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「Aを役員として選任する件」という議題について、評議員が「Bを選任する」という議案を提案することは可能か。	1. 評議員は、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案することができる（法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条）とされている。 2. 議題が「役員を選任（解任）する件」であれば、理事提案の「Aを選任（解任）する」という議題に対し、「Bを選任（解任）する」という提案を行うことは可能。 3. これに対し、議題が「Aを選任（解任）する件」であれば、「Bを選任（解任）する」という議題は、当該議題の範囲外であるため、このような提案を行うことはできない。	経営組織 Q & A	問25
社会福祉法人の適正な運営に必要な意見を有する者	問139	評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要があるか。	1. 評議員は、評議員会の記録・証拠であるが、理事会の議事録のように出席理事等の署名又は記名押印から生ずる法的効果（法第45条の14第8項参照）はないことから、法では、理事等の議事録への記名押印は、特に必要としていない。（注1） 2. しかし、議事録の原本を明らかにし、改ざんを防止する観点等から、評議員会の議事録についても、議事録作成者が記名押印を行うことが望ましいと思われる。（注1） 理事会の議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならぬこととされている。定款で、記名押印すべき出席理事を、出席した理事と定めることもできる（法第45条の14第6項）が、このような定款の定めを設けた場合であっても、理事長が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならぬ。（参照条文） （理事会の運営） 第45条の14（略） 6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されていないときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 8 理事会の決議に参加した理事であつて第6項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。	経営組織 Q & A	問25
経営組織	問140	評議員会において、役員が生じた場合、どのように対応するのか。	1. 法律又は定款で定めた役員の数に満たない場合は、再任された役員（再任された役員）が、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する。（第45条の6第1項）	経営組織 Q & A	問26
経営組織	問141	「評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる」とあるが、「利害関係人」はどのような者が該当するのか。	1. 当該法人の他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等が該当する。	経営組織 Q & A	問27

経営組織	評議員会	問142	軽微な定款の変更を行う場合においても、評議員会を開催して決議を経る必要があるのか。	経営組織 Q & A	問28	1. 理事が評議員会の目的である事項（議題）について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることができる者）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる。（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第1項） 2. しかしながら、評議員会の議案につき、評議員の全員から書面や電子メールで同意を得れば、評議員会を現実に開催しないことは可能である。 3. なお、適正な手続を行ったことの説明責任を果たすことができよう、意思表示に係る文書又は電磁的記録については、議事録と同様に、その主たる事務所に10年間保存しておく必要はない。（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第2項）
経営組織	評議員会	問143	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」P.10において、「所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。」とあるが、どのような場合が権限濫用と認められるのか。	経営組織 Q & A	問29	1. 権限濫用と認められる場合は、例えば、平成28年6月20日付け事務連絡「社会福祉法人制度改革における理事等の解任について」において示しておお、理事等の解任事由は法人運営に重大な損害を及ぼすような重大な義務違反等がある場合に限定されると解されるが、このような場合に該当しないにもかかわらず、不当な動機により、又は議題が法人の利益に適合せず決議が成立する見込みのないことが客観的に明らかにもかかわらず、評議員会を招集しようとする場合である。
経営組織	評議員会	問144	定款例（案）第14条の備考において「議長」とあるが、その選任方法如何。【8/22付けブロック別担当会議FAQ問5同旨】	経営組織 Q & A	問29-2	1. 社会福祉法において議長に係る規定はないが、議長を置くことは可能である。 2. 議長の選任方法は任意であるが、選任方法について定款に定めておくか、あるいは定款で規則等に委任しておくことが望ましい。
経営組織	評議員会	問145	評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する評議員会の開催日は、何日の間隔を置くことになるのか。【8/22付けブロック別担当会議FAQ問6同旨】	経営組織 Q & A	問29-3	1. 定時評議員会においては、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（改正法第45条の32第1項）との関連から、2週間の間隔を空ける必要があるが、それ以外の評議員会については1週間の間隔を置くことになる。
経営組織	評議員会	問146	定時評議員会の招集通知は、計算書類等を添付して、「2週間前」に発しなければならぬのか。【8/22付けブロック別担当会議FAQ問7同旨】	経営組織 Q & A	問29-4	1. 計算書類等の備置きは定時評議員会の日日の2週間前の日からであるが、招集通知については1週間前までに通知を済ませれば足りる。
経営組織	役員	問147	関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。	経営組織 Q & A	問30	1. 関係行政庁の職員が社会福祉法人の役員となることは、法第61条第1項の公私分離の原則に照らし適当でない。 2. 社会福祉協議会にあつては、その目的である地域福祉の推進を図るための行政との連携が必要であることから、関係行政庁の職員が、その役員となることが可能である。（法第109条第5項及び第110条第2項）ただし、当該社会福祉協議会の役員総数の5分の1を超えてはならない。（法109条第5項及び第110条第2項）
経営組織	役員	問148	新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。	経営組織 Q & A	問31	1. 理事の任期 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる。（法第45条）ただし、定款によつて短縮することは可能。（法第45条ただし書） 任期の終期が、「定時評議員会の終結の時まで」とされているのは、評議員会で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためである。 例えば、定時評議員会を毎年6月末に行っている法人の理事の任期を例にすると、平成30年6月末の定時評議員会で理事を選任した場合の任期は平成32年6月末の定時評議員会までの2年間となるが、平成30年4月中旬に行つた臨時評議員会で理事を選任した場合の任期は平成32年6月末の定時評議員会までの2年2ヶ月間となる。 2. 監事の任期 監事の任期についても、同様である。 3. 評議員の任期 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる。（法第41条第1項）定款で「4年」を「6年」まで延長することは可能。（同項ただし書）

経営組織	役員	問149	理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。	問32	経営組織 Q & A	1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている（法第45条ただし書）が伸ばすことはできない。 このため、理事の任期を「2年」とする規定を設けると、定時評議員会で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時評議員会で理事を選任した場合（3月末決算の法人が3月中旬の臨時評議員会で理事を選任した場合）には、理事の法定の最長の任期を延長することとなる。 したがって、そのような規定を設けることは適当ではない。 (参照条文) (役員任期) 第45条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。
経営組織	役員	問150	新制度の理事及び監事の起算点はいつか。理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。	問33	経営組織 Q & A	1. 新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」（選任決議をした時）となる。（法第45条） ある者が、社会福祉法人の理事又は監事となるには、評議員会の選任行為（選任決議）と被選任者の就任承諾とが必要となる（同法第38条参照）が、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、評議員会における「選任時」となる。 例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となる。 なお、例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となる。
経営組織	役員	問151	理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。	問34	経営組織 Q & A	1. 理事及び監事については、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができ（第43条第2項）補欠の役員任期については、「2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則としつつ（法第45条）、定款によって、短縮することが可能であり、また、前任者の残任期間とすることが可能。（法第45条） 2. 評議員については、定款で定めるところにより、補欠を選任しておくことが可能である。（第41条第2項）補欠の評議員の任期も、「4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則とするが（法第41条第1項）、定款によって、任期を前任者の残任期間の満了する時までとすることができ（法第41条第2項）。
経営組織	役員	問152	理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にすることはできるか。	問35	経営組織 Q & A	1. 施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているものであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。
経営組織	役員	問153	株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者（執行役員）とすることは可能か。	問36	経営組織 Q & A	1. 理事会において、特定の業務執行を理事（理事長、業務執行理事）ではない執行役員に委譲することを決定すれば、そのような取扱いが可能である。 2. ただし、この業務執行権はあくまでも理事会により内部的に委譲されているにすぎず、対外的には、執行役員は代表権を持たない。
経営組織	役員	問154	監事の資格要件の「財務管理に意見を有する者」とはどのような者なのか。	問37	経営組織 Q & A	1. 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について意見を有する者がいることが必須である。 2. 公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験の有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられる。
経営組織	役員	問155	当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。	問38	経営組織 Q & A	1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。 2. 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となつている場合については、監事に選任することは可能である。

経営組織	役員	問156	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監事等を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできずか。	1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。 2. 財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が、助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に該当する場合には、自身で行った業務を自身で監査するという自己点検に当たらないため、監事に選任することは適当でない。	経営組織 Q&A	問39
経営組織	役員	問157	業務執行理事は必ず置く必要があるのか。【8/付けブロック別担当者会議FAQ問8 同旨】	1. 法人の任意である。	経営組織 Q&A	問39-2
経営組織	役員	問158	改正法第40条第3項において「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならぬ」とされているが、現在、理事が10名、評議員が21名で、平成29年4月1日から、評議員を7名とする場合（定款上7名）、それに合わせて、理事の定款上の人数を6名としたときとは、同日で任期のある理事は定時評議員会の最終時まで任期が有効であるため、理事が10名となり、定款に違反することになるかどうか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問9 同旨】	1. 平成29年4月1日から有効な定款において、理事の員数が6名となっている場合には、平成29年3月31日までに、定時評議員会で再任される予定のない理事にあらじめ辞任をしてもよいことが適当である。 2. やむを得ない理由によりあらかじめ辞任することが困難な場合であっても、定時評議員会の最終時までには辞任することが必要である。	経営組織 Q&A	
経営組織	役員	問159	現行の社会福祉法人審査基準では、評議員会を設置していない法人については、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこととされているが、改正法において全法人に評議員会の設置が義務付けられたことに伴い、理事総数に占める職員の割合に制限はなくともと考えて良いか。また、法第44条第4項第1号及び第2号に掲げる者が法人内において、評議員で承認されれば、理事は全員の職員でもよいか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問10同旨】	1. 理事総数に占める職員の割合の制限は廃止することとしている。 2. 法第44条第4項第1号、第2号及び第3号に掲げる者がそれぞれ1名含まれることが必要であるため、法人の職員の中にそれぞれ該当する3名がいるのであれば、全員が法人の職員であることも可能である。	経営組織 Q&A	問39-4
経営組織	役員	問160	「理事長の職務代理者」についての規定が定款例ではないが、従来と同様の取り扱いをすることは可能か（理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する等）。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問11同旨（修正）】	1. 改正社会福祉法においては理事専ら以外の理事に対する代表権の行使は認められておらず、また、理事長は理事会において選定されることとなっているので、理事長以外の理事が職務を代理し、及び理事長が代理者を選定する旨の定款の定めは無効である。 2. なお、理事長が任期の満了又は辞任により退任した場合、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有することとなる。また、事故等により理事長が欠けた場合には、理事長を擁護して新たな理事長を選定することとなる。 3. また、現行制度においては、法第39条の4により、利益相反行為については理事が代理権を有しないこととされ、定款準則第10条第2項により、利益相反行為及び双方代理となる事項についての理事長の職務代理が示されているが、改正後においては、現行法第39条の4の規定は廃止され、改正法第45条の16第4項により一般法人法第84条が準用されることとなる。 4. そのため、改正後においては、利益相反取引（自己契約及び双方代理を含む）については、理事会における承認及び報告により可能とされている。	経営組織 Q&A	問39-5

経営組織 役員	問160		理事の構成について、「施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」として、当該施設を設置している場合、施設とは何か。【8/22付けブロック別担当者会議F.A.Q問12同旨(修正)】	経営組織 Q & A	問39-5	(競業及び理事設置一般社団法人との取引等の制限) 第92条 理事設置一般社団法人における第84条の規定の適用については、同条第1項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。 2 理事設置一般社団法人においては、第84条第1項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならぬ。 ○民法(明治29年4月27日法律第89号) (自己契約及び双方代理) 第108条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。
経営組織 役員	問161		理事の構成について、「施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」として、当該施設を設置している場合、施設とは何か。【8/22付けブロック別担当者会議F.A.Q問12同旨(修正)】	経営組織 Q & A	問39-6	1. 原則として、法第62条第1項の第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設を行う。ただし、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取り扱うこととする。 2. また、上記以外の施設等の管理者についても、必要に応じて、理事に任用することが適当であること。
経営組織 会計監査人	問162		会計監査人の設置義務は、施行日(平成29年4月1日)以降最初に招集される定時評議員会の最終の時から適用とされるため、会計監査人による監査は平成29年度決算から必要となるものであり、平成28年度決算については監査不要と理解してよいのか。	経営組織 Q & A	問40	1 お見込みのとおり。
経営組織 会計監査人	問163		社会福祉法第45条の2において、「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない」とされているが、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができない者とは具体的にどのような者か。例えば、役員、職員、評議員は会計監査人になることができないのか。	経営組織 Q & A	問41	1. 会計監査人については、公認会計士法第24条第1項において、以下の計算書類については、会計監査ができないものとされている。 ①公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらにこれら者でかつ会社その他の者の財務書類の者の財務書類 ②公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であった会社その他の者の財務書類 ③①及び②に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類 2. したがって、当該社会福祉法人の役員(過去1年以内に当該法人の役員であった者を含む。)、職員(過去1年以内に当該法人の職員であった者を含む。 )については、上記①又は②に該当し、会計監査人になることはできない。 ・評議員については、上記①の「これに準ずるもの」に該当するため、会計監査人とすることはできない。
経営組織 会計監査人	問164		当該社会福祉法人から委託を受けて記帳代行を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。	経営組織 Q & A	問42	1. 記帳代行業務を行う公認会計士が、同時に、当該法人の会計監査人に就任した場合、自身が作成した計算書類を自身で監査することとなり、自己点検に該当するため、適当でない。
経営組織 会計監査人	問165		当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。	経営組織 Q & A	問43	1. 公認会計士法第24条第1項第3号及び第2項、同施行令第7条第1項第6号において、税理士業務を行う公認会計士又はその配偶者が、当該法人から当該業務により継続的な報酬を受けているときには、監査業務を行うことができないとされており、会計監査人になることはできない。 (参照条文) ○公認会計士法(昭和23年法律第103号) (特定の事項についての業務の制限) 第24条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号のいずれに該当するものについては、第2条第1項の業務を行なつてはならない。 (1) 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去1年以内にこれらにこれら者であった会社その他の者の財務書類 (2) 公認会計士がその使用人であり、又は過去1年以内に使用人であった会社その他の者の財務書類

経営組織	会計監査人	問165	当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。	(3) 前2号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類の他の者の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者の間にその者の営業、経理その他に關して有する関係で、公認会計士の行なう第2条第1項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。 3 国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後2年間は、その在職し、又は退職前2年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第2条第1項の業務を行つてはならない。 ○公認会計士法施行令(昭和27年政令343号) (公認会計士に係る著しい利害関係) 第7条 法第24条第2項(法第16条の2第6項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者、被監査会社等との間の関係とする。 (6) 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務(税理士法(昭和三十二年法律第237号)第2条に規定する税理士業務をいう。以下同じ。)その他法第2条第1項及び第2項の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合	問44 経営組織 Q&A
経営組織	会計監査人	問166	会計監査人設置義務対象法人について、「法人の責めによらない理由(監査法人の倒産等)により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合には、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。」とあるが、「法人の責めによらない理由」とは何か。	1. 法人の責めによらない理由とは、 ①災害の発生、 ②公認会計士事務所又は監査法人の倒産、 ③会計監査人が法第45条の5第1項各号(以下iからiii)のいずれかに該当することにより会計監査人と契約解除せざるを得ない場合である。 i 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき ii 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき iii 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに陸えないとき 等	問45 経営組織 Q&A
経営組織	理事会関係	問167	平成29年度の新理事による理事会の開催(理事長の選定等)について、新評議員による定時評議員会(決算、新役員等)と同日に開催しなくてもよいのか。【8/22付けブロック別担当者会議F A Q問13同旨】	1. 評議員会が新理事が選定された後、新理事による理事会を開催し、速やかに新たな理事長を選定することが必要である。 なお、理事会の招集手続き等により同日開催することにおける必要である。 2. ない場合にも、速やかに理事会において理事長選定を行うことが必要である。	問44-2 経営組織 Q&A
経営組織	理事会関係	問168	監事の理事会への出席が義務となつたが、監事が欠席した場合に理事会は成立するのか。【8/22付けブロック別担当者会議F A Q問14同旨】	1. 監事は理事の職務の執行を監督する立場にあり、理事会への出席が義務付けられているが、適正な招集通知を行つた結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効なものとなる。 2. なお、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともある。	問44-3 経営組織 Q&A
経営組織	任期関係	問169	現評議員の任期が平成29年3月中旬で満了する場合、現行制度に基づき、評議員を選任(再任)しても、数日後の3月31日で任期満了となるが、任期満了までに次年度の予算等の評議員会における審議が終了してはいれば、現行制度に基づく評議員の選任までは行う必要はないと考へてよいのか。一方、現理事の任期が平成29年3月中旬で満了する場合はどうか。【8/22付けブロック別担当者会議F A Q問15同旨】	1. 旧法に基づく評議員については、既に平成29年度の予算等の評議員が開催されているなど法人運営に支障がないのであれば、被日間、評議員が欠けることもやむを得ないと考へている。 一方、理事については、平成29年4月1日時点で任期が有効な理事がいなければ、同日以降、理事が欠けることになつてしまつたため、平成28年度中に選任(再任)しておくことが必要である。	問44-4 経営組織 Q&A
経営組織	任期関係	問170	「平成29年4月1日時点で在任する役員は、最初に招集される定時評議員会の最終の時まで」となっている。最初に招集される定時評議員会後まで任期がある役員は、その定時評議員会の最終の時まで短縮されると理解しているが、定時評議員会前に任期が満了する役員についても任期は定時評議員会の最終の時まで再任手続等を行わなくても自動的に延長されるという理解で良いか。【8/22付けブロック別担当者会議F A Q問16同旨】	1. 再任手続等を行うことなく、法の規定に基づき、任期が延長されることとなる。 ○改正法附則 第14条 この法律の施行の際に在任する社会福祉法人の役員は、新社会福祉法第45条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の最終の時までとする。	問44-5 経営組織 Q&A
経営組織	任期関係	問171	評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。【8/22付けブロック別担当者会議F A Q問17同旨】	1. 任期の始期は選任された日であるが、就任日については、選任及び本人による就任の承諾があつた日である。 2. なお、就任承諾書は事前あるいは選任された日当日に受け取ることが望ましい。	問44-6 経営組織 Q&A
経営組織	報酬	問172	交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。	1. 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。 なお、名刺(「車代」等)にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。	問45 経営組織 Q&A

経営組織	報酬	問173	報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならぬことを意味するのか。	1. 社会福祉法人の報酬等が、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与や社会福祉法人の経理状況等に照らし、不当に高額な場合には、法人の公益性・非営利性の観点から適当ではない。そのため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとしている（法第45条の35第1項）。 2. 報酬等の支給基準の策定は、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題ない。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることとなる。 3. なお、定款で無報酬と定めた場合、又は、常勤役員等に対して「支給することと規定しつづつ当面の間は役員報酬を支給する予定がない場合においても、支給基準は策定し、無報酬である旨を定める必要がある。	経営組織 Q&A	問46
経営組織	報酬	問174	理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も合わせて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。	1. 社会福祉法人の財務規律の確立、事業運営の透明性の確保の観点から、役員報酬等の総額を公表することは重要である。 2. 他方、個人情報保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であっても、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事等が、個人を特定した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含まずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。	経営組織 Q&A	問47
経営組織	その他	問175	定時評議員会の2週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているが、定時評議員会で修正等があることも考えられるため、備え置く計算書類に「定時評議員会の承認前であり、今後修正等がある」と記載したほうが良いのか。また、定時評議員会で修正等があった場合、差し替えを行うのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問18同旨】	1. 定時評議員会の2週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているため、理事等における計算書類の承認は定時評議員会の2週間前に行うことが必要である。 2. 法律上、定時評議員会の承認前から計算書類を備え置くことになっていることから、「定時評議員会が承認する前であるため、修正等があり得る」等の付記は不要であるが、法人の判断で付記することも差し支えない。また、仮に定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うこととなる。	経営組織 Q&A	問47-2
経営組織	その他	問176	組合等登記令第3条第3項（資産総額の変更登記は毎事業年度末日から2ヵ月以内）は改正されるのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問19同旨（修正）】	1. 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）第2条により、組合等登記令（昭和39年政令第29号）における資産の総額の変更の登記の期限が「2月以内」から「3月以内」に改正されている。	経営組織 Q&A	問47-3
経営組織	その他	問177	定款例（案）における残余財産の帰属について、社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人が追加されているが、法人において、社会福祉法人に限定することは可能か。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問20同旨】	1. 解散に関する事項は必要記載事項にあたり、社会福祉法において、残余財産の帰属先を規定する場合においては、「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなればならない」とされているが、法人において、定款で社会福祉法人に限定することは問題ない。	経営組織 Q&A	問47-4
指導監査	実施要綱	問178	「実施要綱」の2の（2）に定める一般監査を行っている際に、当該法人に特別監査に該当するような運営等に係る重大な問題を発見した場合、即時に特別監査に切り替えることは可能か。	1. 一般監査の過程において、法人の運営等に重大な問題を発見した場合には、当該問題の原因を把握するため、特別監査に切り替えることも可能である。	指導監査 Q&A	問1
指導監査	実施要綱	問179	「実施要綱」の2の（3）に定める特別監査を行うに当たり、法人に対して事前通告（実施通知）を行う必要があるか。	1. 特別監査については、事前通告（実施通知）を必ずしも必要とはしない。	指導監査 Q&A	問2
指導監査	実施要綱	問180	「実施要綱」の2の（2）において、年度当初に一般監査の実施時期等を内容とした実施計画を策定することとされているが、一方で「会計監査及び専門家による支援等について」（課長通知）の2の（1）において、一般監査の実施の周期決定について、毎年度法人から提出される計算書類等を確認した上で決定することとされている。この場合、毎年度法人から書類が提出されるのを待つか実施計画は毎年度7月以降にしか策定できないこととなるが、どのように解釈すればよいか。年度当初に対象法人を決定し実施計画を策定した上で、7月以降にそれを見直すことは可能か。	1. 実施計画については、年度当初に作成するが、会計監査報告等の提出を法人から受け、一般監査の実施の周期の延長等の判断を行った場合には、この実施計画を変更して監査周期の変更を行うことが可能である。このため、所轄庁においては、毎年度法人から提出される計算書類等を確認し、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されているかを判断した上で、周期の延長等に關し検討された。	指導監査 Q&A	問3
指導監査	実施要綱	問181	「実施要綱」の3の（1）のAに記載する「特に大きな問題が認められないこと」の具体的な判断基準如何。	1. 法人運営については、その理念・形態、事業規模等が様々であり、その適切性について一律の基準を定めることは困難である。そのため、特に大きな問題が認められないことについては、個々の法人のこれまでの運営状況や所轄庁による指導監査の結果等も踏まえつつ、時々の状況に即して、各所轄庁において判断されることが適当である。	指導監査 Q&A	問4
指導監査	監査周期	問182	一般監査の実施周期（延長の場合も含む。）は、3箇年（4箇年又は5箇年の場合も含む。）に1回とされているが、前回の指導監査を6月1日に実施し、同法人の次回監査を3年後（4年又は5年後）の9月1日に実施とした場合、前回監査から3年（4年又は5年）3ヶ月経過することとなるが、差し支えないか。	1. 監査周期の数は、「年」ではなく「箇年」であり、年度単位で数えることとなる。例えば、平成29年度に監査を行い、次回監査を「3箇年」後に行うこととした場合、次回監査は平成32年度中に行えばよく、前回監査から3年3ヶ月経過していても問題はない。	指導監査 Q&A	問5
指導監査	監査周期	問183	監査周期の延長を行った場合、又は行わなかった場合において、いずれも監査事項の省略をすることは可能か。	1. 監査の実施周期の延長と監査事項の省略を同時に行うことは可能である。また、監査の実施周期の延長を行わない場合に、監査事項の省略をすることも可能である。	指導監査 Q&A	問6



指導監査	監査周期	問184	今回の通知改正により、監査事項の省略について定められたが、適用を開始できる時期はどうか。	1. 会計監査報告や支援業務実施報告書の内容を勘案した上で、監査事項省略の判断を行うこととなることから、その報告書が出された後であれば可能である。	問7	指導監査 Q & A
指導監査	監査周期	問185	「実施要綱」の3の(4)において、新たに設立された法人に対する一般監査については、次年度において実施することが可能とされているが、例えば平成29年4月に設立した法人の場合、次年度の平成30年4月以降速やかに実施すればよいのか。	1. 新設法人については、設立後速やかに一般監査を実施することが必要である。ただし、年度未近くに設立した法人については、当該年度中の一般監査が時間的に困難である場合があるため、要綱中、「設立年度又は次年度」と定めているものである。	問8	指導監査 Q & A
指導監査	実施要綱	問186	「実施要綱」の5の(1)のア若しくはイに記載の口頭指摘や助言では、法人側に正確な記録が残らないこと、所轄庁と法人との間に認識の齟齬が発生し得ること、また、評議員、理事及び監事が所轄庁からどのような指導を受けたのか正確に把握できないことから、口頭指摘や助言を行う場合は、必ず文書で行うようにするべきでないか。	1. 「実施要綱」の5の(1)においては、口頭指摘や助言の指導を行う場合には、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する必要があることを示しており、この共有の方法は本格的には書類(メモ等)により行うことを想定している。なお、所轄庁において文書指摘又は口頭指摘等に関して適切に区分した上で、公文書の形式で行うことを妨げるものではない。	問9	指導監査 Q & A
指導監査	実施要綱	問187	「実施要綱」の5の(1)に、「法令又は通知等の違反」とあるが、この「等」とは、具体的には何か。	1. 法人の定款及び法人で定めた各種内部規程をいう。	問10	指導監査 Q & A
指導監査	実施要綱	問188	「実施要綱」の5の(3)で、指導を行った事項について改善が図られない場合には改善勧告等所要の措置を講ずることとあるが、文書指摘だけではなく、口頭指摘や助言を行った場合にも改善勧告等の措置を講ずる必要があるのか。	1. 口頭指摘は、違反の程度が軽微である場合又は違反については文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合に、助言は、法令又は通知等の違反が認められない場合に行われるものであるため、口頭指摘又は助言にとどまる場合は、運営が著しく適正を欠くことを前提とする改善勧告等の対象にはならない。	問11	指導監査 Q & A
指導監査	実施要綱	問189	「実施要綱」の7の(3)で「法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う」とあるが、ここでいう「指導」とは、文書指摘、口頭指摘、助言のいずれを想定しているのか。また、「必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する」とあるが、これはどのような場合を想定しているのか。	1. 確認を促す等の対応にあたっては、特定の指導(文書指摘、口頭指摘、助言)を前提としているものではなく、法人の認識や対応状況等に応じて、法人自ら確認すること等を促す、あるいは所轄庁が直接管轄機関に情報提供するなど、所轄庁において適宜対応していただきたい。	問12	指導監査 Q & A
指導監査	監査周期	問190	今回の制度改正の施行に当たり、平成29年度から概ね3年以内に全ての法人の指導監査を行うこととされているが、平成28年度までの指導監査の実施時期に關わらず実施するという考えでよいのか。	1. 貴見のとおりである。	問13	指導監査 Q & A
指導監査	会計監査人	問191	「会計監査人による監査に準ずる監査」を受けるに当たり、「法人において選定基準を作成し」とあるが、どのような内容を想定しているのか。	1. 「会計監査人による監査に準ずる監査」として、定款の定めにより会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査を受ける場合には、複数の公認会計士又は監査法人から提案書等を入力するとともに、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ選定することが必要である。なお、価格のみで選定することは適当ではない。	問14	指導監査 Q & A
指導監査	監査周期	問192	監査周期の延長の判断にあたり、「会計監査人による監査に準ずる監査」が毎年度実施されなくても要件が成立すると考えてよいのか。例えば、5年に一度の実施であっても周期の延長の判断を行ってもよいのか。また、専門家の活用についても同様に4年に一度の実施であっても周期の延長の判断を行ってもよいのか。	1. 監査周期の延長の判断にあたり、「会計監査人による監査に準ずる監査」については、毎年度実施することが監査周期の延長の判断の要件となる。また、専門家の活用(参考) 「会計監査及び専門家による支援等について」(平成29年4月27日付福祉基盤課長通知) 2. 一般監査の実施の周期の延長及び指導監査事項の省略について 知 網4「指導監査事項の省略等」に基づく指導監査事項の省略を行うかどうかの判断については、毎年度、法人から提出される計算書類、附属明細書、財産目録に加え、次に掲げる区分に応じ、法人から提出を受けた各区分に定める書類を確認した上で行われるものであること。	問15	指導監査 Q & A
指導監査	ガイドライン	問193	指導監査の実施にあたり、1回の指導監査において、ガイドラインに定める全ての監査事項、チェックポイントの確認を行うのか。	1. ガイドラインに定める監査事項、チェックポイントの確認については、所轄庁が前回の監査結果や法人からの提出書類の確認等により適正に行われていると判断するものについては、省略して差し支えない。	問16	指導監査 Q & A

指導監査	ガイドラ	問194	所轄庁が、法令又は通知の定めとは別に、指導監査の実施に当たって独自の書類等の提出を求めることも認められるか。	1. ガイドラインでは、法令又は通知の根拠なく、特定の書類の作成・提出を求めないことを原則としている。しかしながら、指導監査に必要な範囲において、所轄庁から法人に十分説明し、また、法人の過度の負担にならないように配慮している場合は、法人に法令又は通知で定められている報告書類に加え、確認のために必要な特定の書類等の提出を求めることは差し支えない。	指導監査 Q & A	問17
指導監査	ガイドラ	問195	評議員の評議員会への出席又は理事及び監事の理事会への出席については、「欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員、理事及び監事がある場合」は文書指摘を行うこととなる。【着眼点：ガイドラインIの3の(1)の(3)の(評議員：ガイドラインIの3の(1)の2、理事：ガイドラインIの4の(3)の(1)、監事：Iの5の(2)の2の該当部分)で「原則として」とあるが、この「原則として」の取扱如何。	1. 評議員の評議員会への出席又は理事及び監事の理事会への出席については、「欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員、理事及び監事がある場合」は文書指摘を行うこととなる。【着眼点：ガイドラインIの3の(1)の(3)の(評議員：ガイドラインIの3の(1)の2、理事：ガイドラインIの4の(3)の(1)、監事：Iの5の(2)の2の該当部分)で「原則として」とあるが、この「原則として」の取扱如何。	指導監査 Q & A	問18
指導監査	ガイドラ	問196	ガイドラインIの4の(1)の指摘基準中の、理事の3分の1を超える欠員がある場合の「具体的な検討」と理事に欠員がある場合の「補充の検討」はどのよう異なるのか。	1. 「補充の検討」については、理事候補者の検討や補充のスケジュールの検討など補充に向けて何らかの検討が行われていなければ足りものであるが、「具体的な検討」については、理事候補者の選定、補充のための理事会の開催時期の決定等具体的な手続きが進行中であることが必要である。	指導監査 Q & A	問19
指導監査	ガイドラ	問197	ガイドラインIの2の「内部管理体制に係る必要な規程の作成が行われているか」の確認はどのように行うのか。	1. 内部管理体制の整備に関する事項の確認については、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」「(平成28年6月20日事務連絡)の第4章の(3)の(3)のウの記載は例示であって、これらの対応が行われていない場合であっても、社会福祉法施行規則第2条の16に定める事項のすべてを理事会で決定している場合には、指導の対象となるものではない。	指導監査 Q & A	問20
指導監査	ガイドラ	問198	評議員や役員が、就任承諾書や議事録署名人等の押印は、実印でなければならぬのか。【着眼点：ガイドラインIの3の(1)の2、理事：ガイドラインIの4の(3)の1、監事：Iの5の(2)の2の該当部分】	1. 法人の登記に当たって、実印を押印した書類や印鑑登録証明書等申請書類として求められた場合には、登記を行うためにこれら書類が必要となるが、法人運営の観点から、評議員や役員が就任承諾書の押印は、必ずしも実印による必要はない。また、法人監査においてもこれら押印の使用された印鑑が実印であるかの確認は行わない。(そのため、印鑑登録証明書の確認も不要である。)	指導監査 Q & A	問21
指導監査	ガイドラ	問199	評議員や役員が、欠格事由に該当しないことの証明書類として、市町村が発行する「身分証明書」が必要か。【着眼点：ガイドラインIの3の(1)の2、理事：ガイドラインIの4の(3)の1、監事：Iの5の(2)の2の該当部分】	1. 評議員や役員が欠格事由に該当しないことについては、履歴書や誓約書等により確認することで足り、身分証明書を徴する必要はない。ただし、法人がその判断により、評議員や役員が欠格事由に該当しないことを公認する場合は、身分証明書を徴することはない。	指導監査 Q & A	問22
指導監査	ガイドラ	問200	関係行政庁の職員が法人の評議員や役員となることは適当ではないとされているが、関係行政庁の職員が法人の評議員や役員となる場合、指導は行わないのか。また、関係行政庁の職員には、関係行政庁の首長や副首長、所轄庁のみならず社会福祉法第58条に定める助成等を行った地方公共団体の職員も含まれるか。	1. 関係行政庁の職員が評議員又は役員となることは公私分離の原則から適当ではないが、一義的には、関係行政庁が自律的に遵守すべき規制であり、関係行政庁の職員が評議員や役員となることのみをもって法人に対する指導は行わない。(監査における確認事項としてはしていない。)また、「関係行政庁の職員」には、当該法人に対して助成等を行った行政庁の職員も含まれる。	指導監査 Q & A	問23
指導監査	ガイドラ	問201	社会福祉充実計画の作成の手続について、指導監査で確認する必要はないのか。	1. 社会福祉充実計画の作成に関する手続については、所轄庁が当該計画を承認する際に確認済であり、指導監査において改めて確認を行う必要はない。	指導監査 Q & A	問24
指導監査	ガイドラ	問202	「指導監査を行うに当たっては、経理規程に定められた会計帳簿(仕訳日記帳、総勘定元帳等)が拠点区分ごとに作成され、備え置かれているか」とあるが、この作成及び備置は書面での備置及び保存に限られるのか。	1. 書面での備置及び保存による備置及び保存が可能である。	指導監査 Q & A	問25
指導監査	監査周期	問203	決算業務又は記帳代行業務を行う専門家が、財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を行い支援業務実施報告書を提出した場合、所轄庁として監査周期の延長等を行うことは可能か。また、顧問契約等により会計又は税務の相談対応や指導業務を行う専門家の場合は可能か。	1. 決算業務又は記帳代行業務(以下「決算業務等」)を行う専門家は、法人の会計処理上の判断や意思決定、計算書類等の作成に直接関与する者(以下「直接関与者」)と考へられる。直接関与者が「会計監査及び専門家による支援について(平成29年4月27日付け社援基基0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉総務課長通知)の1の(2)について、専門家による支援を行うこと(以下、自らが関与した会計処理や計算書類等)について、自らが関与した業務を自ら点検(以下「自己点検」)することとなり、法人との関係において客観的な立場により行つたものとならないため、所轄庁の指導監査の代替が可能となる法人の事務処理体制の向上に関する支援を行ったこととはならず、延長等を行うことは適当でない。なお、顧問契約等により会計又は税務の相談対応や指導業務を行う専門家は、専門的な立場から見解を述べることで主要な業務内容であり、間接的な関与に留まることが想定されるため、原則として自己点検には当たらず延長等を行うことは差し支えない。ただし、直接関与者が法人業務の自己点検の一環として当該法人に対して支援を行うこと自体が否定されるものではない。	指導監査 Q & A (vol. 2)	問1

指導監査 Q&A (vol. 2)	問2	お見込みのとおり。	指導監査 Q&A (vol. 2)	問2	お見込みのとおり。
電子開示 システム	問1	1. 電子開示システムにより届け出た場合、現況報告書、計算書類等は、法人が所轄庁へ届出を行った後、概ね1週間程度でシステム上に公表されます。一方、社会福祉志実計画は、所轄庁にて財務諸表等入力シートの内容を確認（電子開示システムで確認処理を実施）した後、概ね1週間程度で公表されることとなります。	システム Q&A	問1	1. 電子開示システムにより届け出た場合、現況報告書、計算書類等は、法人が所轄庁へ届出を行った後、概ね1週間程度でシステム上に公表されます。一方、社会福祉志実計画は、所轄庁にて財務諸表等入力シートの内容を確認（電子開示システムで確認処理を実施）した後、概ね1週間程度で公表されることとなります。
電子開示 システム	問2	1. 一般的には、届出を行う時点の所轄庁であるB県に届出を行います。	システム Q&A	問2	1. 一般的には、届出を行う時点の所轄庁であるB県に届出を行います。
電子開示 システム	問3	1. 都道府県（都道府県において承認済みの場合は、都道府県を通じて厚生労働省福祉基盤入力シート）に対して、差戻しの処理を行うよう依頼する必要があります。そのうえで、法人において入力シートの修正を行い、再度、届出又は提供の処理を行ってください。	システム Q&A	問3	1. 都道府県（都道府県において承認済みの場合は、都道府県を通じて厚生労働省福祉基盤入力シート）に対して、差戻しの処理を行うよう依頼する必要があります。そのうえで、法人において入力シートの修正を行い、再度、届出又は提供の処理を行ってください。
電子開示 システム	問4	1. 役員等名簿については、届出時点で作成する必要があります。なお、役員等名簿は、毎年度定時評議員会終了後、6月までに所轄庁に届け出ることとされている計算書類等と併せて届け出ることとされています。	システム Q&A	問4	1. 役員等名簿については、届出時点で作成する必要があります。なお、役員等名簿は、毎年度定時評議員会終了後、6月までに所轄庁に届け出ることとされている計算書類等と併せて届け出ることとされています。
電子開示 システム	問5	現況報告書記載要領P1【共通事項】に記載されているとおり、以下の項目については、システム上「非公表」の処理が行われます。 I. 法人基本情報 (1) 都道府県区分 (2) 市町村区分 (3) 所轄庁区分 (4) 法人番号 (8) 主たる事務所の住所 (9) 主たる事務所の電話番号 (10) 主たる事務所のFAX番号 (12) 従たる事務所の住所 II. 前会計年度における事業等の概要 (1) 社会福祉事業の実施状況 (2) 公益事業 (3) 事業所の所在地 (3) 収益事業 (3) 事業所の所在地	システム Q&A	問5	現況報告書記載要領P1【共通事項】に記載されているとおり、以下の項目については、システム上「非公表」の処理が行われます。 I. 法人基本情報 (1) 都道府県区分 (2) 市町村区分 (3) 所轄庁区分 (4) 法人番号 (8) 主たる事務所の住所 (9) 主たる事務所の電話番号 (10) 主たる事務所のFAX番号 (12) 従たる事務所の住所 II. 前会計年度における事業等の概要 (1) 社会福祉事業の実施状況 (2) 公益事業 (3) 事業所の所在地 (3) 収益事業 (3) 事業所の所在地
電子開示 システム	問6	1. 「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」以外の施設で、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障をきたす恐れがある施設（障害者グループホーム、DV被害者相談事業等）については、所在地情報等公表しない事項を空欄として届出を行ってください。 なお、所轄庁として必要な情報については、電子開示システムとは別に法人から情報提供を受けて下さい。	システム Q&A	問6	1. 「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」以外の施設で、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障をきたす恐れがある施設（障害者グループホーム、DV被害者相談事業等）については、所在地情報等公表しない事項を空欄として届出を行ってください。 なお、所轄庁として必要な情報については、電子開示システムとは別に法人から情報提供を受けて下さい。
電子開示 システム	問7	1. 評議員としての報酬のみが対象となるため、含める必要はありません。	システム Q&A	問7	1. 評議員としての報酬のみが対象となるため、含める必要はありません。
電子開示 システム	問8	1. 法人の所轄庁が変更となった場合についても、評議員・理事・監事に再就職した時点の所轄庁から再就職した場合は記載する必要があります。	システム Q&A	問8	1. 法人の所轄庁が変更となった場合についても、評議員・理事・監事に再就職した時点の所轄庁から再就職した場合は記載する必要があります。
電子開示 システム	問9	1. お見込みの通りです。	システム Q&A	問9	1. お見込みの通りです。
電子開示 システム	問10	1. 職員給与を受けている者が1人の場合であって、個人の職員給与が特定されず、場合により職員給与額を含めず、理事報酬等の総額として差し支えないこととしています。一方、職員給与を受けている理事が複数いる場合は個人の職員給与が特定されないため、職員給与額を含めて理事報酬等の総額に記載する必要があります。	システム Q&A	問10	1. 職員給与を受けている者が1人の場合であって、個人の職員給与が特定されず、場合により職員給与額を含めず、理事報酬等の総額として差し支えないこととしています。一方、職員給与を受けている理事が複数いる場合は個人の職員給与が特定されないため、職員給与額を含めて理事報酬等の総額に記載する必要があります。
電子開示 システム	問11	1. 理事に就任した日以降に支給された職員としての給与を記載する必要があります。	システム Q&A	問11	1. 理事に就任した日以降に支給された職員としての給与を記載する必要があります。
電子開示 システム	問12	1. 含めて記載する必要があります。	システム Q&A	問12	1. 含めて記載する必要があります。
ガイドラ イン	問204	監事の報酬等について、定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみを定めているときは、その具体的な配分は、監事の協議により定められているが、監事の報酬等の支給基準が評議員会の承認を受けて定められている場合、監事の報酬等の具体的な配分について評議員会の決議があったものとして、改めて監事の協議により、具体的な配分を決定する必要があると理解してよいか。	問204	監事の報酬等について、定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみを定めているときは、その具体的な配分は、監事の協議により定められているが、監事の報酬等の支給基準が評議員会の承認を受けて定められている場合、監事の報酬等の具体的な配分について評議員会の決議があったものとして、改めて監事の協議により、具体的な配分を決定する必要があると理解してよいか。	
電子開示 システム	問205	社会福祉法人（以下、「法人」といいます。）が、財務諸表等電子開示システム（以下、「電子開示システム」といいます。）により、現況報告書、計算書類等を届け出した場合、システムにおいて公表される時期はいつか。	問205	社会福祉法人（以下、「法人」といいます。）が、財務諸表等電子開示システム（以下、「電子開示システム」といいます。）により、現況報告書、計算書類等を届け出した場合、システムにおいて公表される時期はいつか。	
電子開示 システム	問206	届出書類の届出先について、4月1日の時点ではA市が所轄庁だったが、届出を行う時点ではB県に所轄庁が変更になった。この場合はどちらに届出を行えばよいか。	問206	届出書類の届出先について、4月1日の時点ではA市が所轄庁だったが、届出を行う時点ではB県に所轄庁が変更になった。この場合はどちらに届出を行えばよいか。	
電子開示 システム	問207	電子開示システムにより、所轄庁から、都道府県または厚生労働省に対して財務諸表等入力シートの提供を行った後に記載内容の誤りが確認された場合、どのように修正したらよいか。	問207	電子開示システムにより、所轄庁から、都道府県または厚生労働省に対して財務諸表等入力シートの提供を行った後に記載内容の誤りが確認された場合、どのように修正したらよいか。	
電子開示 システム	問208	法令上、現況報告書の時点は毎年度4月1日とされているが、社会福祉法第45条の34第1項第2号に規定する役員等名簿についても同時点の内容とするべきか。	問208	法令上、現況報告書の時点は毎年度4月1日とされているが、社会福祉法第45条の34第1項第2号に規定する役員等名簿についても同時点の内容とするべきか。	
電子開示 システム	問209	「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」を選択した場合、電子開示システム上で「非公表」の処理を行うとあるが、どの項目が非表示となるのか。	問209	「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」を選択した場合、電子開示システム上で「非公表」の処理を行うとあるが、どの項目が非表示となるのか。	
電子開示 システム	問210	「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」以外の施設で、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障をきたす恐れがある施設は、どのように記載すればよいか。	問210	「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」以外の施設で、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障をきたす恐れがある施設は、どのように記載すればよいか。	
電子開示 システム	問211	評議員全員の報酬等の総額には、アドバイザーとして法人と別に委託契約をしている場合、当該報酬額も含める必要があるのか。（記載要領2.（3-3）関係）	問211	評議員全員の報酬等の総額には、アドバイザーとして法人と別に委託契約をしている場合、当該報酬額も含める必要があるのか。（記載要領2.（3-3）関係）	
電子開示 システム	問212	所轄庁からの再就職状況は、法人の所轄庁が変更となった場合、変更前の所轄庁分も含めて記載するのか。（記載要領2.（3-4）等関係）	問212	所轄庁からの再就職状況は、法人の所轄庁が変更となった場合、変更前の所轄庁分も含めて記載するのか。（記載要領2.（3-4）等関係）	
電子開示 システム	問213	所轄庁からの再就職状況は、所轄庁退職後再就職するまでの期間が数年間空いたとしても「有」を選択する必要があるか。（記載要領2.（3-4）等関係）	問213	所轄庁からの再就職状況は、所轄庁退職後再就職するまでの期間が数年間空いたとしても「有」を選択する必要があるか。（記載要領2.（3-4）等関係）	
電子開示 システム	問214	理事全員の報酬等の総額は、職員給与を受けている理事が複数いる場合も記載する必要がありますがあるのか。（記載要領3.（3-12）関係）	問214	理事全員の報酬等の総額は、職員給与を受けている理事が複数いる場合も記載する必要がありますがあるのか。（記載要領3.（3-12）関係）	
電子開示 システム	問215	理事全員の報酬等の総額は、前会計年度の理事に対して支出した実績額を記載することとなっているが、前会計年度の途中から職員としての給与を受けている者が理事になった場合、当該理事の職員としての給与はどこまで含めるのか。（記載要領3.（3-1-2）関係）	問215	理事全員の報酬等の総額は、前会計年度の理事に対して支出した実績額を記載することとなっているが、前会計年度の途中から職員としての給与を受けている者が理事になった場合、当該理事の職員としての給与はどこまで含めるのか。（記載要領3.（3-1-2）関係）	
電子開示 システム	問216	前会計年度における理事会への出席回数について、テレビ会議で理事会に出席した場合出席回数に含むのか。（記載要領3.（3-1-3）関係）	問216	前会計年度における理事会への出席回数について、テレビ会議で理事会に出席した場合出席回数に含むのか。（記載要領3.（3-1-3）関係）	

電子開示システム	電子開示システム	問217	「常勤専従」と「常勤兼務」の違いを教えてください。(記載要領6. 関係)	1. 同一の法人又は施設内で複数の職務に従事しているかどうかにより違いが生じるものと考えられます。例えば、本部職員兼施設長、施設長兼介護職員、看護職員兼機能訓練指導員、特養とショート入居の施設長の兼務などは「常勤兼務」と考えます。	システムQ&A	問13
電子開示システム	電子開示システム	問218	常勤換算数の計算方法を教えてください。(記載要領6. 関係)	1. 例えば、1日8時間(週40時間)が施設の常勤の従業者が勤務すべき時間の場合、1週間のうち2日間は本部職員、3日間はA施設に勤務している職員の本部における常勤換算数は $2 \times 8 = 16$ 時間、16時間 $\div$ 40時間 $=0.4$ (常勤換算数)となりますので、法人本部職員における常勤換算数は0.4とし、施設・事業所職員の常勤換算数は0.6となります。	システムQ&A	問14
電子開示システム	電子開示システム	問219	中古物件を購入して利用している場合の建設年月日はいつを記載すればよいか。(記載要領11.(1)⑨A関係)	1. 当該物件の建設年月日を把握している範囲で記載してください。 なお、正確な日付が不明な場合は空欄で差し支えありません。	システムQ&A	問15
電子開示システム	電子開示システム	問220	廃止された拠点の拠点区分は、いつまで現況報告書に記載すべきか。また、廃止された拠点区分の情報をどのように記載するのか。(記載要領11.(1)～(3)関係)	1. 拠点区分貸借対照表の残高がゼロになっても、拠点区分事業活動計算書の「当年度決算」欄に金額が計上される場合は、翌会計年度の拠点区分事業活動計算書の「前年度決算」欄に同じ金額を計上する必要があります。 2. 財務諸表等入力シートで作成する現況報告書と計算書類等は連動していますので、「前年度決算」欄を含めて拠点区分の計算書類に計上すべき金額がなくなるまで廃止された拠点区分を現況報告書に記載することになります。 3. 現況報告書の拠点区分の情報については、例えば、i)「②事業所の名称」を変更した場合、ii)入力必須の項目がある、といった財務諸表等入力シートの制限があります。従って、廃止された拠点区分については、廃止された時点の情報を引き続き入力してください。	システムQ&A	問16
組織経営	評議員 役員	問221	「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないう者」かどうかについてはどのように確認すればよいか。	1. 誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要である。	組織運営Q&A	問1

注) 出典事務連絡の略称について

- 社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するQ&A (令和元年6月4日事務連絡) → 「システムQ&A」
- 「社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A (vol.3) (平成30年1月23日付事務連絡)」 → 「充実計画Q&A」
- 「社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&A (平成29年1月24日付事務連絡)」 → 「租特Q&A」
- 「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に関する事務の取扱いについて (平成28年11月11日付事務連絡)」における「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に関するQ&A」 → 「定款変更Q&A」
- 社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A (vol.2) (平成29年9月26日事務連絡) → 「指導監査Q&A (vol.2)」
- 「社会福祉法人の認可について」の別紙「社会福祉法人審査要領」の「第3 法人の組織運営」に係る運用上の留意事項について (令和元年9月13日事務連絡) → 「組織運営Q&A」

参考①（充実計画Q&A問29）

（具体的なイメージ）

（実際の建物の状況）

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2億円
建物付属設備A	2000	0.4億円



（社会福祉充実残額算定シートにおける記載イメージ）

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2.4億円

※ 建物Aに係る「再取得に必要な財産（将来の建替に必要な費用）」は、2.4億円×1.298（1980年度の建設工事費デフレーター）×22%となる。

参考②（充実計画Q&A問36）

	大規模修繕等の工事に該当する例	大規模修繕等の工事に該当しない例 （施設の一部・応急的対応・メンテナンス行為）
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面的なタイルの補修</li> <li>全面的なシール更新</li> <li>全面的な外壁塗装更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>剥落した一部タイルの補修</li> <li>割れた窓ガラスの交換</li> <li>外壁調査</li> </ul>
屋根 / 防水	<ul style="list-style-type: none"> <li>防水トップコートの更新</li> <li>バルコニー防水/シート更新</li> <li>屋根面の塗装更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>破損した防水の部分的な補修</li> <li>屋根の塗装剥落部分の補修</li> </ul>
内装	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室・トイレ・浴室等のリニューアル</li> <li>事務室のOAフロア化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部クロス剥離の補修</li> <li>漏水した部分のみの天井の補修</li> <li>扉の開閉不良の調整</li> </ul>
電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上デジタルTV設備の導入</li> <li>照明設備のLED化</li> <li>受電設備のトランス更新</li> <li>施設内通信設備の導入</li> <li>電気容量の増強</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管球の交換</li> <li>一部コンセントの不良補修</li> <li>事務室内LAN・電話の敷設</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調熱源の更新（個別空調化）</li> <li>空調配管の更新</li> <li>中央監視設備の更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調配管の漏水部分のみの補修</li> <li>空調機等の故障部分のみの修理</li> <li>空調機オーバーホール</li> <li>フィルター/ダクト清掃</li> </ul>
給排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>給湯器の更新（電化等含む）</li> <li>給水/給湯ポンプの更新</li> <li>排水管のライニング更新</li> <li>トイレの増設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水管清掃</li> <li>水栓金物の漏水補修</li> </ul>
EV等昇降機	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーター巻上機/制御盤/かごの更新</li> <li>ダムウェーターの更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターの定期保守・メンテナンス</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>厨房設備の更新</li> <li>インターホン・ICカード等セキュリティ対策工事</li> <li>エントランスへのスロープの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベッド・家具等の取替え</li> <li>外構植栽の剪定</li> </ul>

参考③（充実計画Q&A問55）

	事例	考え方	適否
①	既存建物の修繕（附属設備の更新含む。）	○ 修繕により、建物内外の機能向上が図られ、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。 （単なる現状復旧のための修繕・補修費用など、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は不可。）	△
②	太陽光パネルの設置等省エネ設備の整備	○ 省エネ設備の整備により、経営の安定化や設備の機能向上が図られ、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。 （単に消費電力が省力化するなど、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は不可。）	△
③	倉庫の建替	○ 倉庫の建替に併せて、災害時用の備蓄品の備蓄を行うなど、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。	△
④	将来の不動産取得等のための積立て・資産運用	○ 計画実施期間中において、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないとともに、事業費として外部に支出がなされていないことから、不可。	×
⑤	将来的に事業を実施するための不動産取得	○ 計画実施期間中において、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないことから、不可。 （計画実施期間中に、不動産取得に加え、事業の開始までが予定されていれば可。）	×
⑥	現に有償又は無償賃借をしている事業用不動産の全部取得	○ 法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから、可。	○
⑦	現に有償又は無償賃借をしている事業用不動産の一部取得 ※ 現に賃借をしている土地の一部のみ取得するような場合	○ 提供されるサービス内容に何ら影響を及ぼさないことから、不可。 （一部取得と併せて、増改築等を行うことにより、併せて建物の機能向上等を図る場合には、可。）	×
⑧	送迎車両の更新	○ 建物とは異なり、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないことから、不可。 （再取得に必要な費用は控除対象財産として控除済み。ただし、電動リフト搭載車に変更するなど、サービスの向上に資する更新となっている場合には、可）	×
⑨	送迎車両の台数の増加	○ 送迎車両の台数の増加により、送迎回数が増加するなど、利用者等の利便性の向上に資する内容となっている場合には、可。	△
⑩	駐車場の拡張	○ 職員の通勤効率化、家族との交流の活性化などに資する内容となっている場合には、可。	△
⑪	会議室の設置	○ ケアカンファレンスの活性化などにより、利用者等に対するサービスの質の向上に資する内容となっている場合には、可。	△
⑫	防災・防犯設備の導入	○ 利用者等の安全確保に資することから、可。	○
⑬	建物の耐震化診断	○ 現行の耐震化基準導入以前に建設された建物について、現行の基準を満たしているか不明な場合に診断を行うことは、利用者等の安全確保に資することから、可。	○
⑭	従業員向けの退職金等に係る保険加入や給食の実施等福利厚生の実施	○ 職員の処遇改善に資することから、可。	○
⑮	会計監査や内部統制向上支援、事務処理体制向上支援の実施	○ 法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから、可。	○
⑯	第三者評価の受審	○ 利用者等に対するサービスの質の向上に資することから、可。	○

参考④（充実計画Q&A問65）

平成30年度～平成34年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

**1. 基本的事項**

会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位:千円)	残額総額 (平成29年 期末現在)	1か年度目 (平成30年 期末現在)	2か年度目 (平成31年 期末現在)	3か年度目 (平成32年 期末現在)	4か年度目 (平成33年 期末現在)	5か年度目 (平成34年 期末現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額
	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	0 千円		
うち社会福祉充実事業費(単位:千円)		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	▲200,000 千円	▲200,000 千円	
本計画の対象期間	平成30年9月1日～平成35年2月10日							

**2. 事業計画**

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
5か年度目	〇〇事業				有	500,000千円
小計						500,000千円
合計						500,000千円

**4. 資金計画**

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
〇〇事業	計画の実施期間における事業費合計					500,000千円	500,000千円
	社会福祉充実残額					200,000千円	200,000千円
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他					300,000千円	300,000千円

**5. 事業の詳細**

事業費積算(概算)	〇〇施設建設費用 500,000千円
合計	500,000千円(うち社会福祉充実残額充当額 200,000千円)

参考⑤（充実計画Q&A問68）

(文書番号)  
平成〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事  
又は 殿  
〇〇〇市市長

(申請者)  
社会福祉法人 〇〇〇  
理事長 〇〇 〇〇

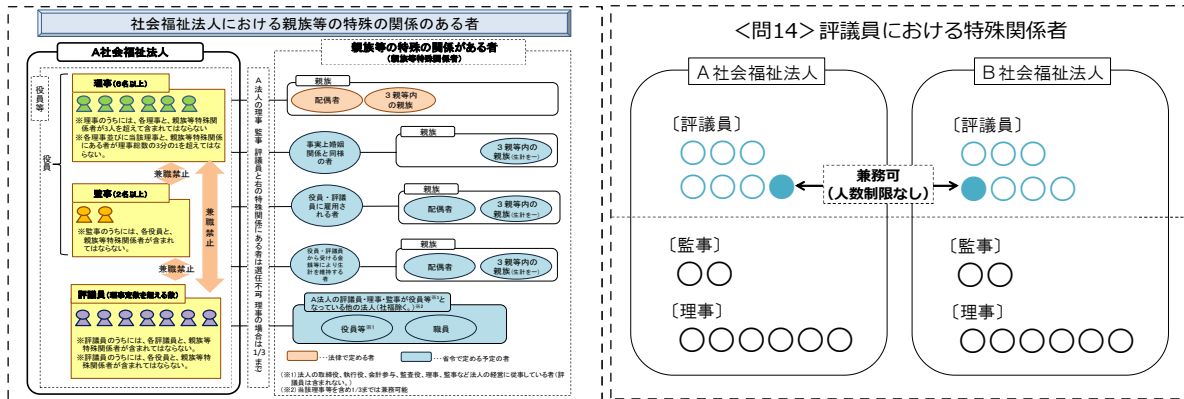
承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請及び届出について

平成〇〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請するとともに、同法同条第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。

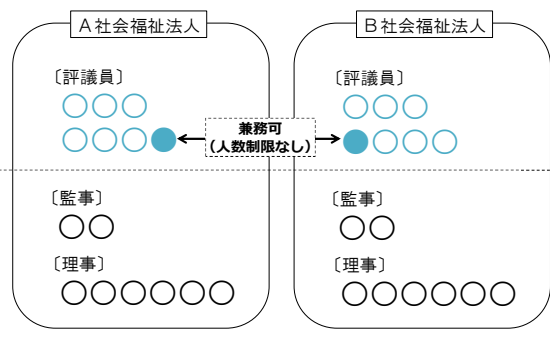
(添付資料)

- ・ 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画  
(注)変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示するとともに、承認申請事項と届出事項が容易に判別できるよう、変更箇所の文末に「(承認申請事項)」又は「(届出事項)」を付すこと。
- ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録(写)
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

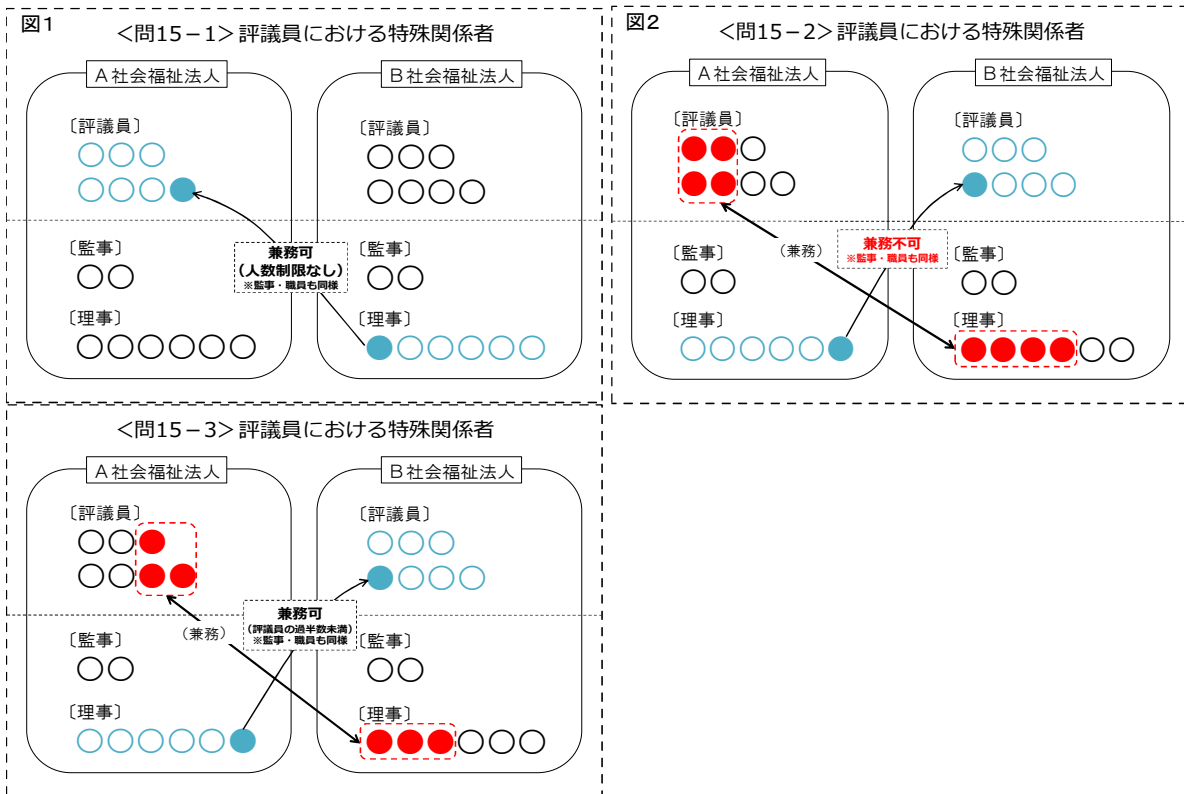
参考⑥ (経営組織Q&A問14)



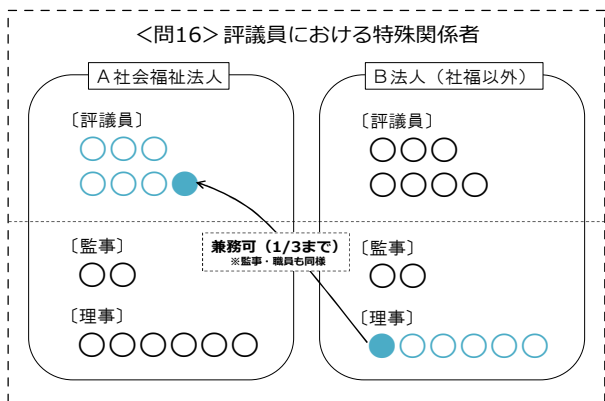
<問14> 評議員における特殊関係者



参考⑦ (経営組織Q&A問15)



参考⑧ (経営組織Q&A問16)





社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するQ&A

問1 社会福祉法人（以下、「法人」といいます。）が、財務諸表等電子開示システム（以下、「電子開示システム」といいます。）により、現況報告書、計算書類等を届け出した場合、システムにおいて公表される時期はいつか。

(答)

電子開示システムにより届け出た場合、現況報告書、計算書類等は、法人が所轄庁へ届出を行った後、概ね1週間程度でシステム上に公表されます。一方、社会福祉充実計画は、所轄庁にて財務諸表等入力シートの内容を確認（電子開示システムで確認処理を実施）した後、概ね1週間程度で公表されることとなります。

問2 届出書類の届出先について、4月1日の時点ではA市が所轄庁だったが、届出を行う時点ではB県に所轄庁が変更になった。この場合はどちらに届出を行えばよいか。

(答)

一般的には、届出を行う時点の所轄庁であるB県に届出を行います。

問3 電子開示システムにより、所轄庁から、都道府県または厚生労働省に対して財務諸表等入力シートの提供を行った後に記載内容の誤りが確認された場合、どのように修正したらよいか。

(答)

都道府県（都道府県において承認済みの場合は、都道府県を通じて厚生労働省福祉基盤課）に対して、差戻しの処理を行うよう依頼する必要があります。そのうえで、法人において入力シートの修正を行い、再度、届出又は提供の処理を行ってください。

問4 法令上、現況報告書の時点は毎年度4月1日とされているが、社会福祉法第45条の34第1項第二号に規定する役員等名簿についても同時点の内容とするべきか。

(答)

役員等名簿については、届出時点で作成する必要があります。なお、役員等名簿は、毎年度定時評議員会最終後、6月までに所轄庁に届け出ることとされている計算書類等と併せて届け出ることを想定しています。

問5 「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」を選択した場合、電子開示システム上で「非公表」の処理を行うとあるが、どの項目が非公表となるのか。

(答)

現況報告書記載要領P1【共通事項】に記載されているとおり、以下の項目については、システム上「非公表」の処理が行われます。

1. 法人基本情報

(1) 都道府県区分 (2) 市町村区分 (3) 所轄庁区分 (4) 法人番号 (8) 主たる事務所の住所 (9) 主たる事務所の電話番号 (10) 主たる事務所のFAX番号 (12) 従たる事務所の住所

1 1. 前会計年度における事業等の概要

(1) 社会福祉事業の実施状況③事業所の所在地 (2) 公益事業③事業所の所在地 (3) 収益事業③事業所の所在地

問6 「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」以外の施設で、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障をきたす恐れがある施設は、どのように記載すればよいか。

(答)

「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」以外の施設で、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障をきたす恐れがある施設（障害者グループホーム、DV被害者相談事業等）については、所在地情報等公表しない事項を空欄として届出を行ってください。なお、所轄庁として必要な情報については、電子開示システムとは別に法人から情報提供を受けて下さい。

問7 評議員全員の報酬等の総額には、アドバイザーとして法人と別に委託契約をしている場合、当該報酬額も含める必要があるのか。(記載要領2.(3-3)関係)

(答)

評議員としての報酬のみが対象となるため、含める必要はありません。

問8 所轄庁からの再就職状況は、法人の所轄庁が変更となった場合、変更前の所轄庁分も含めて記載するのか。(記載要領2.(3-4)等関係)

(答)

法人の所轄庁が変更となった場合についても、評議員・理事・監事に再就職した時点の所轄庁から再就職した場合は記載する必要があります。

問9 所轄庁からの再就職状況は、所轄庁退職後再就職するまでの期間が数年間空いたとしても「有」を選択する必要があるか。(記載要領2.(3-4)等関係)

(答)

お見込みの通りです。

問 10 理事全員の報酬等の総額は、職員給与を受けている理事が複数いる場合も記載する必要があるのか。(記載要領 3. (3-12)関係)

(答)

職員給与を受けている者が1人の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合に職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこととしています。一方、職員給与を受けている理事が複数いる場合は個人の職員給与が特定されなため、職員給与額を含めて理事報酬等の総額に記載する必要があります。

問 11 理事全員の報酬等の総額は、前会計年度の理事に対して支出した実績額を記載することとなっているが、前会計年度の途中から職員としての給与を受けている者が理事になった場合、当該理事の職員としての給与はどこまで含めるのか。(記載要領 3. (3-12)関係)

(答)

理事に就任した日以降に支給された職員としての給与を記載する必要があります。

問 12 前会計年度における理事会への出席回数について、テレビ会議で理事会に出席した場合出席回数に含むのか。(記載要領 3. (3-13)関係)

(答)

含めて記載する必要があります。

問 13 「常勤専従」と「常勤兼務」の違いを教えてください。(記載要領 6. 関係)

(答)

同一の法人又は施設内で複数の職務に従事しているかどうかにより違いが生じるものと考えています。例えば、本部職員兼施設長、施設長兼介護職員、看護職員兼機能訓練指導員、特養とシヨートの施設長の兼務などは「常勤兼務」と考えます。

問 14 常勤換算数の計算方法を教えてください。(記載要領 6. 関係)

(答)

例えば、一日8時間(週40時間)が施設の常勤の従業者が勤務すべき時間の場合、一週間のうち2日間は本部職員、3日間はA施設に勤務している職員の本部における常勤換算数は $2 \times 8 = 16$ 時間、16時間÷40時間=0.4(常勤換算数)となりますので、法人本部職員における常勤換算数は0.4とし、施設・事業所職員の常勤換算数は0.6となります。

問 15 中古物件を購入して利用している場合の建設年月日はいつを記載すればよいか。(記載要領 1. (1)⑨ア関係)

(答)

当該物件の建設年月日を把握している範囲で記載してください。なお、正確な日付が不明な場合は空欄で差し支えありません。

問 16 廃止された拠点の拠点区分は、いつまで現況報告書に記載すべきか。また、廃止された拠点区分の情報をごどのように記載するのか。(記載要領 11. (1) ~ (3) 関係)

(答)

拠点区分貸借対照表の残高がゼロになったとしても、拠点区分事業活動計算書の「当年度決算」欄に金額が計上される場合は、翌会計年度の拠点区分事業活動計算書の「前年度決算」欄に同じ金額を計上する必要があります。

財務諸表等入力シートで作成する現況報告書と計算書類等は連動していますので、「前年度決算」欄を含めて拠点区分の計算書類に計上すべき金額がなくなるまで、廃止された拠点区分を現況報告書に記載することになります。

現況報告書の拠点区分の情報については、たとえば、i)「②事業所の名称」を変更した場合は、「前年度決算」欄に金額が自動繰越されなため再度入力する必要が生じる、ii) 入力必須の項目がある、といった財務諸表等入力シートの制限があります。従って、廃止された拠点区分については、廃止された時点の情報を引き続き記入してください。

廃止拠点を残した場合

平成31年3月31日決算

現況報告書 §11 A拠点 B拠点

A拠点区分事業活動計算書	当年度	前年度
収益	100	100
費用	-80	-80
拠点振替増益	-40	0
当年度差額	-20	20
前期繰越	20	0
次期繰越	0	20

A拠点区分貸借対照表	当年度	前年度
資産(借方)	0	20
負債(貸方)	0	0
純資産(貸方)	0	20

B拠点区分事業活動計算書	当年度	前年度
収益	100	100
費用	-80	-80
拠点振替増益	40	0
当年度差額	60	20
前期繰越	20	0
次期繰越	80	20

B拠点区分貸借対照表	当年度	前年度
資産(借方)	80	20
負債(貸方)	0	0
純資産(貸方)	80	20

法人単位事業活動計算書	当年度	前年度
収益	200	200
費用	-160	-160
拠点振替増益	0	0
当年度差額	40	40
前期繰越	40	0
次期繰越	80	40

法人単位貸借対照表	当年度	前年度
資産(借方)	80	40
負債(貸方)	0	0
純資産(貸方)	80	40

令和2年3月31日決算

現況報告書 §11 (廃止)A拠点 B拠点

A拠点区分事業活動計算書	当年度	前年度
収益	0	100
費用	0	-80
拠点振替増益	0	-40
当年度差額	0	-20
前期繰越	0	20
次期繰越	0	0

A拠点区分貸借対照表	当年度	前年度
資産(借方)	0	0
負債(貸方)	0	0
純資産(貸方)	0	0

B拠点区分事業活動計算書	当年度	前年度
収益	100	100
費用	-80	-80
拠点振替増益	0	40
当年度差額	20	60
前期繰越	80	20
次期繰越	100	80

B拠点区分貸借対照表	当年度	前年度
資産(借方)	100	80
負債(貸方)	0	0
純資産(貸方)	100	80

法人単位事業活動計算書	当年度	前年度
収益	100	200
費用	-80	-160
拠点振替増益	0	0
当年度差額	20	40
前期繰越	80	40
次期繰越	100	80

法人単位貸借対照表	当年度	前年度
資産(借方)	100	80
負債(貸方)	0	0
純資産(貸方)	100	80

廃止拠点を削除した場合

平成31年3月31日決算

現況報告書 §11 A拠点 B拠点

A拠点区分事業活動計算書	当年度	前年度
収益	100	100
費用	-80	-80
拠点振替増益	-40	0
当年度差額	-20	20
前期繰越	20	0
次期繰越	0	20

A拠点区分貸借対照表	当年度	前年度
資産(借方)	0	20
負債(貸方)	0	0
純資産(貸方)	0	20

B拠点区分事業活動計算書	当年度	前年度
収益	100	100
費用	-80	-80
拠点振替増益	40	0
当年度差額	60	20
前期繰越	20	0
次期繰越	80	20

B拠点区分貸借対照表	当年度	前年度
資産(借方)	80	20
負債(貸方)	0	0
純資産(貸方)	80	20

法人単位事業活動計算書	当年度	前年度
収益	200	200
費用	-160	-160
拠点振替増益	0	0
当年度差額	40	40
前期繰越	40	0
次期繰越	80	40

法人単位貸借対照表	当年度	前年度
資産(借方)	80	40
負債(貸方)	0	0
純資産(貸方)	80	40

令和2年3月31日決算

現況報告書 §11 B拠点

A拠点区分事業活動計算書	当年度	前年度
収益	0	0
費用	0	0
拠点振替増益	0	0
当年度差額	0	0
前期繰越	0	0
次期繰越	0	0

A拠点区分貸借対照表	当年度	前年度
資産(借方)	0	0
負債(貸方)	0	0
純資産(貸方)	0	0

B拠点区分事業活動計算書	当年度	前年度
収益	100	100
費用	-80	-80
拠点振替増益	0	40
当年度差額	20	60
前期繰越	80	20
次期繰越	100	80

B拠点区分貸借対照表	当年度	前年度
資産(借方)	100	80
負債(貸方)	0	0
純資産(貸方)	100	80

法人単位事業活動計算書	当年度	前年度
収益	100	100
費用	-80	-80
拠点振替増益	0	40
当年度差額	20	60
前期繰越	80	20
次期繰越	100	80

法人単位貸借対照表	当年度	前年度
資産(借方)	100	80
負債(貸方)	0	0
純資産(貸方)	100	80

(別添)

「会計監査及び専門家による支援等について」のQ&A

問1 専門家が、通知別添2の「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」(以下「財務会計事務処理体制向上支援」という。)を行った場合に、法人に対し、報告はいつまでに行うべきか。また、監事が監査報告として活用する場合の報告はいつまでに行うべきか。

(答)

本支援業務については、特段の報告期限は定められていない。  
また、監事が監査報告として活用できる報告期限についても、各法人において設定して頂くこととなる。

問2 法人が財務会計事務処理体制向上支援を受けた場合、報告書をいつまでに所轄庁あて提出すべきか。

(答)

社会福祉法第59条の規定による所轄庁への届出と併せて行うこと。  
なお、当該報告書の提出については、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの「附属明細・監事監査報告・事業計画書・事業報告書」内の「その他の必要な事項」にアップロードする方法によっても可能である。

問3 決算業務又は記帳代行業務を行う専門家が、財務会計事務処理向上支援を行い、報告書を提出した場合、所轄庁として監査周期の延長等を行うことは可能か。また、顧問契約等により会計又は税務の相談対応や指導業務を行う専門家の場合は可能か。(「社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A (vol.2)」の送付について(平成29年9月26日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)問1の再掲)

(答)

決算業務又は記帳代行業務(以下「決算業務等」)を行う専門家は、法人の会計処理上の判断や意思決定、計算書類等の作成に直接関わる者(以下「直接関与者」と考えられる。直接関与者が「会計監査及び専門家による支援について」(平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)の1の(2)による「専門家による支援」を行うことは、自らが関与した会計処理や計算書類等について、自らが関与した業務を自ら点検(以下「自己点検」)することとなり、法人との関係において客観的な立場により行ったものとならないため、所轄庁の指導監査の代替が可能となる法人の事務処理体制の向上に関する支援を行ったこととはならず、延長等を行うことは適当でない。  
なお、顧問契約等により会計又は税務の相談対応や指導業務を行う専門家は、専門的な立場から見解を述べることが主要な業務内容であり、間接的な関与に留まることが想定されるため、原則として自己点検には当たらず延長等を行うことは差し支えない。  
ただし、直接関与者が法人業務の自己点検の一環として当該法人に対して支援を行うことと自体が否定されるものではない。

問4 財務会計事務処理体制向上支援報告書のチェック項目に記載された内容の適否に応じて、所轄庁における指導監査の周期延長等の取扱いが変わるのか。

(答)

財務会計事務処理向上支援については、本支援を受けることにより、法人の事務処理体制の現状の課題を把握し、改善の契機とすることが重要である。このため、所轄庁は、チェック項目の内容の適否のみならず、法人の改善に向けた取組等を総合的に判断し、指導監査の周期延長等の取扱いを検討されたい。

問5 社会福祉法第59条の規定による所轄庁への届出と併せて財務会計事務処理体制支援報告書の提出がある場合に限り、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」(平成29年3月29日雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭、社会・援護、老健局長連名通知)別紙1現況報告書において、14.(1)③の「イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」を選択できるのか。

(答)

貴見のとおり。  
なお、直接関与者が法人業務の自己点検の一環として当該法人に対して支援を行う場合であっても、財務会計事務処理体制支援報告書の提出があれば、「イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」を選択して差し支えない。

問6 財務会計事務処理体制向上支援報告書について、支援の対象となる会計年度を記載しなくてもよいのか。

(答)

財務会計事務処理体制向上支援は、原則として、これを行った会計年度において、法人の事務処理体制の向上を支援するものであることから、支援の対象となる会計年度については、報告書提出期日を以て判別可能であると思料される。

問7 直接関与者が財務会計事務処理向上支援を実施した場合、報告書の氏名に直接関与者である旨を附記する必要があるか。

(答)

貴見のとおり対応することが望ましい。

問8 通知別添2「財務会計に関する事務処理体制に係る支援項目リスト」(以下「リスト」という。)におけるチェック項目の記載について、適切に重要性の原則が適用されているのであれば、YESに○でよいか。

(答)

貴見のとおり。  
ただし、社会福祉法人会計基準第2条第4号に規定する重要性の原則に鑑みたチェックである旨が明確となるよう、欄外又は所見欄にその旨記載することが望ましい。

問9 リストにおけるチェック項目について、YESやNOの区分が困難である場合はどのように記載したらよいか。

(答)

いずれにもチェックをせず、所見欄に記載する等により、意見を明確にさせていただく方が考えられる。

問10 リストNo.1「予算」の1枠目中、「毎会計年度開始前」の記載は、今年度から初めて支援を行うような場合には、「対象会計年度の開始前」と理解して支援を行えば良いか。

(答)

財務会計事務処理向上支援は、毎年度継続的に行うことを前提としてこのような記載とされているが、初回の支援においては貴員のおり取り扱って差し支えない。

問11 リストNo.3「会計帳簿」の1枠目中、「適時に」とはいつまでなのか。

(答)

法人における経理規程に定める期日とすることを想定している。

問12 リストNo.6「収益、費用の基本的な会計処理」の1枠目中、発生主義としているが、具体的にいつ時点での計上を想定しているのか。

(答)

少なくとも決算期に適用されていることが必要である。

問13 リストNo.14「債権債務の状況」について、該当する取引がない場合、残高等の欄に「無」の記載がないがどのように記載するか。

(答)

YESとNOのいずれにもチェックをせず、欄外又は所見欄に該当がない旨を記載すること等により、その旨を明確にすることが望ましい。

問14 リストNo.17「基本金」、No.18「国庫補助金等特別積立金」、No.19「その他の積立金」について、当期の増減を検討すればよいか。貸借対照表残高を検討するのか。

(答)

当期の増減の検討と貸借対照表残高の検討が想定されるが、当期の増減は事業活動計算書と附属明細書の整合性の観点から、貸借対照表残高の検討は貸借対照表と附属明細書の整合性の観点から、それぞれ検討することになると考えられる。

問15 リストNo.25「一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行」について、具体例は何か。

(答)

「一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行」としては、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付

厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護・老健局長連名通知)及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成28年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭総務・社会・援護局福祉基盤・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉・老健局総務課長連名通知)等が挙げられる。